



第4次 東広島市国際化推進プラン

みんながつながり せかいとつながる
ともにみらいをつくるまち

令和7(2025)年6月

東広島市

はじめに

本市には世界中から多様な言語や文化的背景を持った多くの人々が共に市民として暮らしており、今後も世界的なグローバル化や出入国管理法等の改正の影響によりこうした多様性が増していくことが見込まれます。多様な人々が安心して暮らすためには、相互に違いを理解し合い、同じ市民として個性や能力を活かして活躍できる「多文化共生社会」の実現が重要です。



本市では、平成20(2008)年に「心豊かに安心して暮らせる多文化共生のまちづくり」を基本理念とした「第一次東広島市国際化推進プラン」、平成25(2013)年3月に「みんながつながるまちづくり」を基本理念とした「第二次東広島市国際化推進プラン」、その後、令和2(2020)年7月に「世界とつながり未来を創り出す多文化共生のまち」を基本理念とした「第3次東広島市国際化推進プラン」を策定し、様々な取組を進めてきました。

近年、人口減少による地域社会の担い手不足やコミュニティ活動の停滞等への対応として、外国人市民の受入れ体制の整備や市民のグローバルスタンダードな意識の醸成など多様な人材が活躍できる社会の構築が求められています。この度策定しました、第4次東広島市国際化推進プランでは、「みんながつながり せかいとつながる ともにみらいをつくるまち」を基本理念とし、多文化共生社会の実現、新しい価値観の創造、多様性を活力にしたイノベーションの創造を目指して施策を進めてまいります。

これらの施策を推進していくためには、引き続き、市民の皆様や関係団体、地域のコミュニティ、大学等の学術研究機関、事業所等の多様な主体との連携や協働によって、本プランに掲げた施策の推進に注力して参りますので、なお一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本プランの策定に当たり、熱心にご審議いただきました東広島市国際化推進プラン審議会委員の皆様をはじめ、貴重なご意見やご提案をいただきました市民の皆様や関係団体の皆様に心より感謝申し上げます。

令和7(2025)年6月

東広島市長

高垣 廣徳

< 目次 >

序章 プランの策定にあたって	1
1 プラン策定の趣旨	1
2 プランの概要	2
第1章 東広島市の国際化のあゆみ.....	4
第2章 国際化の現状	7
1 国・県の動向.....	7
2 東広島市の動向.....	9
3 各種調査結果の概要	22
第3章 東広島市の国際化の取組みと今後の課題	44
1 第3次プランにおける取組みと評価.....	44
2 調査等から見える課題.....	53
第4章 プランの基本的な考え方.....	56
1 基本理念.....	56
2 基本目標	57
3 施策体系	59
第5章 施策の展開	60
基本目標1 誰もが暮らしやすい多文化共生のまち	60
基本目標2 国際交流と国際理解で未来に続く価値観を創り出し育むまち	66
基本目標3 多様性を活力にしてイノベーションを創造するまち	68
共通基盤 様々な主体が参画した推進体制の整備.....	71
第6章 プランの推進.....	72
1 庁内推進体制の充実.....	72
2 様々な主体の参画と連携.....	72
3 計画の進行管理.....	72
資料編.....	73

序章

プランの策定にあたって

1 プラン策定の趣旨

我が国においては、総人口の減少や少子高齢化が急速に進行している一方で、在留外国人の増加や多国籍化、多様性・包摂性のある社会実現の動き、デジタル化の進展、気象災害の激甚化等による社会経済情勢の変化を踏まえ、令和2(2020)年9月に「地域における多文化共生推進プラン」を改訂し、地域における多文化共生の更なる推進に取り組んでいます。

一方で、令和2(2020)年1月に国内で初めて新型コロナウイルスの感染が確認され、世界的な新型コロナウイルス感染症のパンデミックに見舞われたことにより、数年間にわたる諸外国との渡航制限で在留外国人や外国人観光客が大幅に減少した中、ICTの進展は我々の日々の生活に大きな変化をもたらし、ヒト・モノ・情報の流れがよりグローバル化し、その影響は世界各地に波及しています。

現在では、国内において外国人観光客や雇用が回復し、令和5(2023)年末時点の在留外国人数が過去最高の約341万人となり、今後、コミュニケーション支援等の生活支援を含めた日本人市民と外国人市民が共生するまちづくりがますます必要な状況となっています。

本市では、令和2(2020)年7月に「第3次東広島市国際化推進プラン(以下「第3次プラン」と言います。)」を策定し、この第3次プランに基づき、「国際化」や「多文化共生社会」の形成を目指し、様々な取組みを進めてきました。その間、外国人市民数も約9,000人に達し、出身の国や地域も100を超える等、多国籍化が進み、より多様化する外国人市民の状況に対応したまちづくりを進めるとともに、その多様性を市の活力とするため、本市に立地するJICA中国、ひろしま国際センター等と連携した事業の実施や、大学と連携したTown&Gown構想や東広島市次世代学園都市構想をもとに、令和32(2050)年を目標として「世界に貢献するイノベーション創造のまち」と「暮らし輝き笑顔あふれる生活価値創造のまち」を目指すこととなりました。

このような背景の下、日本人市民・外国人市民を対象としたアンケート結果等に基づく市の現状と課題や第3次プランにおける取組みの評価を踏まえながら、本市における国際化や多文化共生社会の形成を体系的に進めるため、「第4次東広島市国際化推進プラン(以下「本プラン」と言います。)」を策定します。

2 プランの概要

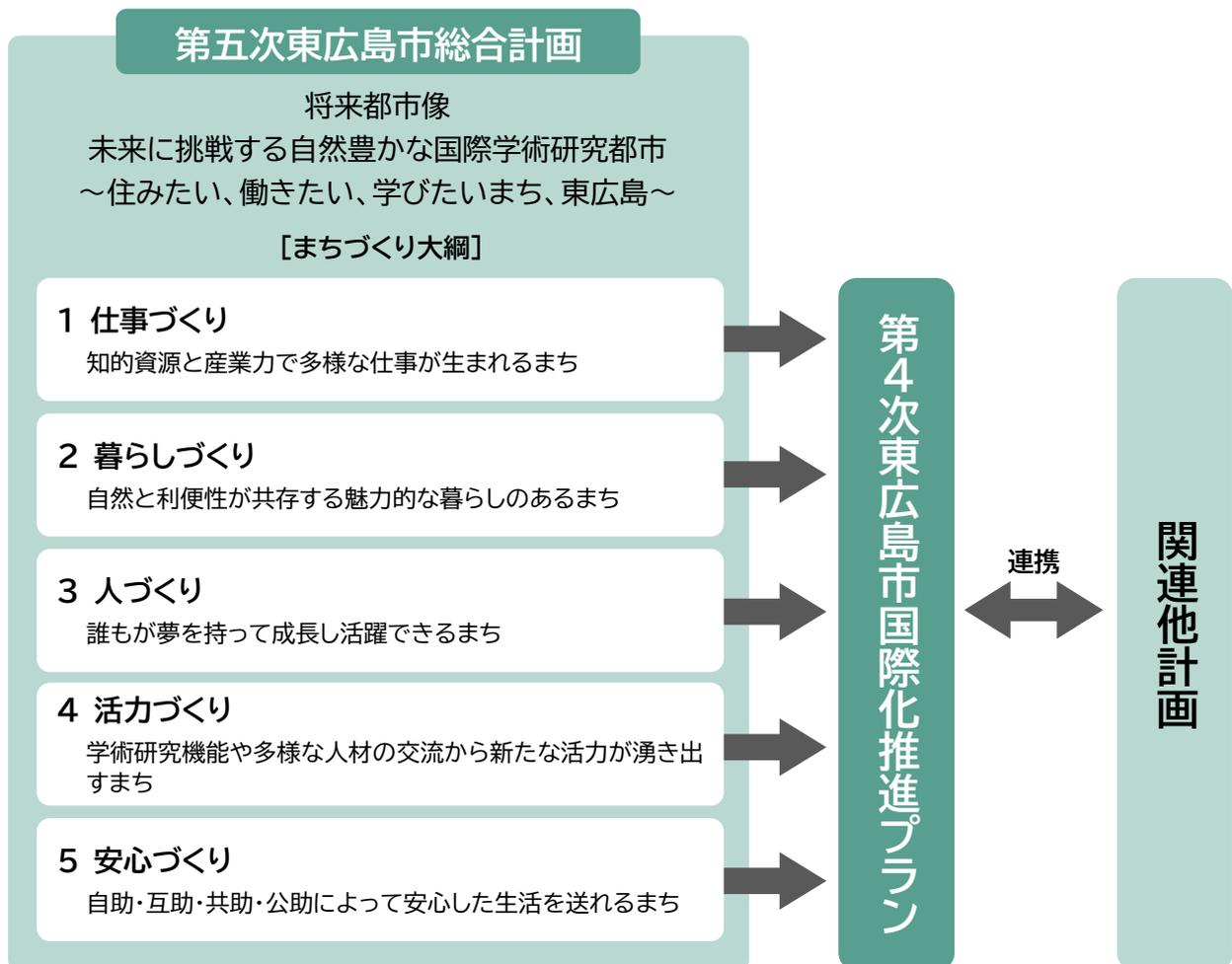
(1) プランの位置付け

本プランは、本市の最上位計画として位置付けられ、まちづくりの基本的な指針となる「東広島市総合計画」の分野別計画の一つとして策定します。「東広島市総合計画」における国際化に係る方策を実現させる実行計画として、具体的かつ計画期間内に実施すべき施策を位置付けるものとしします。

特に、第五次東広島市総合計画(以下「現総合計画」と言います。)においては、国際色豊かなまちの形成は目指すまちの姿の重要な要素となっています。

現総合計画では、「仕事づくり」「暮らしづくり」「人づくり」「活力づくり」「安心づくり」の5つの柱からなる「まちづくり大綱」を設定し、それぞれの基本方針や重視する方向性を示しています。本プランで取り組む「多文化共生と国際化の推進」は、「暮らしづくり」の主要な施策として位置付けられていますが、他の柱にも関わる横断的に取り組むべき課題です。

また、本プランは、国や県の国際化に関する動向や、多文化共生を取り巻く環境の変化等を踏まえた計画であるとともに、国や県の国際化に関する取組方針及び本市の関連する他の計画との整合性に配慮して策定します。



(2) プランの役割

市民一人ひとりが言語や文化の違いにかかわらず安心して暮らすことができ、お互いに認め合い、その個性と能力を十分に発揮することができる社会の実現を目指し、より実効性のある計画として、本市における国際化、多文化共生社会の実現に向けた取組指針と、具体的行動計画を示すものです。

(3) プランの期間

本プランの期間は、令和7(2025)年度から令和12(2030)年度までの6年間です。

期間の最終年度である令和12(2030)年度に、その成果や課題を踏まえた内容の見直しを行い、次期計画につなげます。

なお、社会情勢の変化等により、上位計画に変更がある場合は、適宜その見直しを行うこととします。

(4) プランの策定体制

本プランの策定にあたっては、アンケートやヒアリング調査等を通じて、日本人市民や外国人市民の意見等を把握するとともに、ワークショップ形式による市民との意見交換会の場を設け、多様な意見やアイデアをいただきました。

また、学識経験者、各種団体や組織の関係者等から構成される「東広島市国際化推進プラン審議会」に諮り、専門的見地から意見をいただきました。

第1章

東広島市の国際化のあゆみ

(1) 国際化の気運の高まりと加速 昭和40～60年代(1965年～1988年)

- 昭和40年代(1965年～1974年)の東広島市は、田園農村地帯としての性格が色濃く、外国との結びつきが希薄でしたが、昭和49(1974)年の市制施行以降、学術、産業、経済分野を皮切りに徐々に国際化の気運が高まってきました。
- 昭和50年代(1975年～1984年)には、広島大学の統合移転計画を核とする「賀茂学園都市建設」と、先端技術産業の活力を活かした「広島中央テクノポリス建設」が推進され、本市の国際化は、学術研究分野等への広範な展開が期待されるようになりました。
- このような気運の高まりの中、昭和55(1980)年には、ブラジルマリリア市との親善都市提携が締結され、海外都市との国際交流が始まりました。
- 昭和57(1982)年には、広島大学工学部の移転により、本市への留学生の転入が本格的に始まりました。その後も、国が推進する「留学生受入れ10万人計画」に伴い、本市の留学生数は増加を続け、本市の国際化は更に加速しました。
- 昭和62(1987)年には、外国人登録者数が500人を超え、同年、東広島市国際化推進への提言が策定され、提言に基づき、東広島市国際化推進協議会が設立されました。

(2) 国際交流の進展と国際協力の推進 平成元年～10年代(1989年～2007年)

- 平成元(1989)年には、国の「地域国際交流推進大綱の策定に関する指針」が示され、留学生の増加が続く本市では留学生を中心とした交流事業が推進されました。
- 平成2(1990)年の「出入国管理及び難民認定法」改正以降、全国的に外国人登録者数が増加し、本市においても平成3(1991)年には外国人登録者数が1,000人を突破しました。
- 平成4(1992)年には、留学生宿舎としてサンスクエア東広島が完成しました。
- 平成5(1993)年には、サンスクエア東広島内のコミュニケーションコーナーに外国人相談窓口を設置しました。また、同年に中国徳陽市との友好都市提携が締結され、以降、友好都市訪問団の相互派遣や教育交流をはじめ、都市間交流も活発に進められました。
- 平成7(1995)年には、国から「自治体国際協力推進大綱の策定に関する指針」が示され、国際交流に続く国際化の第二の柱となるよう各地域において国際協力事業が推進されました。
- 平成9(1997)年には、広島中央サイエンスパーク内に、JICA中国国際センター(現JICA中国センター)と広島国際協力センターが一体化した施設「ひろしま国際プラザ」が開所しました。広島国際協力センターによる日本語・日本文化研修や企業等の国際化研修で活用されるとともに、同プラザは、中国地方の国際協力活動拠点として位置付けられ、開発途上国からの研修員が本市を訪れました。研修の傍ら、地域住民との交流も始まるとともに、本市では国際協力事業の一環として、中南米とカンボジア国を対象としたJICA研修コースを開始しました。また、同年には本市の外国人登録者数は2,000人を突破しました。
- 平成13(2001)年には、外国人市民の増加と急速な環境の変化に対応するため、東広島市国際化推進計画第2次提言が策定されました。
- 平成15(2003)年には、本市の外国人登録者数は3,000人を突破しました。

- 平成17(2005)年の1市5町による合併では、更に約300人の外国人登録者が加わり、合わせて3,600人を突破しました。
- 平成18(2006)年には、国の「地域における多文化共生推進プラン」が示され、本市においては外国人登録者数が4,000人を突破しました。

(3) 国際化推進プランの策定と外国人市民の増加 平成20年～30年代(2008年～2019年)

- 平成20(2008)年には、「心豊かに安心して暮らせる多文化共生のまちづくり」を基本理念とした「第一次東広島市国際化推進プラン」を5か年計画として策定しました。
- 平成24(2012)年には、「出入国管理及び難民認定法一部改正」「住民基本台帳法の一部改正」が施行され、外国人も日本人同様に、住民基本台帳に登録されることになりました。
- 平成25(2013)年には、本市に住む全ての市民が相互理解の下、個性と能力を最大限に発揮し、活力に満ちた地域を創り出していく社会の構築を目指し、「みんなが つながる まちづくり」を基本理念として「第二次東広島市国際化推進プラン」を策定しました。
- 平成26(2014)年には、広島大学が文部科学省のスーパーグローバル大学創成支援のタイプA(トップ型)に採択され、以後、留学生の受入数も大幅に増加しました。
- 平成27(2015)年には、全国的にも外国人住民が増加する中、本市の外国人市民数は5,000人を超え、平成29(2017)年には、6,000人を突破しました。
- 平成30(2018)年には、広島県と連携し、「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会」に向けたメキシコ選手団(レスリング・ゴルフ)の事前キャンプ受入れと市民との交流事業を実施しました。
- 令和元(2019)年には、本市の外国人市民数は8,000人を超えました。平成30(2018)年に引き続き、メキシコ選手団(ゴルフ)の事前キャンプ受入れと市民との交流事業を実施しました。また、広島大学と「国際的研究拠点東広島の形成に関する協定」を締結し、イノベーションの創出や国際化の推進に関して連携して取り組んでいくことになりました。
そのほかにも、「出入国管理及び難民認定法一部改正」が施行され、新たな在留資格「特定技能」が創設されたほか、国においても「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策の充実について」を取りまとめ、外国人との共生社会の実現に向けた環境整備を推進することになりました。

(4) パンデミックの影響によるライフスタイルの変化とTown&Gown構想の推進 令和2年～(2020年～現在)

- 令和2(2020)年には、本市においても新型コロナウイルス感染症の罹患者が増加しはじめ、地域経済や地域コミュニティに大きな影響を及ぼしました。オンラインによるWEB会議やテレワークが徐々に浸透し始めたものの、対面を基本とした交流イベント等は軒並み中止や規模を縮小せざるを得ない状況となりました。
そのような中、本市においては、「世界とつながり未来を創り出す多文化共生のまち」を基本理念とした「第3次東広島市国際化推進プラン」を策定しました。また、アリゾナ州立大学(ASU)と地元テンピ市のまちづくりを参考に、持続可能な未来のビジョンを共有する広島大学と連携し、大学と市が共同で地域社会における課題の解決に取り組むため、地域の発展と大学の進化を目指すTown&Gown構想に着手し、同年4月に「Town&Gown Office 準備室」を設置しました。

- 令和3(2021)年には延期されていた「東京2020オリンピック・パラリンピック」が開催されましたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響による入国規制で、在留外国人や外国人観光客が大幅に減少しました。
本市においては10月に広島大学内に国際交流拠点であるフェニックス国際センターミライクリエ(以下、ミライクリエ)が整備され、「Town&Gown Office」が正式に設置されました。また、12月には新型コロナウイルス感染症対策を講じる中、東広島市国際化推進協議会主催で「東広島国際フェスタ」を初めて開催しました。
- 令和4(2022)年には産学民官協働でTown&Gown構想を進めるべく、「東広島市次世代学園都市構想」を取りまとめ、令和32(2050)年を目標に「世界に貢献するイノベーション創造のまち」と「暮らし輝き笑顔あふれる生活価値創造のまち」を目指すこととなりました。また、市内に在留する外国人市民への対応として、オンラインによる相談窓口開設や多言語ホームページのリニューアルを行いました。
- 令和5(2023)年には新型コロナウイルスの感染症法上の位置付けが5類となり、コロナ禍以降減少傾向であった在留外国人や外国人観光客数等は急激に回復しました。また、本市でも対面式の交流イベントの開催が増え始め、参加する外国人市民数も増加傾向となりました。
- 令和6(2024)年4月には市制施行50周年を迎え、6月には初めて外国人市民数が9,000人を超えました。

第2章 国際化の現状

1 国・県の動向

(1) 国の動向・社会情勢

我が国においては、人口減少社会の到来やグローバル化の進展に伴い、経済面や労働者確保の側面等、海外の国々に対する依存が強まる傾向にあるほか、留学生の受入れを促進しています。

こうしたことから、在留外国人数は年々増加し、令和5(2023)年末時点で約342万人となっており、コロナ禍以前の令和元(2019)年末時点の約293万人と比べて、約16.7%の増加となっています。

また、日本政府観光局「訪日外客統計」によると、外国人観光客数は令和元(2019)年の約3,188万人がピークとなっていましたが、コロナ禍の令和3(2021)年では約25万人まで減少したものの、令和6(2024)年時点で、急速な回復をみせています。

世界全体でも、新型コロナウイルス感染症の影響が収まったことにより、国際的に人や経済の流れが活性化しています。

ア 外国人労働者の増加

厚生労働省の「外国人雇用状況」の届出状況によると、令和5(2023)年10月末時点で、外国人労働者数は204万8,675人で、平成25(2013)年10月末時点の71万7,504人と比べて3倍弱の増加となっています。

制度面では令和元(2019)年に、生産性向上や国内人材確保の取組みを行ってもなお人材確保が困難な産業上の分野において、深刻化する人手不足に対応するため、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受け入れる在留資格である「特定技能」を創設しました。

また、令和6(2024)年には、出入国管理法等の改正が行われ、現行の「技能実習制度」を発展的に解消し、「特定技能」へとつなげることを目的とした新たな「育成就労制度」が令和9(2027)年までに施行されることになりました。

イ 留学生の増加

外国人留学生の獲得に向け、関係省庁等が連携しながら諸外国の若者へ留学情報の発信、国費留学生の募集選考等、様々な事業を実施しています。こうした取組みの結果、在留資格別では、令和5(2023)年末時点の留学生数は約34万人と、令和元(2019)年の過去最多に迫る勢いとなっています。

今後も、国における「教育未来創造会議第二次提言」により、令和15(2033)年に40万人の外国人留学生受入れを目指すとともに、卒業後の国内就職率6割を目指しています。

ウ 外国人観光客の増加

外国人観光客は、令和元(2019)年の3,188万人まで増加傾向でしたが、世界的な新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響による入国制限等により、令和3(2021)年には、外国人観光客が約25万人にまで減少しました。その後、入国制限が緩和された影響もあり、令和6(2024)年時点では、急激に外国人観光客数が増加しています。

また、国では観光立国に向け、令和12(2030)年に訪日外国人旅行者数6,000万人を目標に、持続可能な観光地域づくりやインバウンドの回復戦略等に力を入れています。

エ SDGsと多文化共生

SDGs(持続可能な開発目標)とは、平成27(2015)年9月に国連サミットで採択された持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成される国際目標で、その多くが直接・間接的に多文化共生と関係しています。

国では平成30(2018)年に、地方創生の一環として、自治体のSDGs達成に向けた優れた取組みを支援する「SDGs未来都市」の選定を開始し、未来の持続可能性に向けた取組みを促進しています。

本市では、令和2(2020)年に広島県内の市町で最初の「SDGs未来都市」に選定され、市民、企業、団体とともに、SDGs未来都市の実現を図っています。世界中から多様な言語や文化的背景を持った人々が集まり、共に市民として暮らしていけるよう、SDGsの考えも念頭に置き、多文化共生社会の実現に取り組んでいます。

(2) 広島県の動向

広島県においては、令和2(2020)年10月に策定した「安心 ▶ 誇り ▶ 挑戦 ひろしまビジョン」に基づき、県民が円滑かつ適切に就労し、安心して生活できる環境整備を目指しています。こうした中、広島在住外国人生活情報サイト「Live in Hiroshima」で様々な情報を多言語で発信するほか、地域日本語教育の総合的な体制づくりに向けた広島県アクションプランを策定し、地域の日本語教育の充実を図っています。

令和5(2023)年5月には、広島市で「G7広島サミット」が開催されたことで、国際的に広島県の魅力や認知度が向上したこともあり、「国際平和拠点ひろしま構想」による世界平和への取組みも推進しています。

また、広島県の留学生は5,438人(令和5(2023)年末 法務省)で、広島県留学生活躍支援センターを通して各種就労セミナーの実施をはじめ、留学生の受入れ、定着に向けた様々な取組みを推進しています。

2 東広島市の動向

(1) 外国人市民数の推移

本市の外国人市民数は、令和5(2023)年末時点で8,778人であり、10年前の平成25(2013)年からおよそ2倍の増加となっています。令和3(2021)年にはコロナ禍の影響による減少がみられましたが、現在では過去最高の外国人市民数を更新し、総人口に占める外国人の人口比率は4.6%となっています。

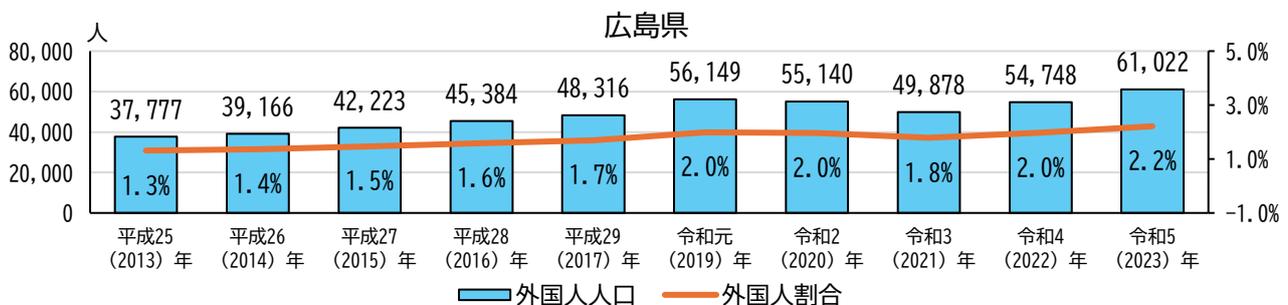
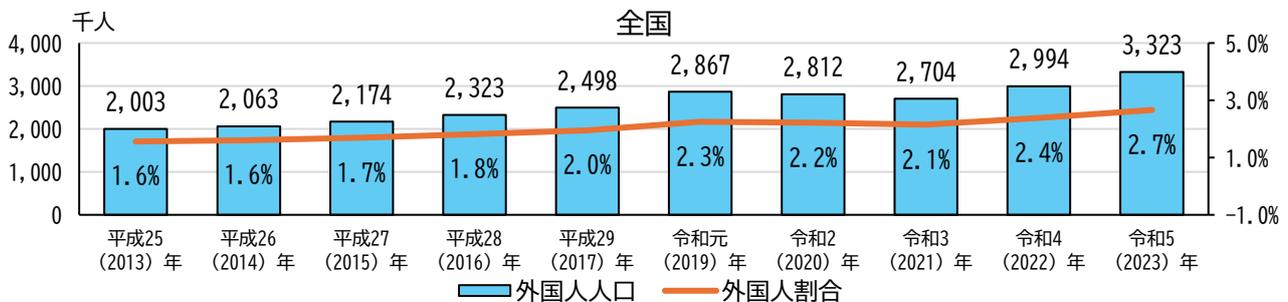


資料:住民基本台帳(各年12月末)

<国・県との比較>

国や県の外国人数の推移は増加傾向にあり、コロナ禍の影響による令和2(2020)年、令和3(2021)年に減少はありましたが、令和4(2022)年から再び増加に転じています。

また、総人口に占める外国人の人口比率は国や県に比べて本市の方が高くなっています。



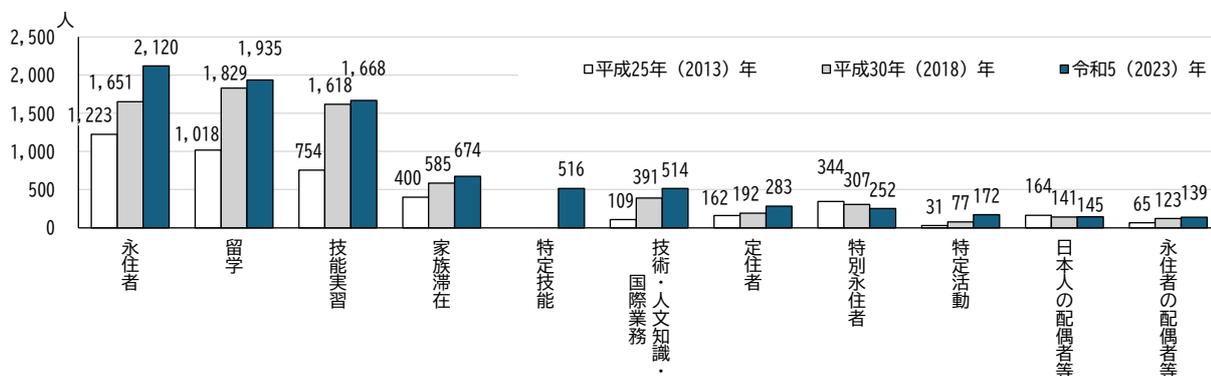
資料:法務省 在留外国人統計(各年12月末)

総務省 住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数(各年12月末)

(2) 外国人市民の在留資格別の推移

外国人市民の在留資格をみると、令和5(2023)年末時点で、「永住者」が2,120人で最も多く、次いで「留学」が1,935人、「技能実習」が1,668人と続きます。

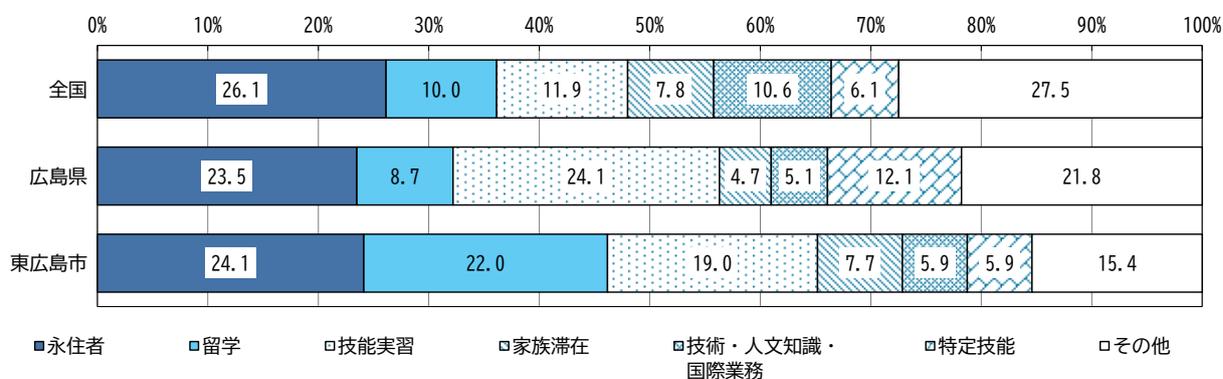
最近10年間の変化をみると、永住者、留学生、技能実習がそれぞれ約900人増加しているをはじめ、一部を除いてほとんどの在留資格で人数が増加しています。



資料:住民基本台帳(各年12月末)

<国・県との比較>

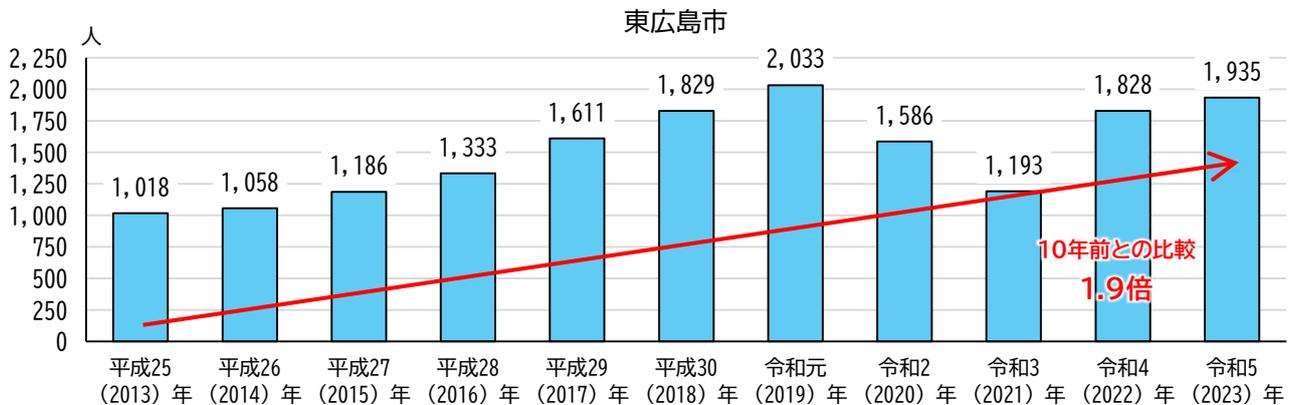
国や県の在留資格比率と比較すると、本市では「留学」の割合が20%以上を占め、国や県の比率を大きく上回っています。また、「技能実習」も19.0%で、国の比率を上回っています。



資料:国、県は法務省 在留外国人統計(令和5(2023)年12月末)、市は住民基本台帳(令和5(2023)年12月末)

ア 留学生数の推移

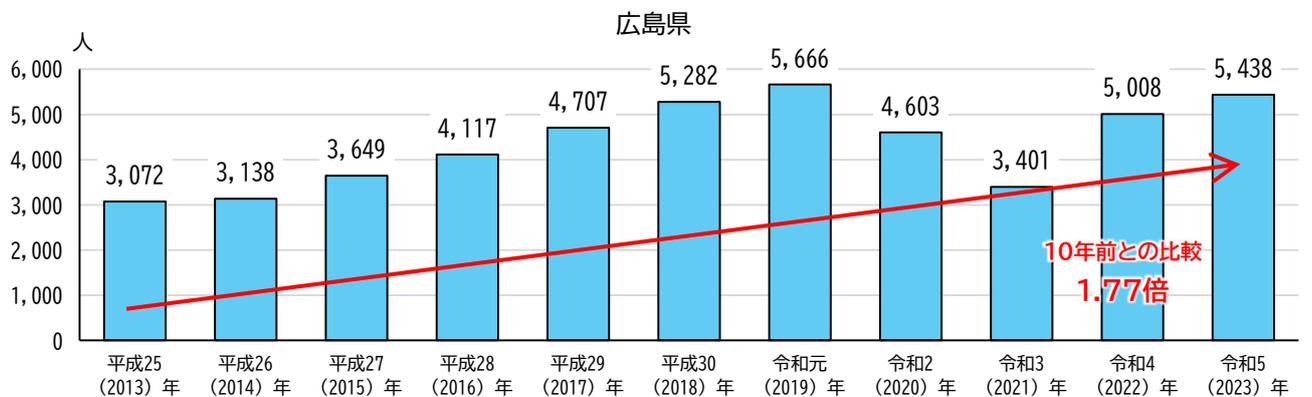
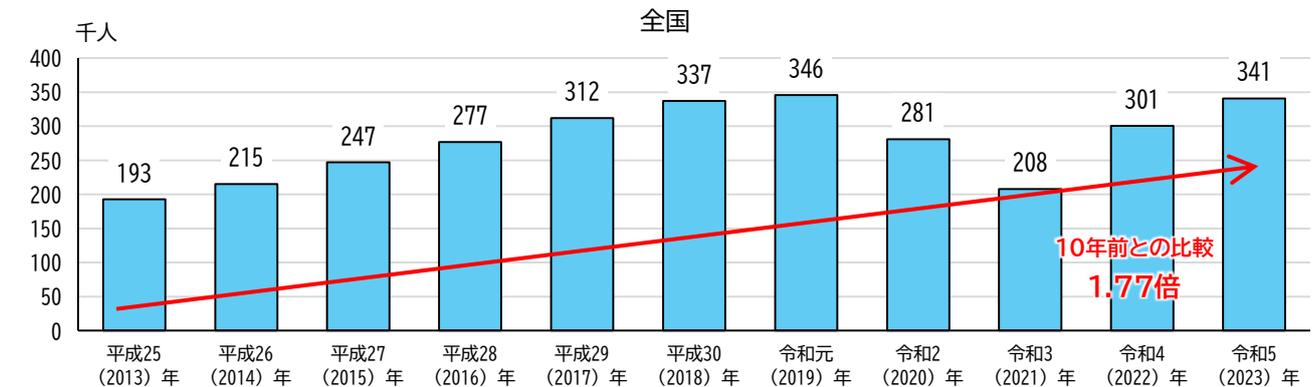
本市の留学生数(留学資格者数)は、令和5(2023)年末時点で1,935人となっており、コロナ禍による減少から回復しつつあります。



資料:住民基本台帳(各年12月末)

<国・県との比較>

国や県の留学生数の推移をみると、令和2(2020)年から令和3(2021)年にかけて減少していますが、令和4(2022)年以降は増加傾向となっています。10年前の平成25(2013)年と比較した増加率では、本市は国や県に比べて大きく上回っています。

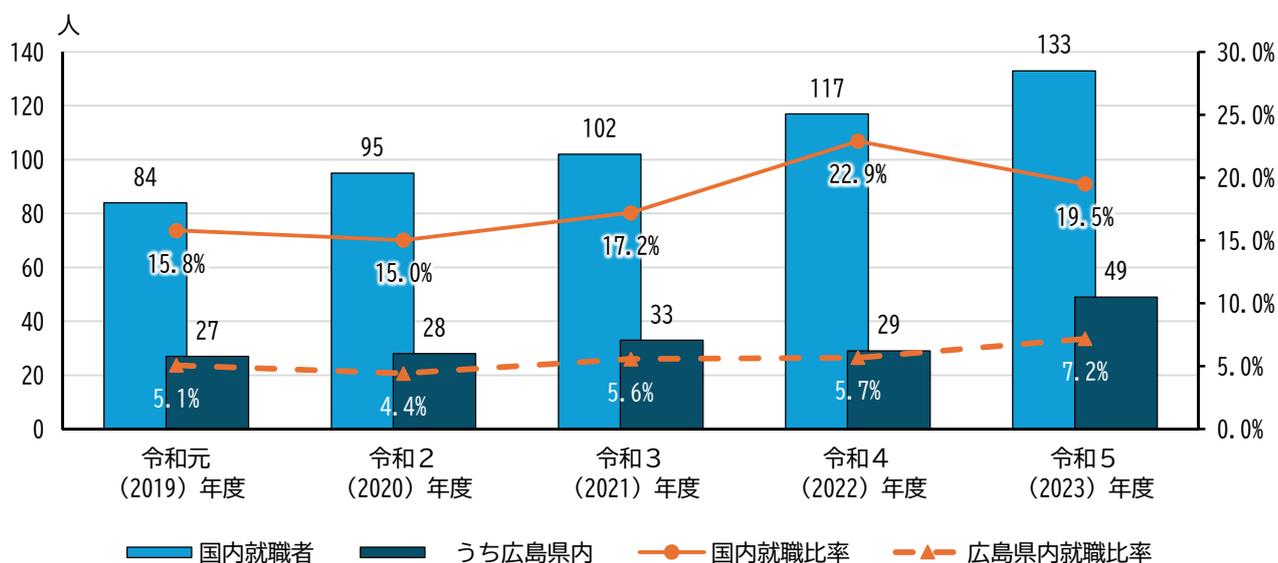


資料:法務省 在留外国人統計(各年12月末)

イ 留学生就職者数の推移

本市に立地する大学等を修了した留学生の国内就職状況をみると、令和5(2023)年度では19.5%と、約5分の1が国内に就職している一方で、広島県内に就職した留学生は7.2%となっています。

国内就職者、広島県内就職者ともに増加傾向となっていますが、広島県での就職は10%以下となっており、その中で本市への就職はさらに少ない状況です。



資料：広島県留學生活躍支援センター調べ(本市内大学等抽出)

※集計は本市に立地する広島大学、エリザベト音楽大学、近畿大学工学部、広島国際大学、HLA日本語学校の合計となっています。

うち、広島国際大学及びエリザベト音楽大学については他市キャンパスの学生の状況も含んだものとなっています。

ウ 外国人労働者数の推移

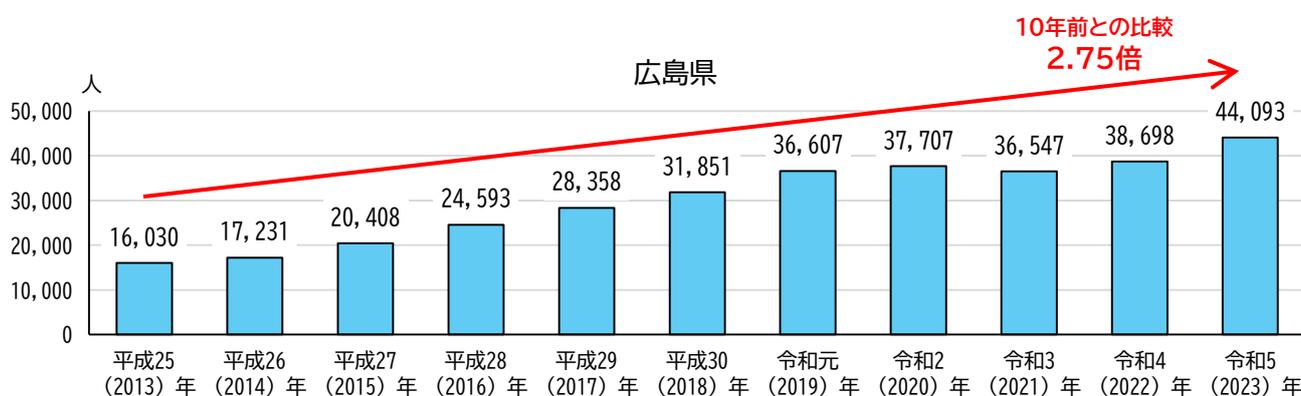
ハローワーク広島西条管轄エリアの外国人労働者数は、令和5(2023)年10月末日時点で6,037人となっており、近年は増加傾向となっています。10年前の平成25(2013)年と比較して、3倍以上の増加となっています。



資料: 広島労働局「外国人雇用状況の届出状況」(各年10月末)

<国・県との比較>

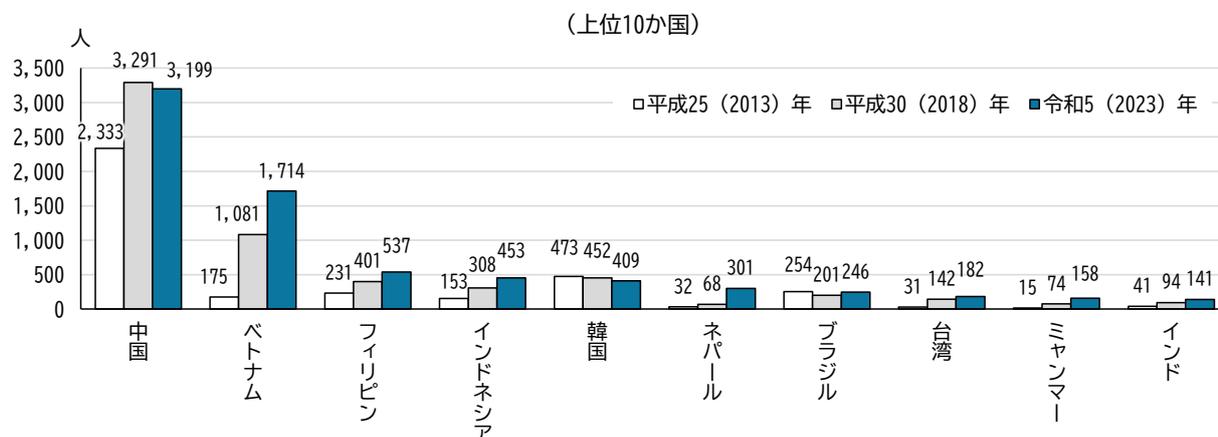
国や県の外国人労働者数の推移をみると、令和5(2023)年の増加が顕著となっています。10年前の平成25(2013)年と比較した増加率では、本市は国や県に比べて大きく上回っています。



資料: 厚生労働省「外国人雇用状況の届出状況」(各年10月末)

(3) 外国人市民の国籍別の推移

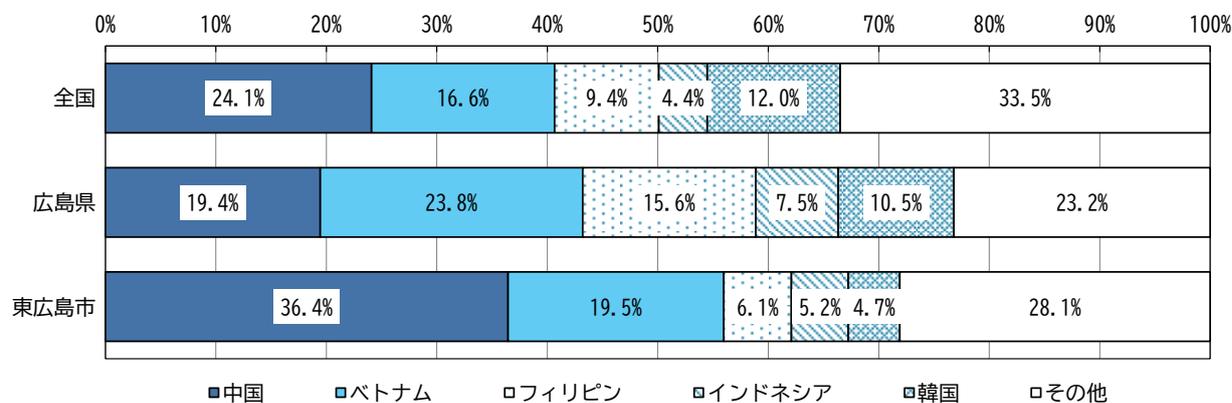
外国人市民の国籍をみると、約90%がアジア地域の出身となっています。令和5(2023)年末時点では、「中国」が3,199人と最も多く、次いで「ベトナム」が1,714人、「フィリピン」が537人、「インドネシア」が453人と続きます。上位10か国のうちほとんどの国籍で増加傾向がみられる中、「韓国」はやや減少傾向がみられます。



資料:住民基本台帳(各年12月末)

<国・県との比較>

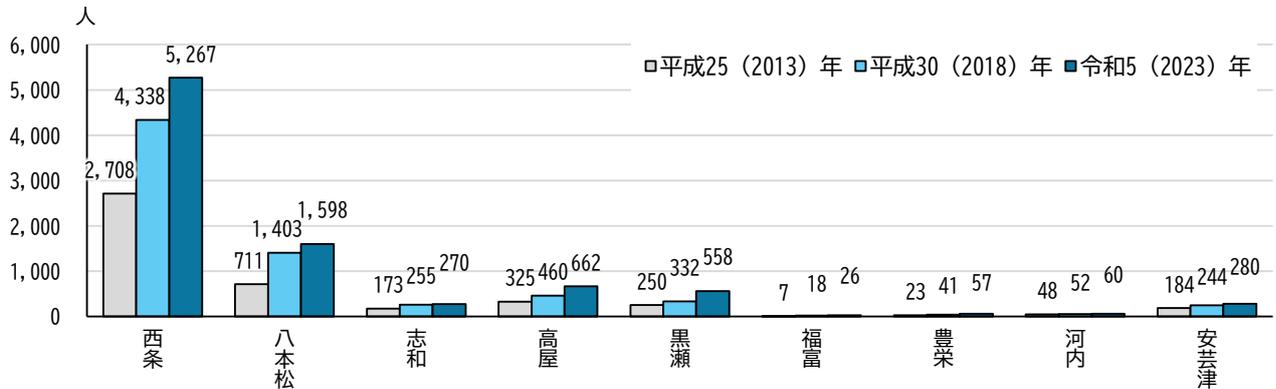
国や県の国籍比率と比較すると、本市では「中国」の割合が36.4%を占め、国や県の比率を大きく上回っています。国では、「ベトナム」に次いで「韓国」の割合が高いものの、県や本市では「フィリピン」の割合が高くなっています。また、本市では国や県の比率に比べて「韓国」の割合が低いことも特徴です。



資料:国、県は法務省 在留外国人統計(令和5(2023)年12月末)、市は住民基本台帳(令和5(2023)年12月末)

(4) 外国人市民の居住地

外国人市民の居住地をみると、令和5(2023)年末時点では、「西条地区」が5,267人と最も多く、次いで「八本松地区」が1,598人、「高屋地区」が662人と続きます。居住地は市内全域の分散型となっており、10年前の平成25(2013)年と比べ、どの地域も外国人市民数は増加しているほか、大学や事業所が多く立地する地域に居住する割合が高くなっています。

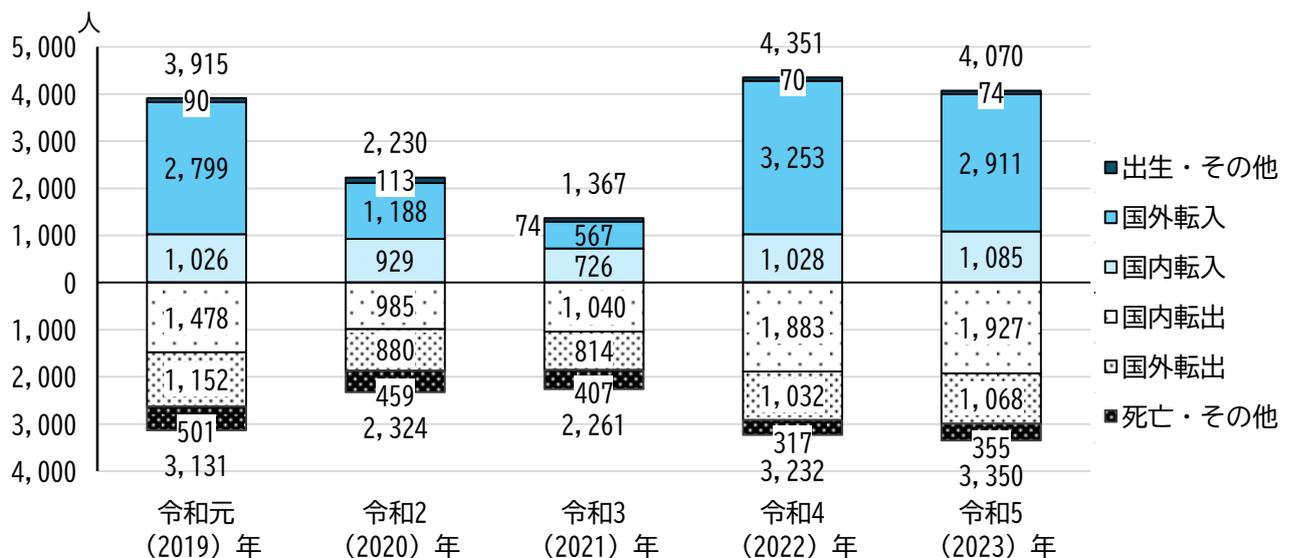


資料:住民基本台帳(各年12月末)

(5) 外国人市民の人口の動き

外国人市民の人口動態をみると、コロナ禍の令和2(2020)年、令和3(2021)年は転出超過となっており、それ以外の年においては、転出者数より転入者数の方が多い状況です。

転出者の内訳をみると、いずれの年も国内他自治体への転出者数が、国外への転出者数を上回っています。また、令和5(2023)年では国外転入者数が2,911人に対して、国外転出者数が1,068人、国内転出者が1,927人となっており、本市は入国直後の居住地となっているものの、その後は国内の他自治体への転出が多い傾向にあります。



資料:総務省 住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数(各年1~12月合計)

(6) 外国人市民の居住年数

外国人市民の居住年数では、おおむね1年～3年未満の割合が高くなっています。

在留資格別でみると、永住者や特別永住者の居住年数は10年以上の割合が最も高くなっており、企業内転勤では約83%が6か月未満で最も高くなっています。

<居住地別居住年数>

※網掛けは構成比の上位項目

居住地	居住年数	総計(人)	6か月未満	6か月～ 1年未満	1年～ 3年未満	3年～ 5年未満	5年～ 10年未満	10年以上
西条地区		5,257	20.3%	9.7%	30.7%	12.8%	13.9%	12.6%
西条南部		2,094	23.1%	9.8%	28.3%	12.1%	13.4%	13.3%
西条北部		3,160	18.5%	9.6%	32.3%	13.2%	14.2%	12.2%
八本松地区		1,582	18.6%	11.8%	24.6%	12.0%	17.1%	15.9%
志和地区		270	27.8%	14.8%	28.2%	15.9%	4.8%	8.5%
高屋地区		661	13.0%	13.0%	24.7%	13.0%	16.0%	20.3%
黒瀬地区		558	22.9%	12.4%	28.8%	14.9%	8.1%	12.9%
福富地区		25	32.0%	0.0%	32.0%	8.0%	8.0%	20.0%
豊栄地区		57	24.6%	17.5%	28.1%	10.5%	10.5%	8.8%
河内地区		60	26.7%	6.7%	18.3%	13.3%	8.3%	26.7%
安芸津地区		280	20.7%	19.3%	32.5%	7.9%	4.6%	15.0%

資料:住民基本台帳（令和5年(2023)年12月末）※転出予定者を除く。

<在留資格別居住年数>

※網掛けは構成比の上位項目

在留資格	居住年数	総計(人)	6か月未満	6か月～ 1年未満	1年～ 3年未満	3年～ 5年未満	5年～ 10年未満	10年以上	上位国籍別
永住者		2,119	2.6%	1.6%	8.5%	12.0%	30.6%	44.7%	中国、ブラジル、フィリピン
留学		1,932	29.8%	9.5%	45.2%	10.9%	4.5%	0.1%	中国、ネパール、インドネシア
技能実習		1,653	35.4%	19.7%	37.3%	6.8%	0.8%	0.0%	ベトナム、インドネシア、フィリピン
家族滞在		674	18.1%	17.8%	35.4%	14.5%	12.3%	1.9%	中国、ベトナム、インドネシア
特定技能1号		514	24.5%	19.6%	27.7%	21.6%	6.6%	0.0%	ベトナム、フィリピン、インドネシア
技術・人文知識・国際業務		511	13.5%	10.6%	31.9%	25.2%	15.9%	2.9%	中国、ベトナム、マレーシア
定住者		283	15.1%	16.2%	27.1%	14.8%	18.0%	8.8%	中国、フィリピン、ブラジル
特別永住者		252	2.0%	3.2%	7.9%	2.4%	11.1%	73.4%	韓国、朝鮮等
特定活動		170	37.0%	11.8%	27.1%	14.1%	10.0%	0.0%	ミャンマー、中国、ベトナム
日本人の配偶者等		145	9.7%	12.4%	22.1%	23.4%	24.1%	8.3%	中国、フィリピン、ブラジル
永住者の配偶者等		139	11.4%	9.3%	22.9%	30.7%	24.3%	1.4%	中国、フィリピン
教授		102	18.6%	7.8%	26.6%	18.6%	24.5%	3.9%	中国、インド、韓国
高度専門職1号口		76	1.3%	25.0%	40.8%	13.2%	17.1%	2.6%	中国、インド等
企業内転勤		42	83.3%	4.8%	7.1%	4.8%	0.0%	0.0%	台湾、中国
経営・管理		29	3.4%	6.9%	27.6%	10.3%	41.5%	10.3%	中国、スリランカ
教育		28	17.9%	7.1%	53.7%	7.1%	7.1%	7.1%	アメリカ、イギリス
技能		28	14.3%	0.0%	32.1%	21.4%	28.6%	3.6%	ネパール、中国
高度専門職1号イ		21	9.5%	9.5%	19.0%	14.3%	42.9%	4.8%	中国、エジプト等
文化活動		13	30.7%	15.4%	15.4%	7.7%	23.1%	7.7%	中国、フランス等
介護		4	0.0%	0.0%	50.0%	25.0%	25.0%	0.0%	ベトナム、中国
医療		3	0.0%	66.7%	0.0%	0.0%	33.3%	0.0%	中国
研究		3	33.3%	0.0%	0.0%	33.3%	33.3%	0.0%	中国、インドネシア、フィリピン
高度専門職2号		3	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	66.7%	33.3%	中国、韓国
高度専門職1号ハ		2	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	中国
宗教		1	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	韓国

資料:住民基本台帳（令和5(2023)年12月末）※転出予定者を除く。

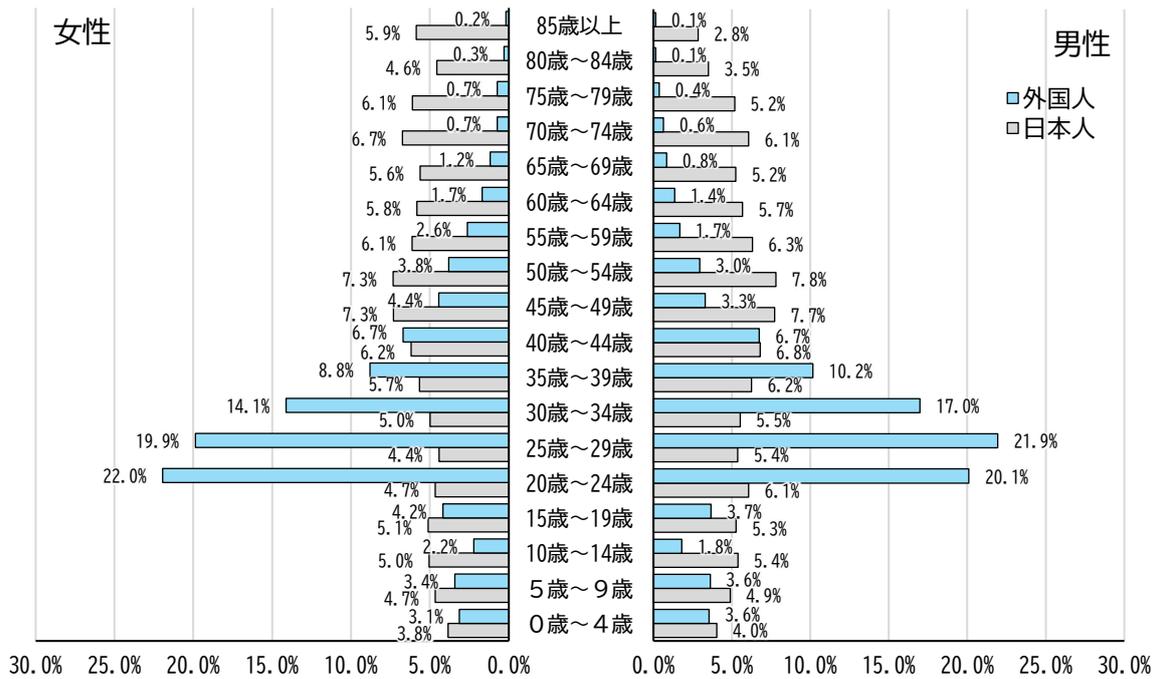
(7) 外国人市民の年齢

ア 日本人市民と外国人市民の人口構成比

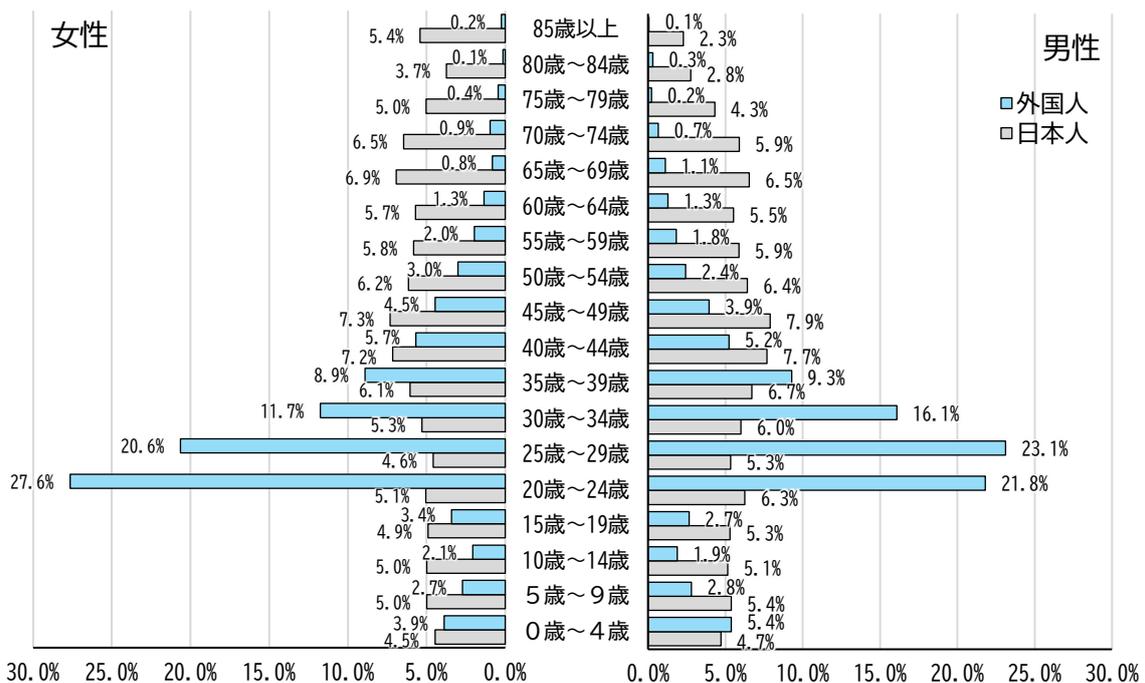
本市における令和5(2023)年末時点の人口構成比をみると、日本人市民では緩やかなつぼ型になっているのに対し、外国人市民では20歳代が約40%、20～34歳で60%弱を占めています。

平成30(2018)年と比較しても、外国人市民の年齢構成に大きな違いはなく、留学生、就労にあたる年代が高くなっていることが分かります。

<令和5(2023)年>



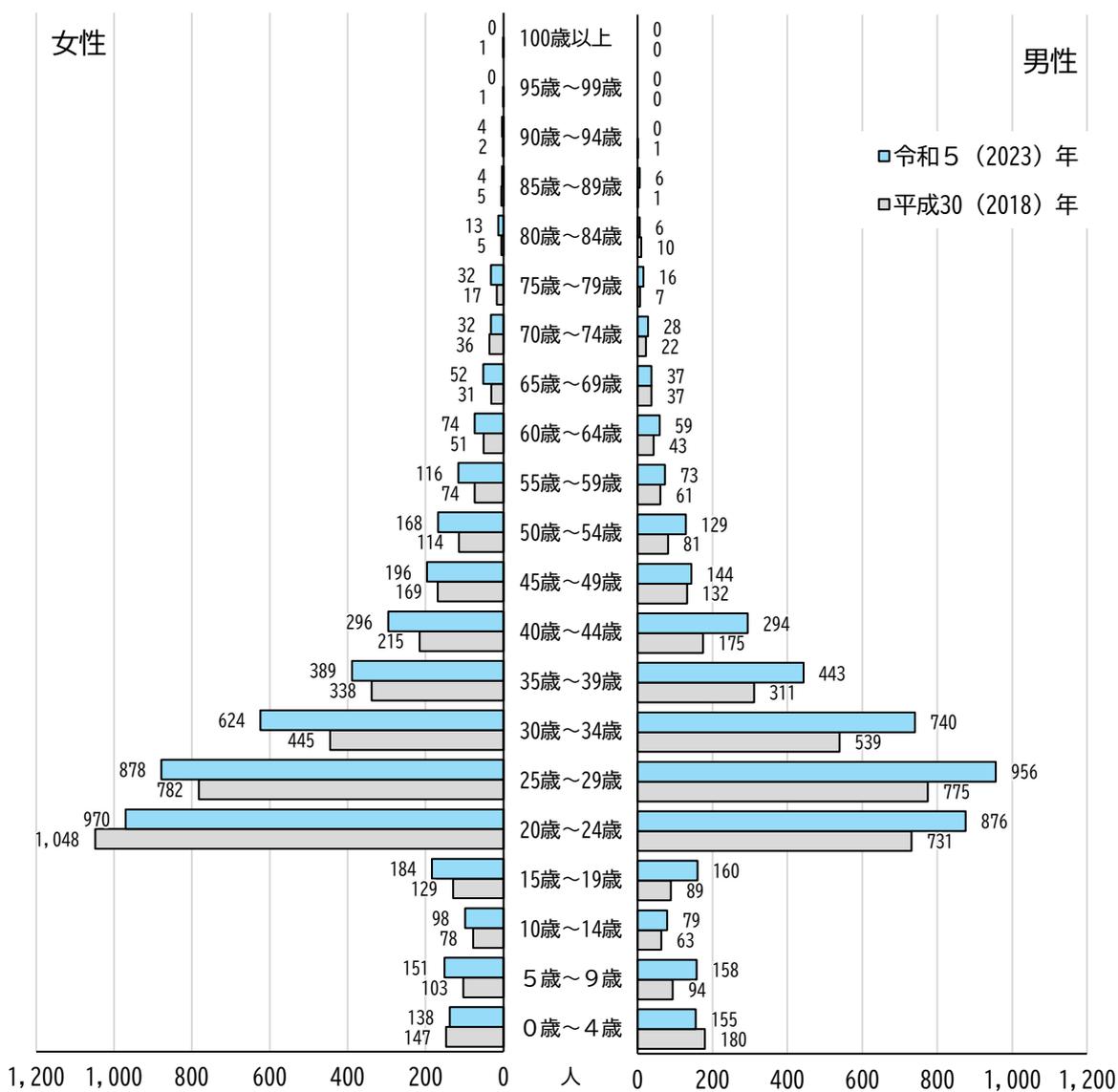
<平成30(2018)年>



資料:住民基本台帳(各年12月末)

イ 各年代の外国人市民数

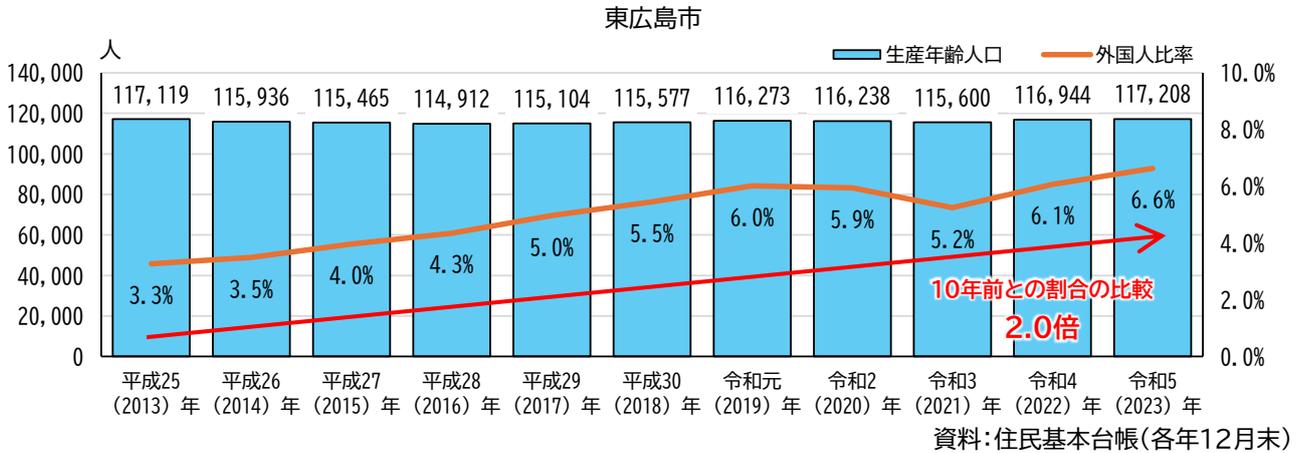
平成30(2018)年と令和5(2023)年の5歳階級別の外国人市民数を比較すると、ほとんどの年齢階級で増加している様子がうかがえる中、65歳以上の高齢者世代も増加してきており、今後の福祉施策等への影響も考えられます。



資料:住民基本台帳(各年12月末)

ウ 生産年齢人口の推移

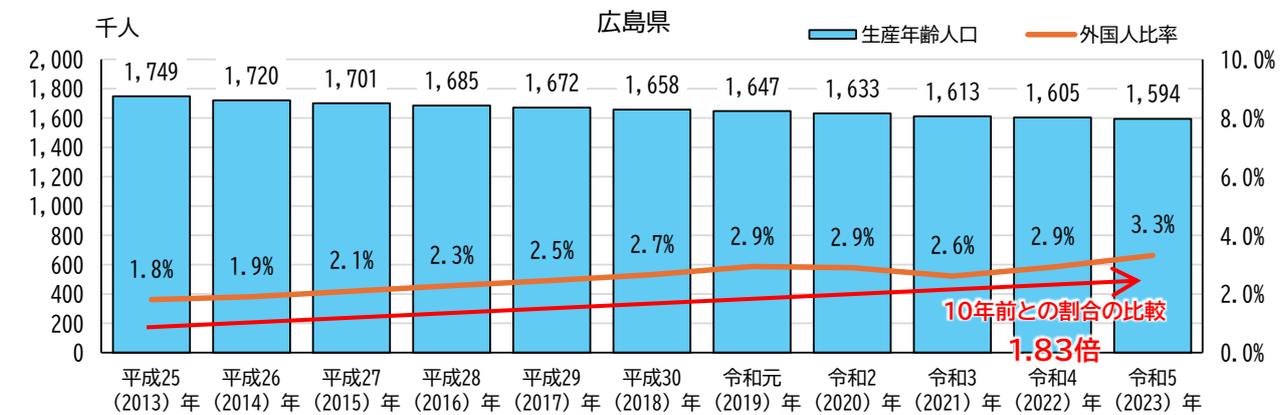
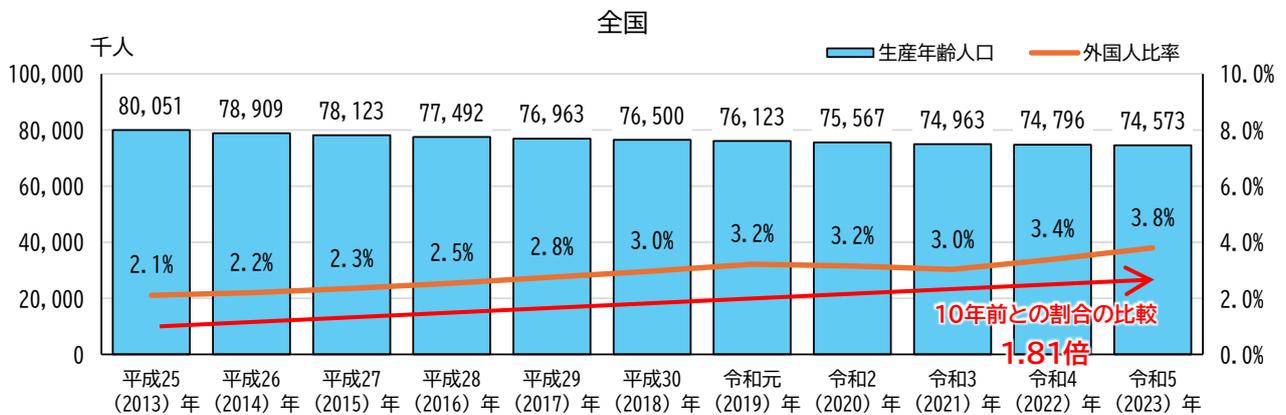
生産年齢人口(15～64歳)の推移をみると、本市の総数では過去10年間で横ばいとなっていますが、生産年齢人口に占める外国人比率は令和5(2023)年で6.6%となっており、10年で3.3ポイント上昇しています。



<国・県との比較>

国や県の生産年齢人口総数の推移をみると、過去10年間で減少傾向にあります。

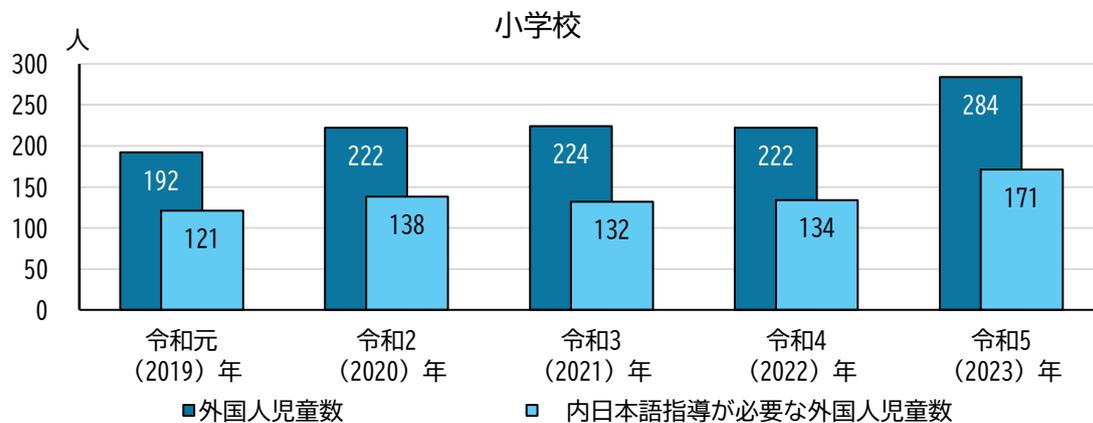
国や県の生産年齢人口総数に占める外国人比率は、10年間でそれぞれ1.7、1.5ポイントの上昇となっており、本市の外国人比率と10年前からの割合の増加率は国や県に比べて高くなっています。このことから、本市の生産年齢人口は、日本人では減少しているものの、外国人の増加によって過去10年間維持している様子が見えます。



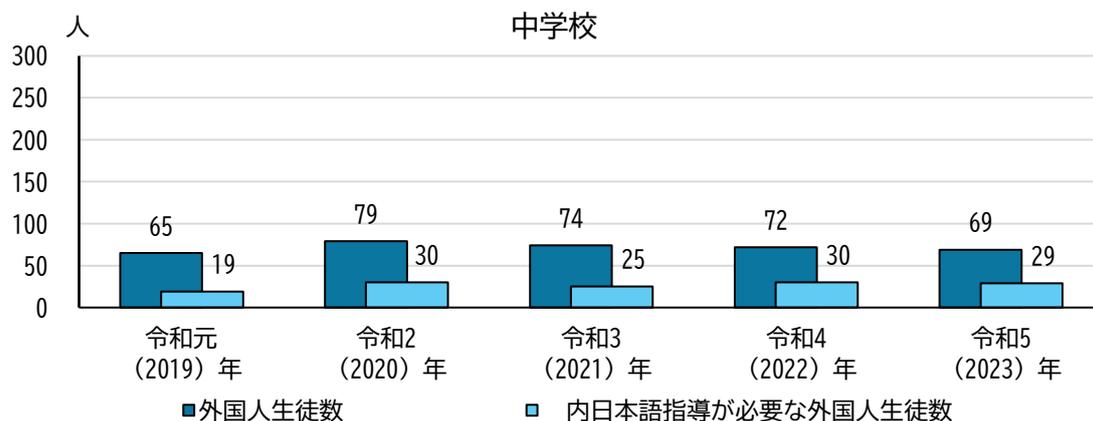
(8) 外国人児童生徒数の推移

小学校における外国人児童数は、増加傾向となっています。また、全体の外国人児童数に比例して、日本語指導が必要な外国人児童数も増加しています。

一方で、中学校における外国人生徒数は、おおむね横ばいで推移しています。



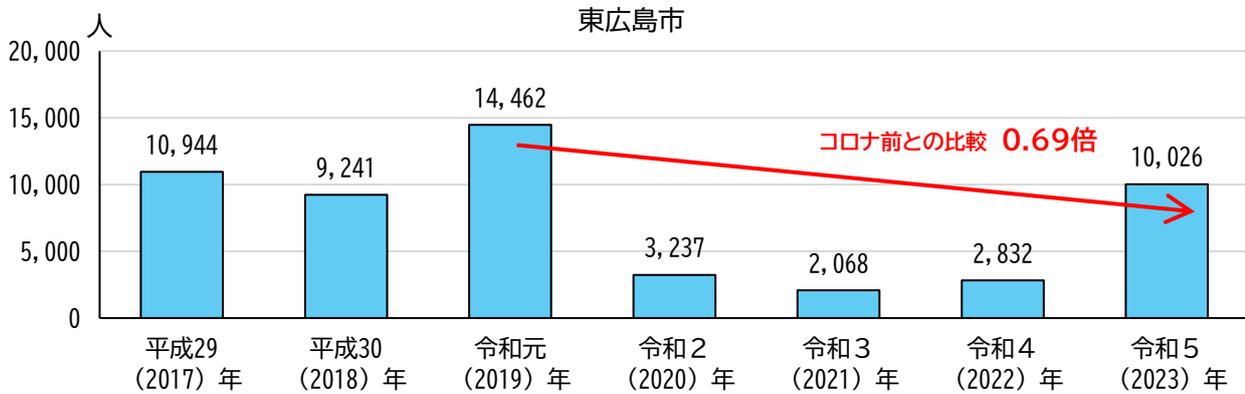
資料:市教育委員会(各年5月1日)



資料:市教育委員会(各年5月1日)

(9) 外国人観光客数の推移

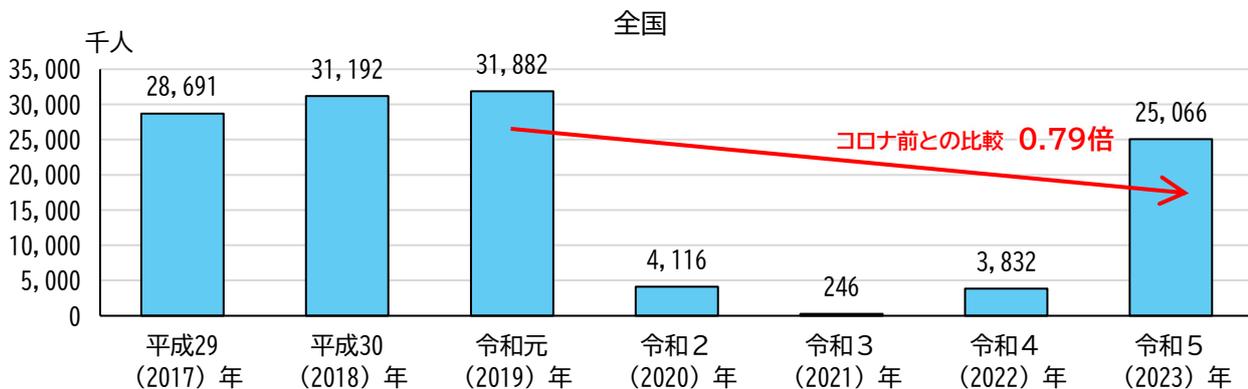
本市の外国人観光客数をみると、新型コロナウイルス感染症の影響による入国規制等があった令和2年から令和4年にかけて減少していましたが、令和5(2023)年から増加し、回復傾向がみられます。



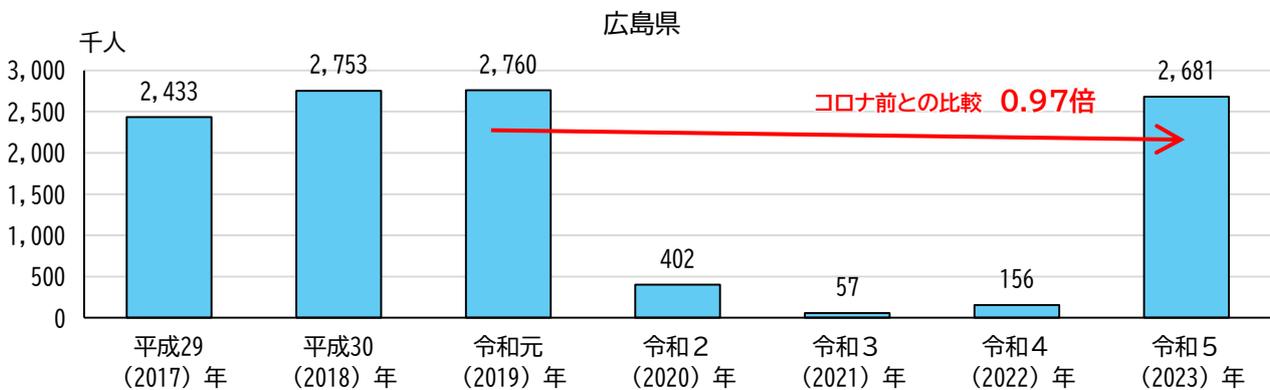
資料:一般社団法人広島県観光連盟「広島県観光客数の動向」

<国・県との比較>

国や県においては、コロナ禍における減少がより顕著であり、令和4(2022)年10月に外国人個人旅行客の入国を解禁し、入国者数の上限を撤廃したことで、令和5(2023)年から急激に外国人観光客数が増加しています。国や県に比べて本市ではコロナ前からの回復率が低く、本市の外国人観光客数は広島県の0.4%程度となっています。



資料:日本政府観光局「訪日外客統計」



資料:一般社団法人広島県観光連盟「広島県観光客数の動向」

3 各種調査結果の概要

本プランの策定にあたっては、これまでの取組みの課題を抽出するため、「市民満足度調査」、「国際化に関する外国人市民アンケート」、「外国人市民に関わりのある企業・団体等へのヒアリング調査」や「国際化のまちづくりワークショップ」等を通じ、日本人市民・外国人市民・関係者の意見や実態を把握しました。

(1) 市民満足度調査

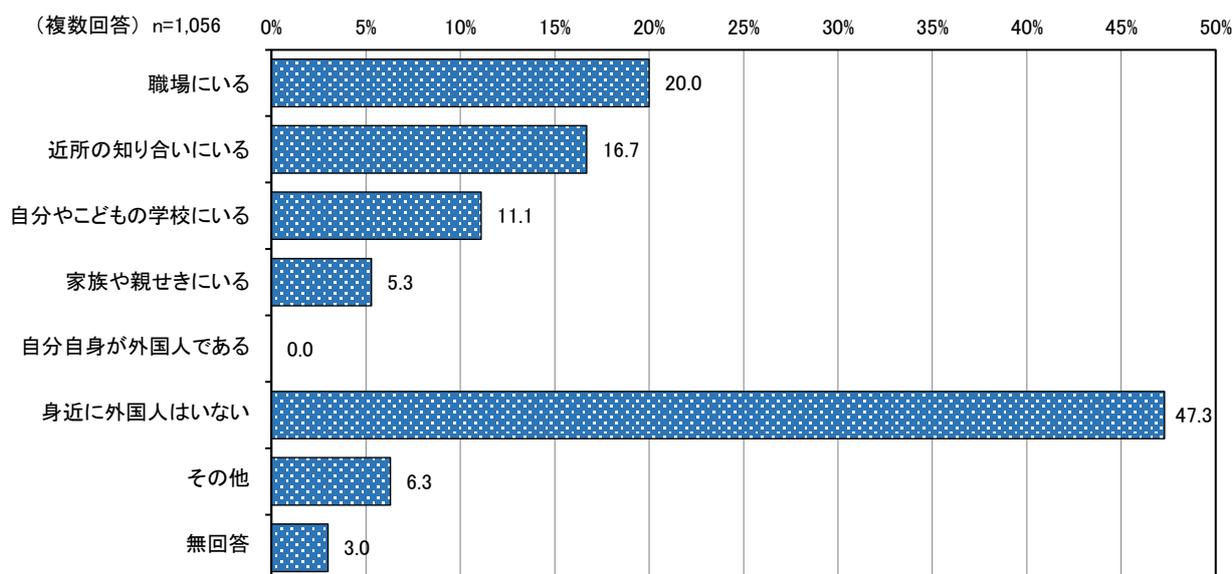
ア 調査の概要

調査対象	東広島市内に居住している18歳以上の市民
調査方法	郵送配布～郵送・ウェブ回答
調査期間	令和5(2023)年7～8月
配布数	2,500件
有効回収数	1,056件
有効回収率	42.2%

イ 主な調査結果

(ア) 身近に外国人の有無

「身近に外国人はいない」が47.3%と最も割合が高く、次いで「職場にいる」が20.0%、「近所の知り合いにいる」が16.7%、「自分やこどもの学校にいる」が11.1%、「家族や親せきにいる」が5.3%となっています。

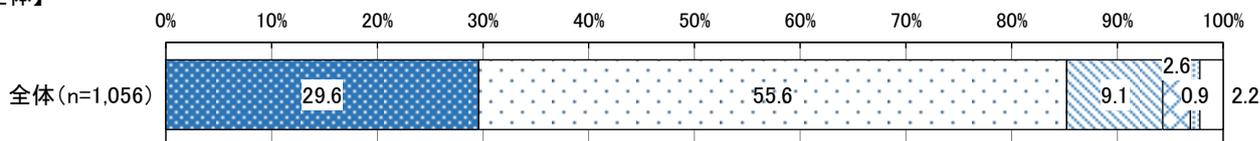


(イ)多文化共生のまちづくりの必要性

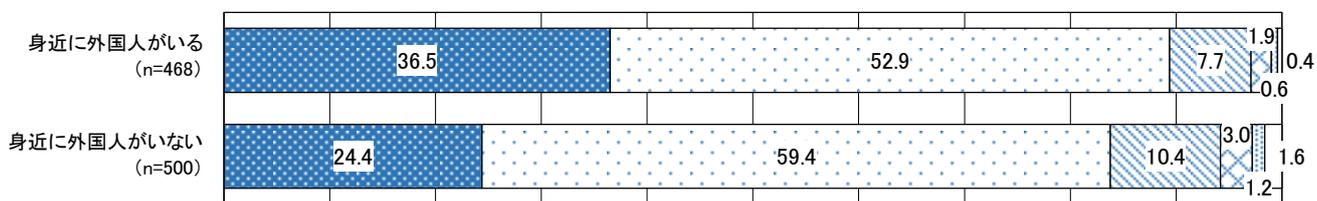
多文化共生のまちづくりが必要だと思うかについては、「必要だと思う」が29.6%、「ある程度必要だと思う」が55.6%で、「必要だと思う」と「ある程度必要だと思う」の合計が、全体の85.2%と8割以上を占めています。

また、身近に外国人がいる人に比べて、身近に外国人がいない人では「必要だと思う」の割合が低くなっています。

【全体】



【身近な外国人有無別】



■ 必要だと思う □ ある程度必要だと思う ▨ あまり必要だと思わない ▩ 必要だと思わない ▤ その他 □ 無回答

注)項目別で集計した場合、元になる設問に無回答があった場合には、n値の合計は全体集計と一致しません。(以下同様)

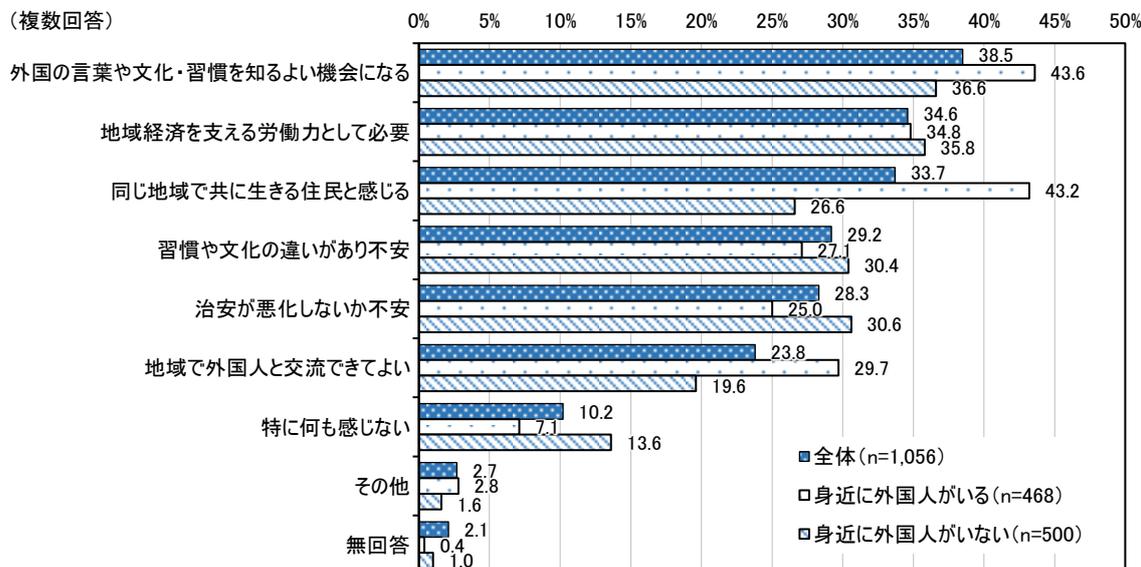
(ウ)東広島市に暮らす外国人市民についての考え

「外国の言葉や文化・習慣を知るよい機会になる」が38.5%と最も割合が高く、次いで「地域経済を支える労働力として必要」が34.6%、「同じ地域で共に生きる住民と感じる」が33.7%と高くなっています。

一方、「習慣や文化の違いがあり不安」が29.2%、「治安が悪化しないか不安」が28.3%と3割弱が不安も感じています。

身近に外国人がいる人では、「外国の言葉や文化・習慣を知るよい機会になる」や「同じ地域で共に生きる住民と感じる」の割合が比較的高くなっています。

(複数回答)



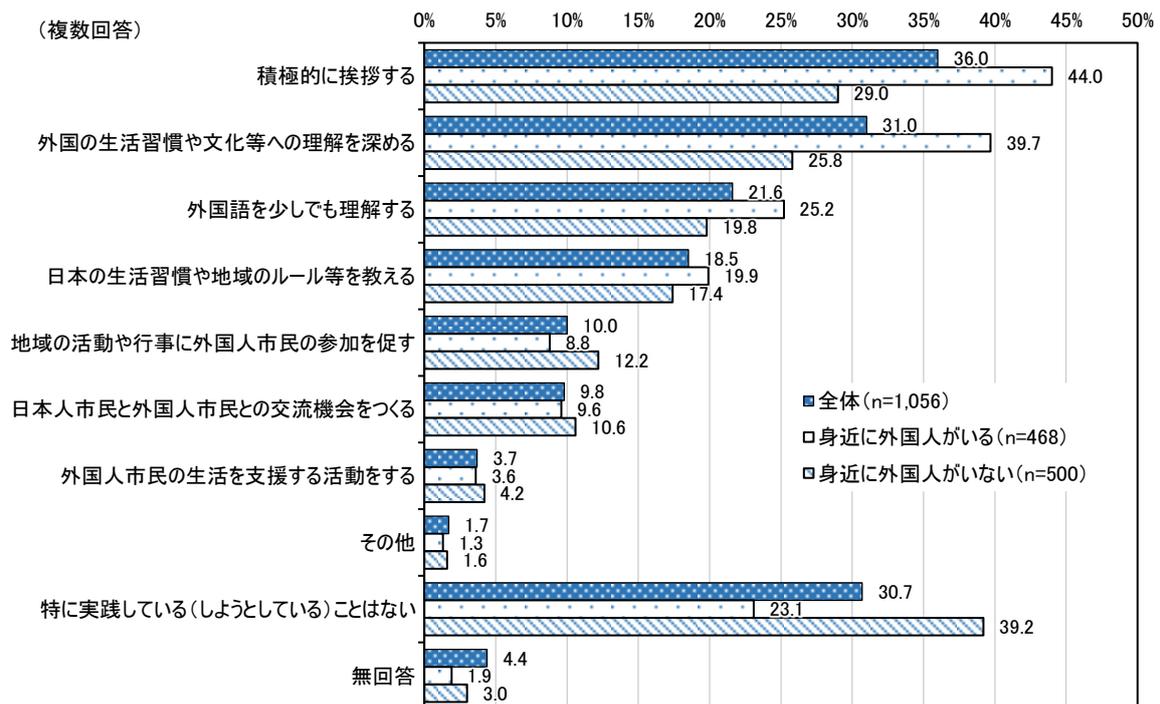
(工)外国人市民と共に地域で暮らしやすくなるように実践している・したい事項

「積極的に挨拶する」が36.0%と最も割合が高く、次いで「外国の生活習慣や文化等への理解を深める」が31.0%となっています。

一方で「特に実践している(しようとしている)ことはない」は30.7%となっています。

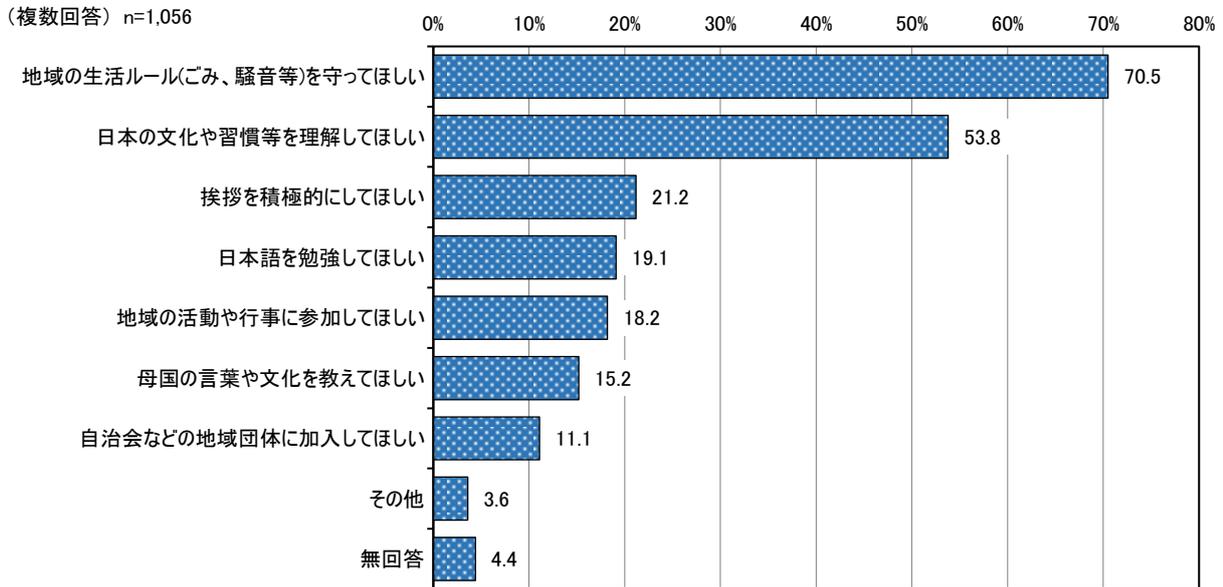
身近に外国人がいる人では「積極的に挨拶する」「外国の生活習慣や文化等への理解を深める」の割合が比較的高くなっています。

身近に外国人がいない人では「特に実践している(しようとしている)ことはない」の割合が比較的高くなっています。



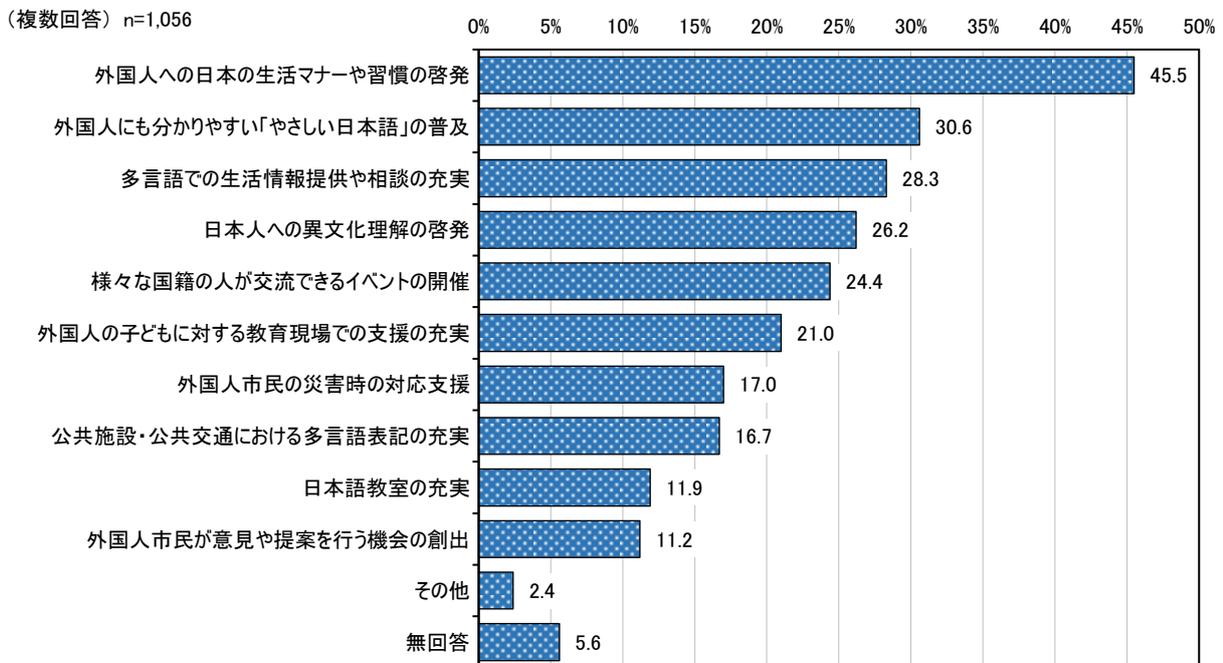
(オ)外国人市民にも努力をしてほしい事項

「地域の生活ルール(ごみ、騒音等)を守ってほしい」が70.5%と最も高く、次いで「日本の文化や習慣等を理解してほしい」が53.8%と割合が高くなっています。



(カ)外国人市民と共生するために、行政として取り組むべきこと

「外国人市民への日本の生活マナーや習慣の啓発」が45.5%で最も割合が高く、次いで「外国人市民にも分かりやすい「やさしい日本語」の普及」が30.6%、「多言語での生活情報発信や相談の充実」が28.3%と続いています。



(2) 国際化に関する外国人市民アンケート

ア 調査の概要

調査対象	本市に居住している16歳以上の外国人市民
調査方法	郵送配布～郵送・ウェブ回収
調査期間	令和6(2024)年7～8月
配布数	1,000件(やさしい日本語・英語版:434、中国語版:359、ベトナム語版:207)
有効回収数	395件
有効回収率	39.5%

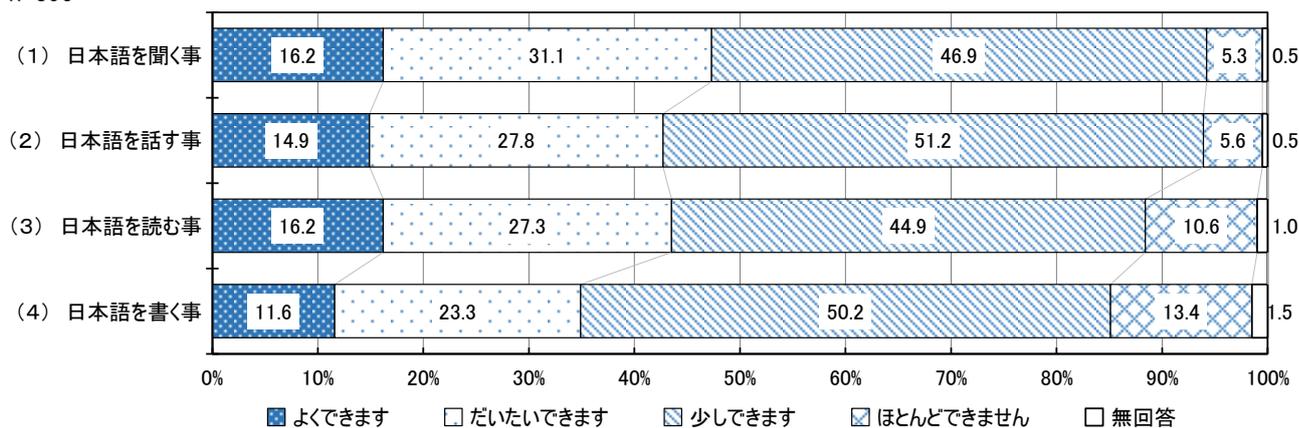
イ 主な調査結果

(ア)言葉について

a 日本語の習得状況について

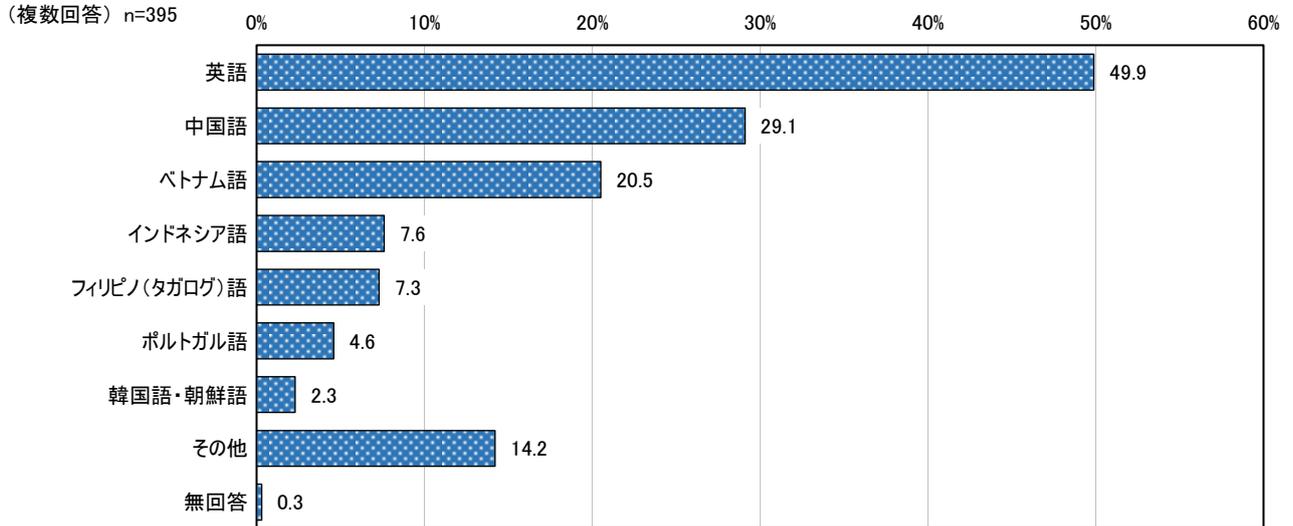
日本語を「聞く事」「話す事」「読む事」「書く事」のいずれにおいても、「よくできます」「だいたいできます」の合計は50%を下回っていますが、「少しできます」を含めると80%を超えています。一方で「読む事」「書く事」では「ほとんどできない」が10%を超えています。

n=395



b 日本語以外の使用言語

日本語以外で自由に使える言語については、「英語」の割合が49.9%と最も高く、ほぼ半数となっています。次いで「中国語」が29.1%、「ベトナム語」が20.5%の順となっています。

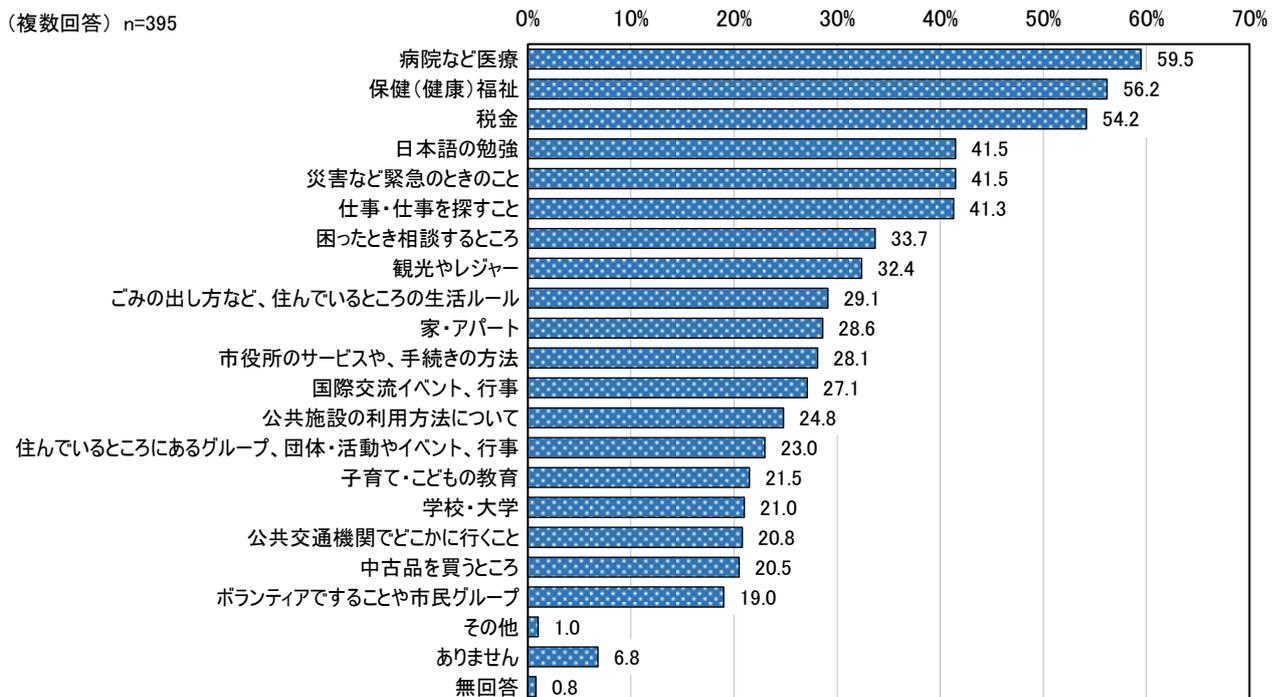


(イ)情報の入手について

a 日本で生活するために知りたい情報

「病院など医療」「保健(健康)福祉」「税金」の割合が50%を超えています。

続いて、「日本語の勉強」「災害など緊急のときのこと」「仕事・仕事を探すこと」が40%を超えています。

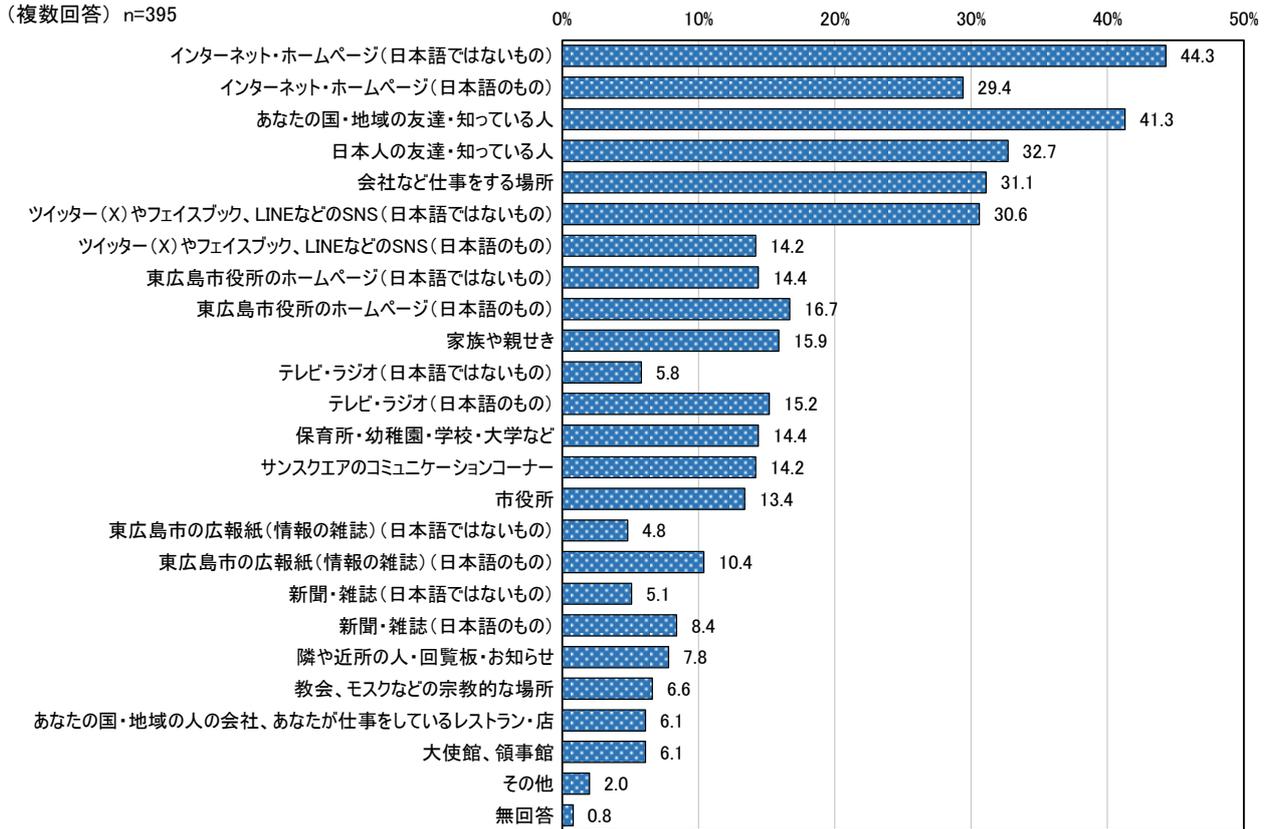


b 生活の情報の入手先について

情報の入手先については、様々な方法に分散しています。

最も割合が高かったものは「インターネット・ホームページ(日本語ではないもの)」で44.3%、続いて「あなたの国・地域の友達・知っている人」の41.3%となっています。

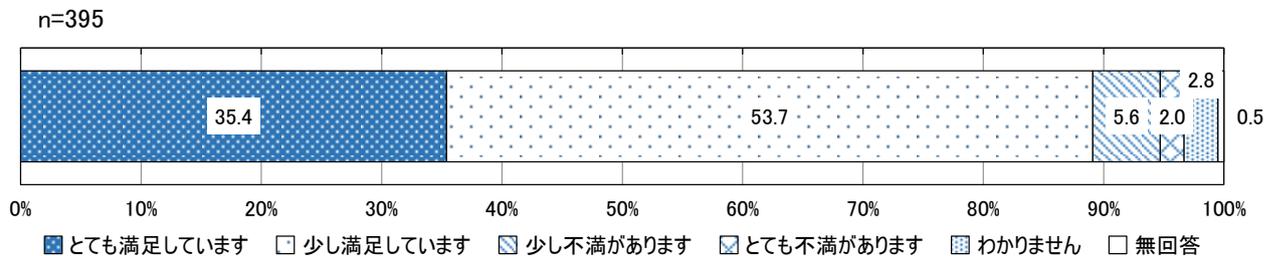
主に入手先とされている情報媒体については、日本語ではないものの割合が高くなっています。



(ウ) 日常の生活について

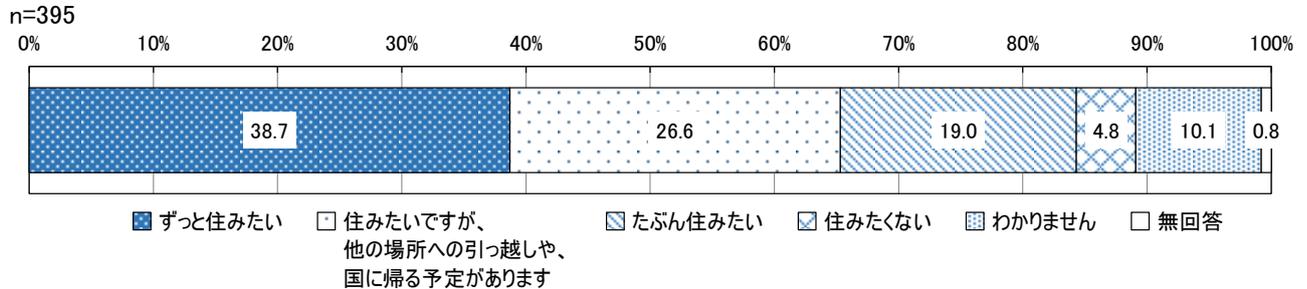
a 暮らしの満足度

東広島市での暮らしについて、「とても満足しています」「少し満足しています」の合計が約9割(89.1%)となっています。



b これからもずっと東広島市に住みたいか

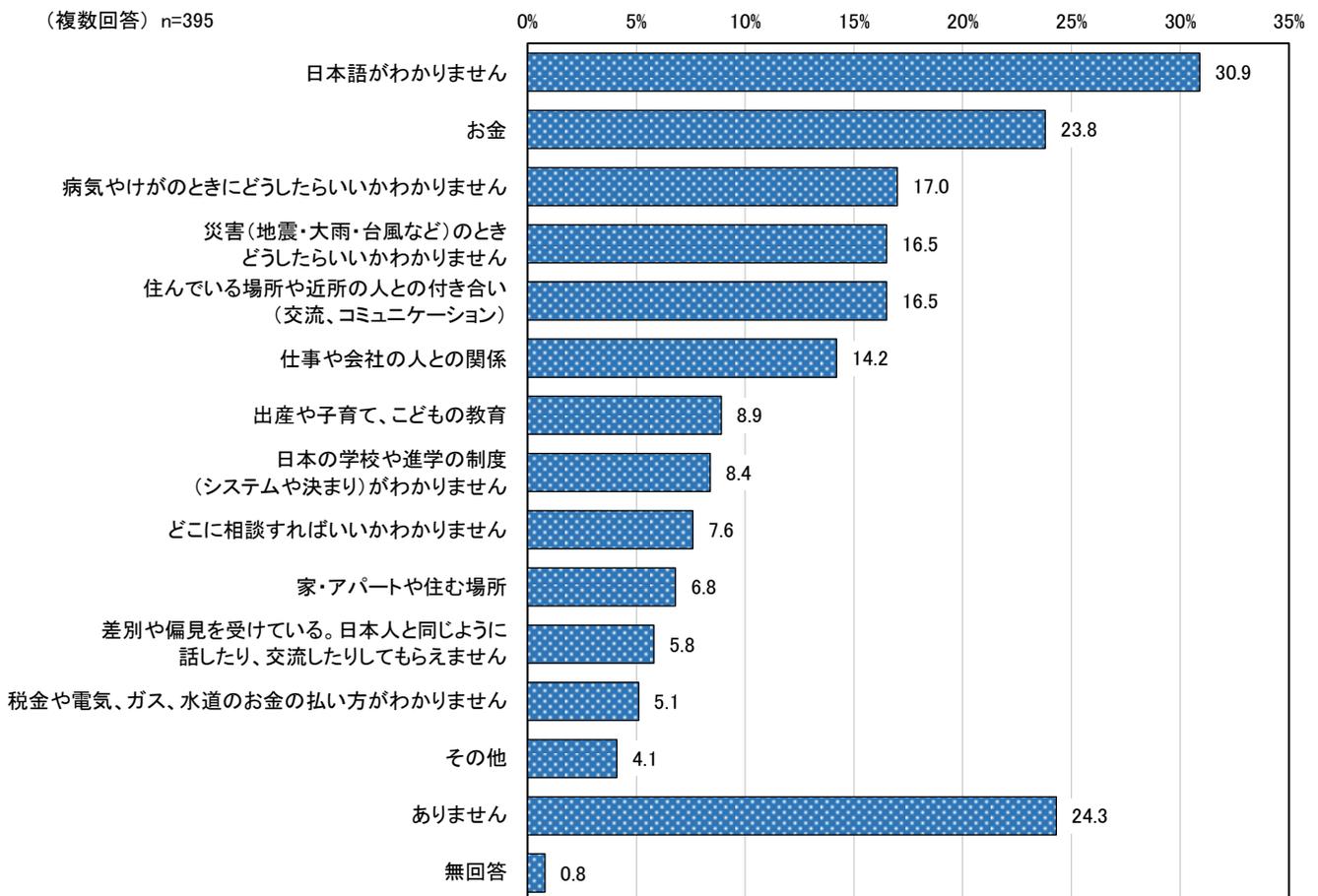
「ずっと住みたい」が、38.7%で最も割合が高くなっています。「ずっと住みたい」「住みたいですが、他の場所への引っ越しや、国に帰る予定があります」「たぶん住みたい」の3項目を合計すると、84.3%が東広島市への居留意向を示しています。



c 日常生活で困っていること、不安なこと

「日本語がわかりません」が、30.9%で最も割合が高くなっています。続いて「お金」が23.8%となっています。

また、「病気やけがのときにどうしたらいいかわかりません」や「災害(地震・大雨・台風など)のときどうしたらいいかわかりません」、「住んでいる場所や近所の人とのつきあい(交流、コミュニケーション)」が比較的上位項目となっています。

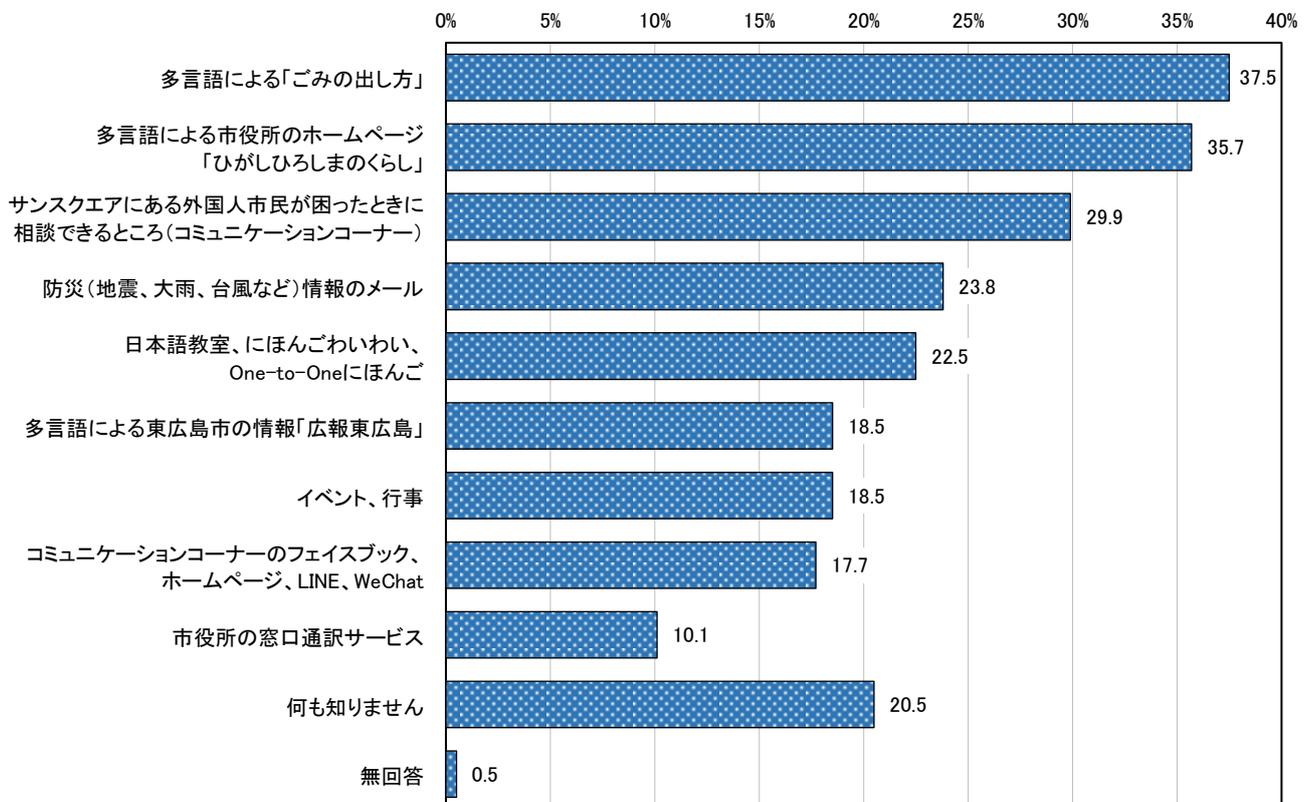


d 市役所が、東広島市に住んでいる外国人市民のためにしていることの中で、知っているもの「多言語による「ごみの出し方」」が37.5%で最も割合が高くなっています。「多言語による市役所のホームページ「ひがしひろしまの暮らし」」が35.7%、「サンスクエアにある外国人市民が困ったときに相談できる場所(コミュニケーションコーナー)」が29.9%で続いており、日常生活や相談関係の項目が3割程度となっています。

一方で、「市役所の窓口通訳サービス」が10.1%にとどまっているほか、市の「多言語による東広島市の情報「広報東広島」」や「イベント・行事」、「コミュニケーションコーナーのフェイスブック、ホームページ、LINE、WeChat」については割合が20%未満となっており、「多言語による市役所ホームページ(ひがしひろしまの暮らし)」に比べ認知度が低くなっています。

また、「何も知りません」が20.5%となっており、市が発信する情報が一部に届いていない状況もうかがえます。

(複数回答) n=395

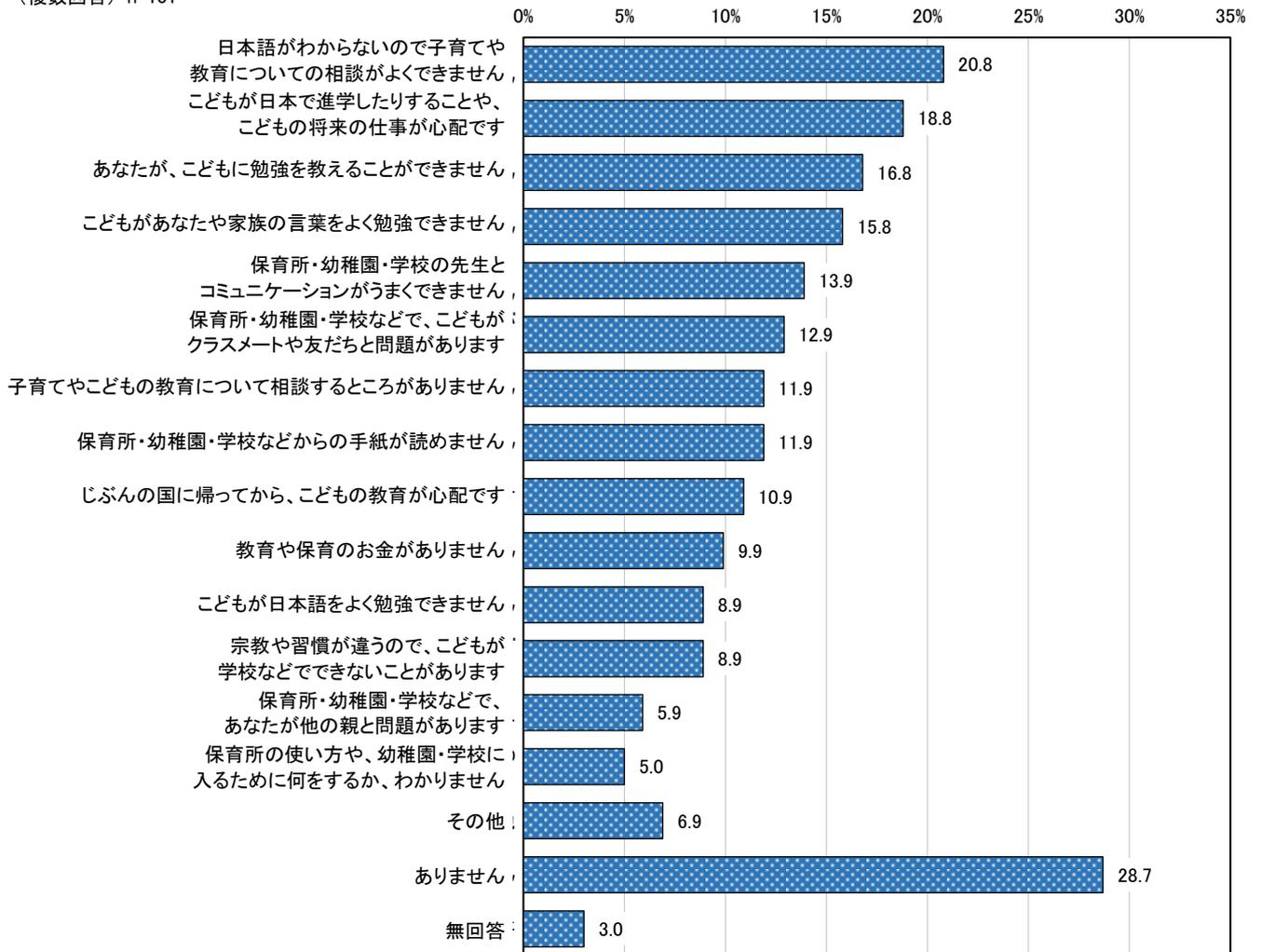


(エ) こどものことについて

a こどもの教育について、困っていることや心配なこと【こどものいる人のみ】

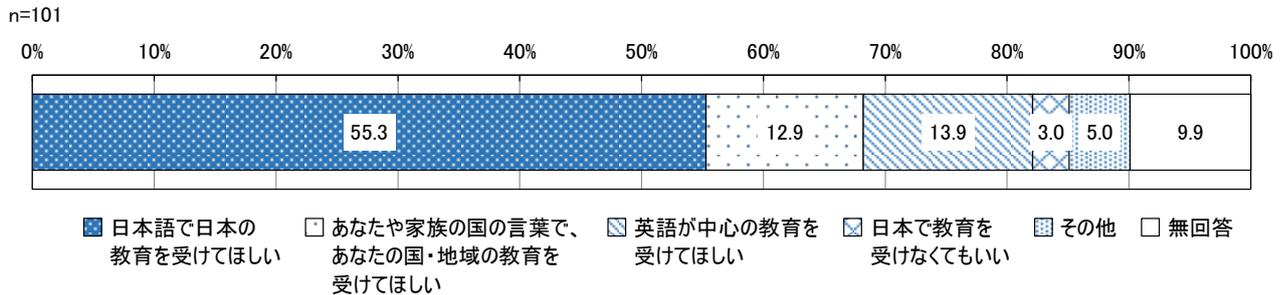
「日本語がわからないので子育てや教育についての相談がよくできません」が20.8%で最も割合が高くなっています。続いて「こどもが日本で進学したりすることや、こどもの将来の仕事が心配です」が18.8%、「あなたが、こどもに勉強を教えることができません」が16.8%となっています。

(複数回答) n=101



b 日本に住んでいるこどもの教育についての考え方【こどものいる人のみ】

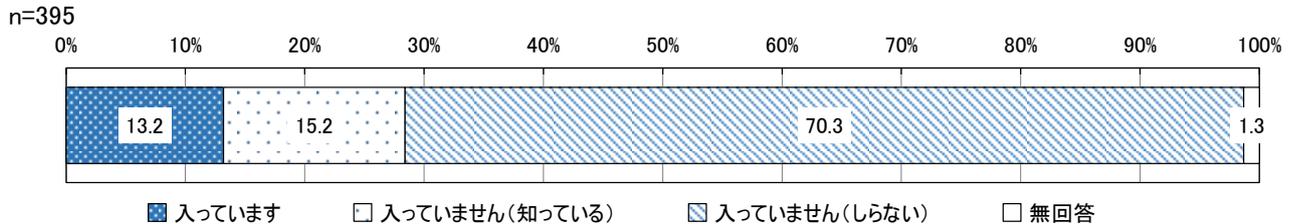
「日本語で日本の教育を受けてほしい」が55.3%で過半数となっています。また「英語が中心の教育を受けてほしい」が13.9%となっています。



(オ) 地域の人との交流について

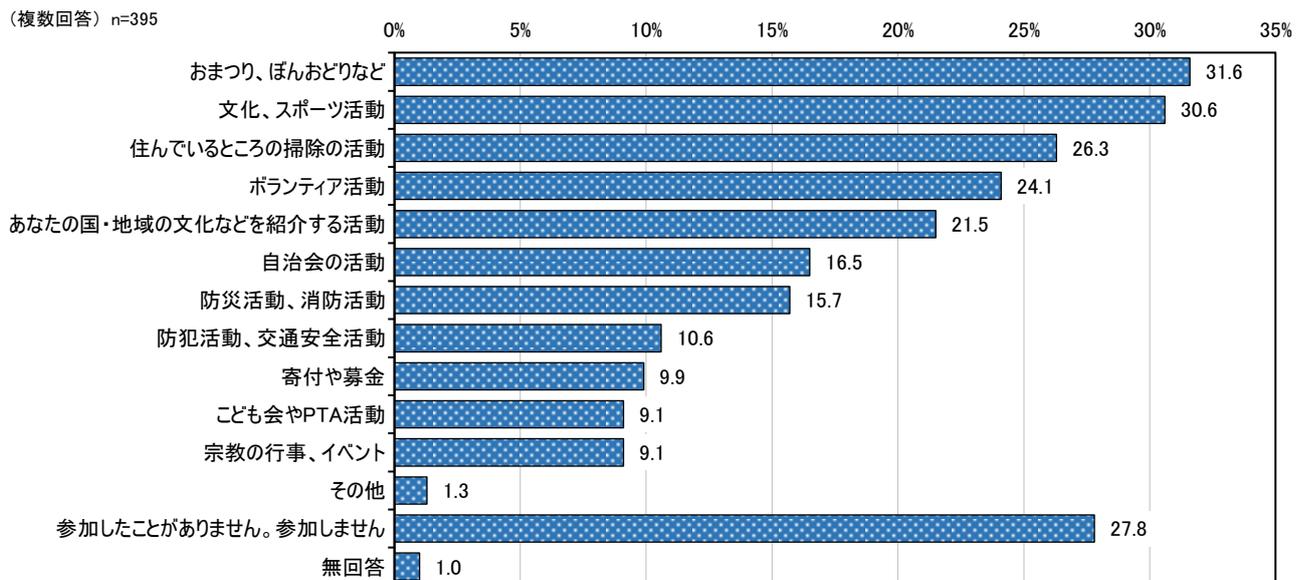
a 自治会や住民自治協議会等の団体への加入状況

「入っていません(知らない)」が70%を超えており、「入っていません(知っている)」と合わせて85.5%となっています。



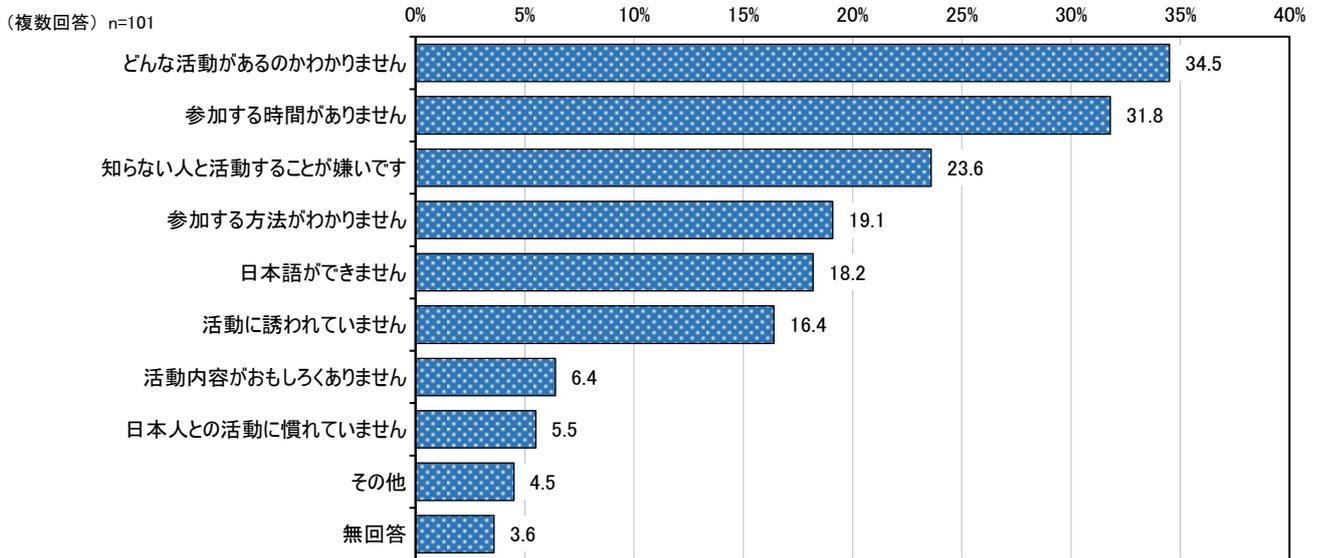
b 参加している、または、これから参加したい活動(イベント)

「おまつり、ぼんおどりなど」、「文化、スポーツ活動」の割合が30%を超えています。「住んでいるところの掃除の活動」や「ボランティア活動」、「あなたの国・地域の文化などを紹介する活動」も20%を超えており、何らかの活動をしたい人がいることがうかがえます。



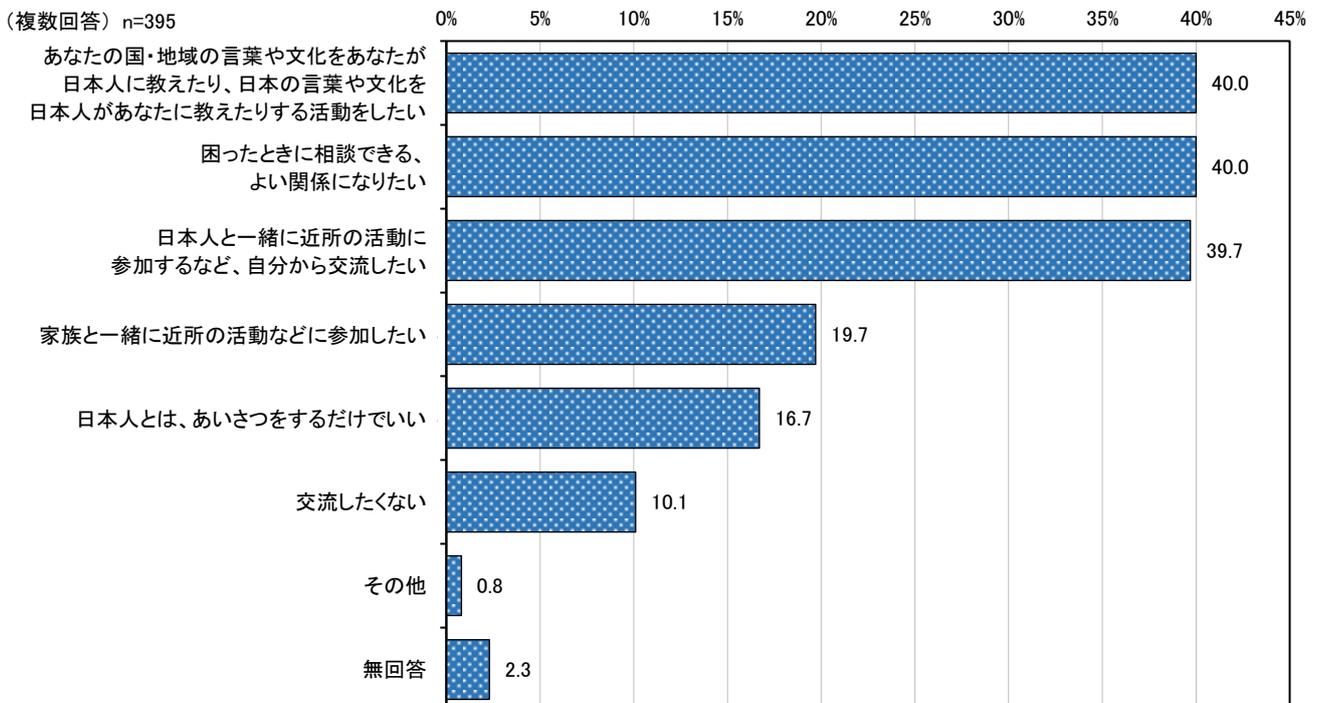
c 参加しない・参加したくない理由【参加したことがない、参加しませんと回答した人のみ】

「どんな活動があるのかわかりません」が最も割合が高くなっています。「参加する方法がわかりません」や「活動に誘われていません」にも一定数の回答があり、情報が一部のみに伝わっていない可能性があります。



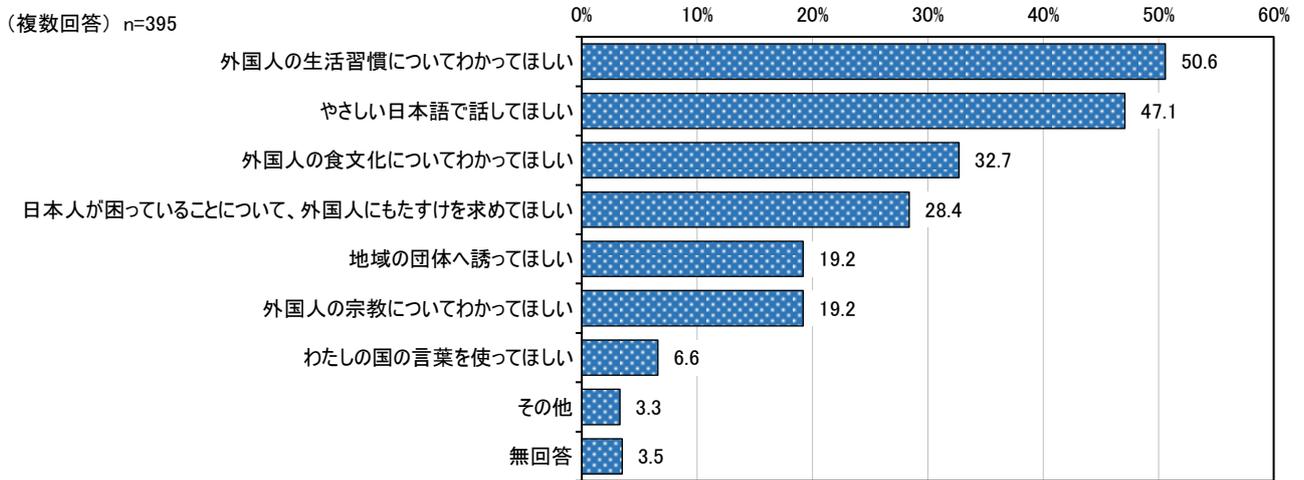
d 近所の日本人としてみたい交流

「あなたの国・地域の言葉や文化をあなたが日本人に教えたり、日本の言葉や文化を日本人があなたに教えたりする活動をしたい」や「困ったときに相談できる、よい関係になりたい」「日本人と一緒に近所の活動に参加するなど、自分から交流したい」の割合が約40%となっています。



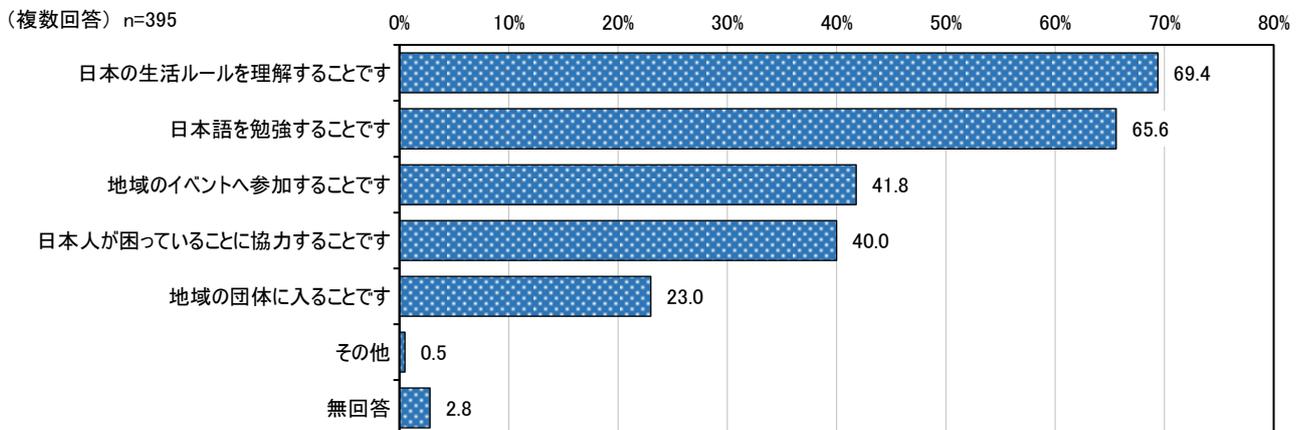
e 外国人市民が地域で活躍するために日本人にしてほしいこと

「外国人の生活習慣についてわかってほしい」が50.6%で最も割合が高く、「やさしい日本語で話してほしい」が47.1%で続いています。



f 外国人市民が地域で活躍するために外国人市民がした方がよいこと

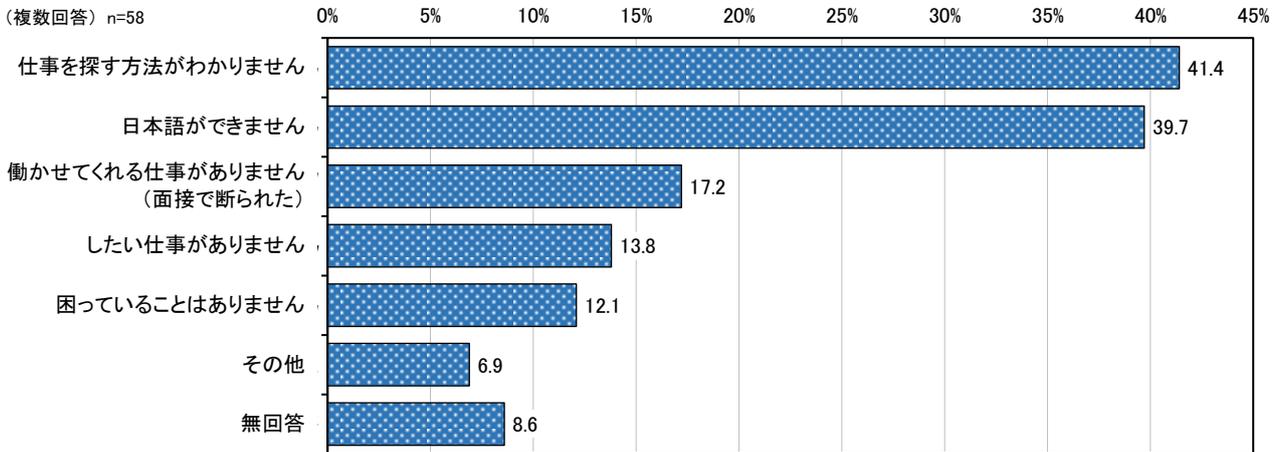
「日本の生活ルールを理解すること」が69.4%、「日本語を勉強すること」が65.6%で高い割合となっています。



(カ)就労について

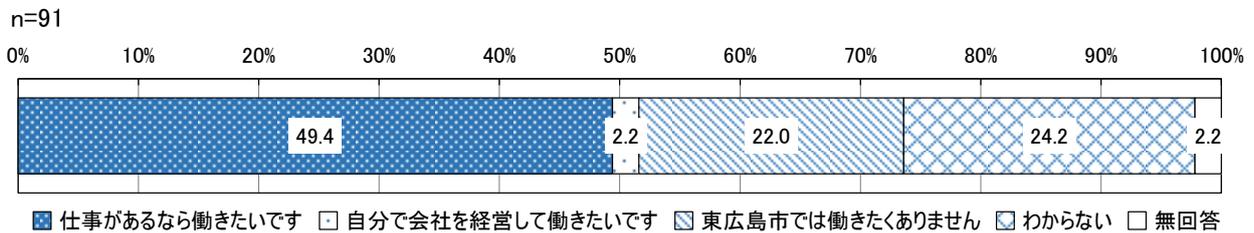
a 仕事を探すときに困ること【働いていない、求職中の人のみ】

「仕事を探す方法がわかりません」が41.4%、「日本語ができません」が39.7%で割合が高くなっています。また、「働かせてくれる仕事がありません(面接で断られた)」が17.2%となっています。



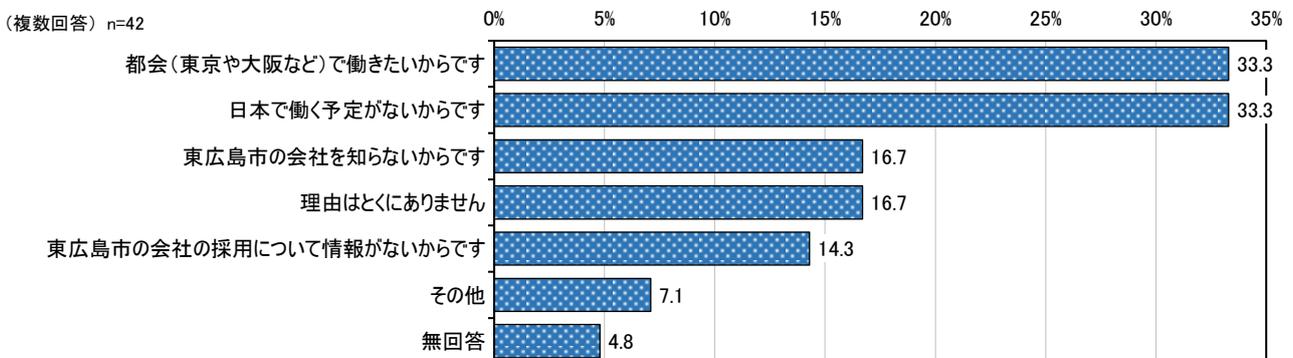
b 学校を卒業したら、東広島市で働きたいか【留学生のみ】

「仕事があるなら働きたいです」が49.4%で約半数を占めています。一方で「東広島市では働きたくありません」は22.0%となっています。また、「自分で会社を経営して働きたいです」も少数いることがうかがえます。



c 東広島市で働きたくない理由【留学生で「東広島市では働きたくありません」、「わからない」を選んだ人のみ】

「都会(東京や大阪など)で働きたいからです」「日本で働く予定がないからです」が33.3%となっています。

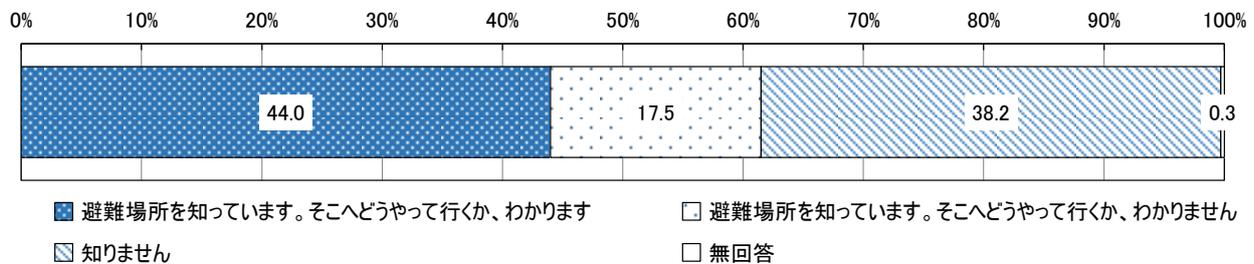


(キ)災害時の避難等について

a 地震、台風、火事などの災害が起きたときに避難する場所を知っているか

「避難場所を知っています。そこへどうやって行くか、わかります」が44.0%を占めています。一方で、「避難場所を知っています。そこへどうやって行くか、わかりません」と「知りません」の合計は55.7%となっています。

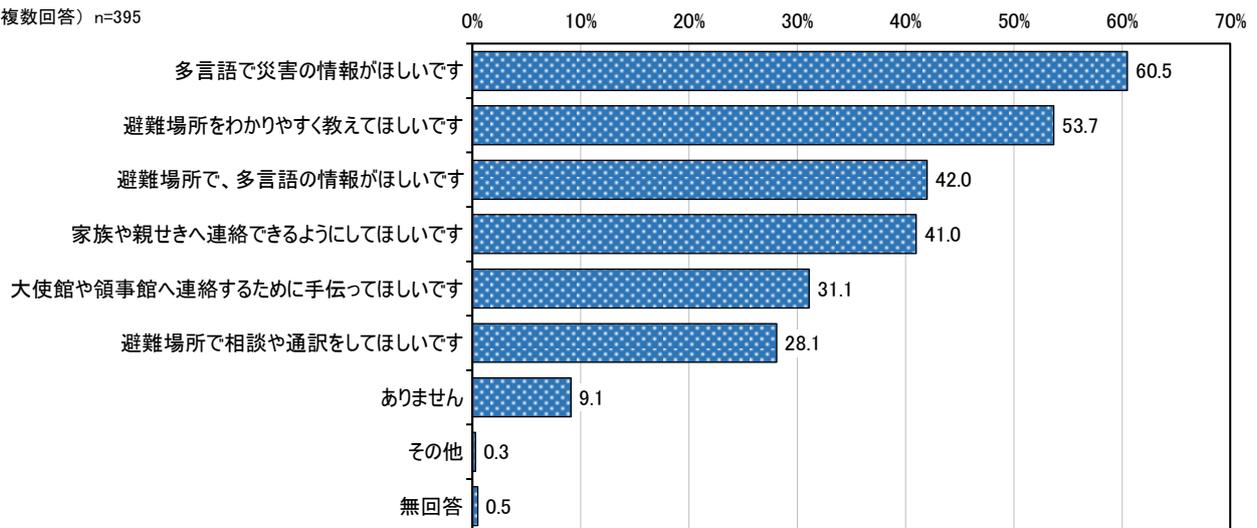
n=395



b 災害が起きたときに、どのような助けがほしいか

「多言語で災害の情報がほしいです」が60.5%で最も割合が高くなっています。また、「避難場所をわかりやすく教えてほしいです」が53.7%で過半数となっています。

(複数回答) n=395

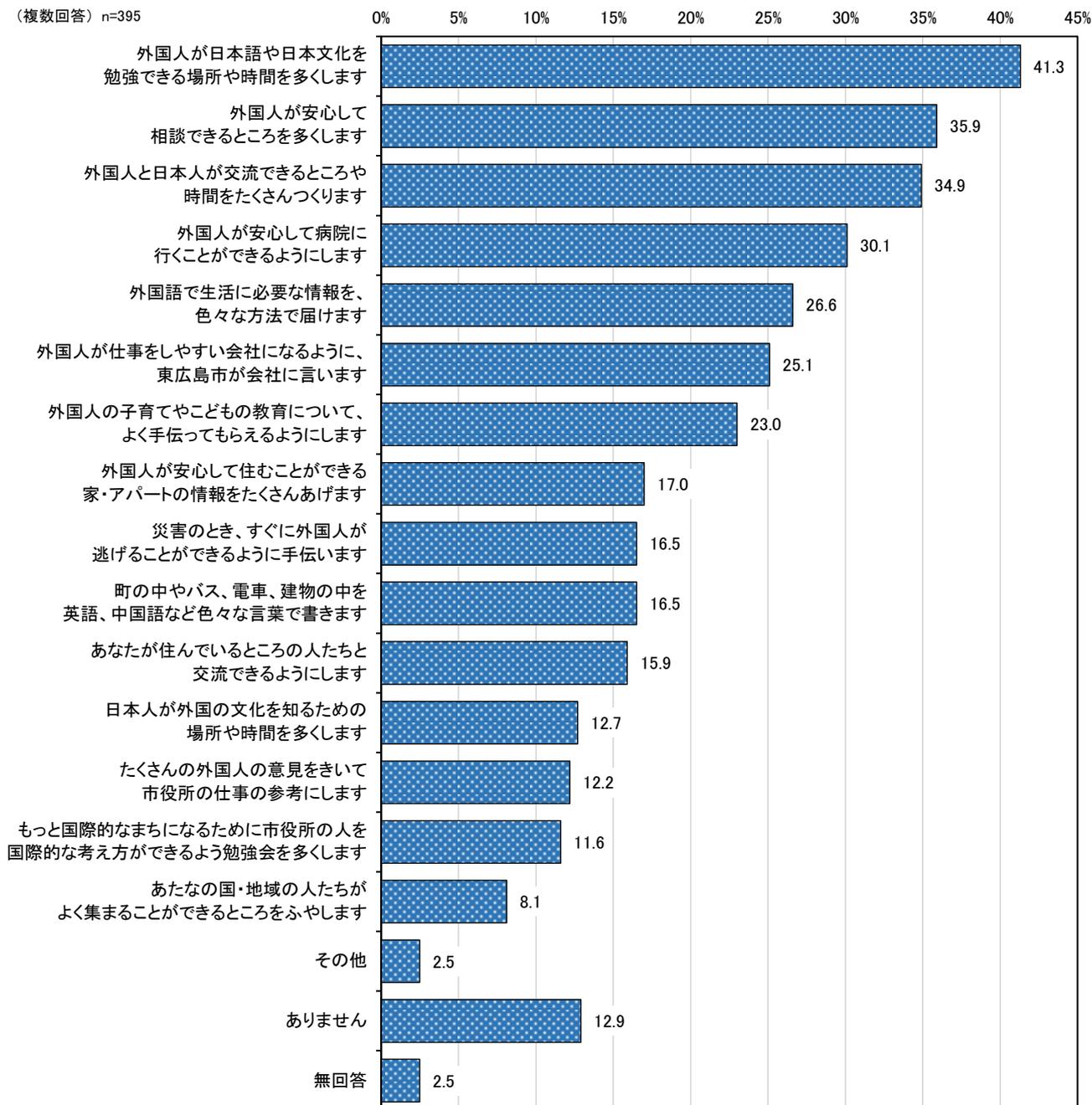


(ク)東広島市の取組みへの希望

a 東広島市が住みやすいと感じるまちになるために必要なこと

「外国人が日本語や日本文化を勉強できる場所や時間を多くします」が41.3%で最も割合が高く、「外国人が安心して相談できる場所を多くします」が35.9%、「外国人と日本人が交流できる場所や時間をたくさんつくります」が34.9%で続いています。

また、「外国人が安心して病院に行くことができるようにします」が30.1%と3割を超えています。



(3) 外国人市民に関わりのある企業・団体等へのヒアリング調査

ア 調査の概要

調査対象	本市で外国人に関わる組織、団体(大学等教育機関、小中高校、外国人支援(交流)団体、企業・事業所、地域(住民自治協議会)等)
調査内容	外国人市民の状況や対応にあたっての課題等
調査方法	メール・郵送配布～郵送・ウェブ回収、個別訪問によるヒアリング
調査期間	令和6(2024)年7～8月
回答数	56団体

イ 主な回答内容

項目	内容(※一部、重複する項目あり)
1 教育について	(児童・生徒の)日本語能力(特に書くこと)が十分ではなく、勉強やコミュニケーション、その後の進学等が困難
	日本語がわからないことや文化の違いにより、授業や勉強内容についていけないこともある
	学校の成績や金銭的な問題で進学を選ぶことが難しい
	保護者の日本語力が十分ではなく、コミュニケーションが難しい
	国による制度や考え方の違いで、保護者に必要物や制度を理解してもらえない
	対応する側に英語力や外国人生徒・保護者に対応できるだけの理解が必要
	翻訳機を使うことは便利ではあるが、外国人市民が日本語を話せないままになってしまう
	永住と留学生の子供では、学習支援の方法を変える必要がある
	学用品等、帰国で不必要になる場合に寄付する等の仕組みの構築が必要
	学生生活に対しての金銭的、制度的な支援が必要
	公的機関や広島大学等の教育機関等との連携や協力が必要
	小学生が勉強できる場所、自由に自主学習ができる場所が少ない
	児童の情報を学校全体で共有し、同じ理解のもとで指導を行うことが重要
	高等学校では熟語や専門用語が授業で多く用いられるので、十分に日本語指導を行ったうえで学べる仕組みづくりが必要
日本語学校を卒業しても、本市には進学先として、マッチする専門学校や大学が少ない	
2 就労・労働環境について	日本語能力が不十分なことによる、仕事やコミュニケーションにおけるトラブルがある
	在留のために日本語検定が必要になるが、企業側が教育を提供することは難しい
	日本の給与水準があわない、外国人のキャリア志向が高い
	日本企業と外国人労働者の考え方がマッチしていない
	日本の企業側が外国人にしてほしい仕事のイメージができていない(採用に力を入れない)
	会社によっては外国人を対象とした制度(昇給等)が不十分
	商工会議所、大学等と連携し、事業者側に向けた多文化共生や国際交流に関する理解・実践の場の創出が必要
	安定して生活できるまで、ビザ申請、就労、生活、日本語学習等に関する各種支援や就職後定着支援スタッフ(相談員)の配置が必要
	外国人ができるアルバイトが少ない
	(市として)海外現地で外国人材獲得の活動が必要

項目	内容(※一部、重複する項目あり)
3 暮らしている	日本語がわからないため、コミュニケーションや施設・医療機関の利用・情報収集等、生活に支障がある
	地域でのあいさつ等日本人とコミュニケーションが取れていない
	必要な情報や伝えたいことが外国人市民に伝わっていない
	偏見等もあり、外国人との交流を避ける日本人がいる
	アプリで翻訳した際に、正しく翻訳されるように語順等、気を付ける必要がある
	外国人自身が地域で役割を持って動けるような環境・地盤が必要
	「外国人も地域住民である」ということを外国人市民も日本人市民も互いに意識するべき
	外国人市民が日本の、日本人が外国の文化や考え方、食事情等を理解することが必要
	交通、ごみ、騒音等、生活上のトラブルが多い
	在留資格、病気、医療福祉制度、子育て等に関する相談が多い
4 交流について	日本のお金のシステムについて自国との違いを理解してもらうことが必要
	同国出身者や母語話者との連携・協力コミュニティに日本人の支援者が参加できるような仕組みが必要
	個人の主義・趣向、宗教上や健康上の理由で食べられないものに対応するのが難しい
	地域住民ボランティアによる日本語学習支援や外国人市民を巻き込んだ防災訓練の実施が必要
	交流の場と顔のみえるつながりづくりが必要(地域、雇用先の事業所や技能実習生の監理団体)
	イベントを開催しても人数が集まらない(日本人も外国人も)
	外国人市民が参加しやすい企画の実践(スポーツ・文化活動等)
	学校の先生や外国人住民の関係者等のネットワークから参加者を充実させ、継続することで、地域のイベントを活性化させることが必要
	地域の団体や組織が連携しながら外国人市民とつながれるネットワークの構築や、地域役員をしてみたい外国人市民の発掘
	お互いの状況の理解とニーズの把握
5 行政に望むこと	(日本人、外国人との交流)イベントを行うための予算の確保がむずかしい
	専門のコーディネーターの必要性和、イベント実施だけで終わらない継続した交流にする工夫が必要
	地域の行事等、交流の場へ外国人市民の参加促進が必要
	外国人市民(児童)が主体的に活動できる環境や、地域(教育機関全体)で異文化体験を促進する環境づくりが大切
	公務員や公共施設のスタッフによるやさしい日本語の使用、多言語対応等、外国人住民とのコミュニケーション力の向上
	市役所窓口に総合的に対応できる外国人スタッフの正規雇用
	言語面だけではなく、文化的・社会的・制度的な面も説明できる人材を確保
	やさしい日本語や多言語(参加者の多い言語)を活用した、年に1回(または数回)の日本の学校についての概要や共通するルールの説明
	外国人市民が主になって活動・活躍できる場の充実、またそのための人材育成
	進学について(進路相談に通訳等)の支援が必要
	留学生の奨学金制度の充実
	国籍や在留資格等を背景とした状況について、行政と連携して情報共有
	外国人支援に関わり、最前線で活動しているメンバー等を集め、具体的な支援について議論する場が必要
	地域の外国人市民に関する必要情報等の共有と、外国人市民も地域行事に参加できるような雰囲気づくりや広報の仕方に関する勉強会の開催
	日本語教室(日本語指導)の対象者枠の拡大
日本人への英語教育の徹底	
イラストや写真付き、多言語または漢字にルビをふった説明資料等を活用した外国人市民への積極的な情報発信の充実	
外国人材とマッチングする仕事(正規雇用)や企業等の発掘・紹介、外国人市民の就労サポート	
通訳や支援を必要に応じて依頼できる人材バンク(多言語対応)が必要	
新たな外国人市民との交流を目的とした外国人市民関係団体と自治協の連携が必要	
外国人支援に関わる団体の活動に対する運営面や資金的な支援、活動団体の情報の広報支援	

(4) 国際化のまちづくりワークショップ

ア ワークショップの概要

	第1回	第2回	第3回
開催日	令和6(2024)年 8月2日(金)	令和6(2024)年 8月21日(水)	令和6(2024)年 9月5日(木)
対象者	外国人市民	東広島市国際化推進協議会会員	
参加人数	12人	17人	16人

イ 主な意見

【外国人市民の意見から】

もっとこうしてほしい こんなことをしてほしい

【意見を言える場、話せる場】

- ・今回、このような外国人市民の声を聴くワークショップをしてもらえて、いろいろな意見の話し合いができて良かったので、今後も続けてほしい。
- ・東広島国際フェスタのようなイベントは、企画段階からアイデアを出し合え、国籍を問わず色々な話を聞くことができるので続けてほしい。

【文化】

- ・日本人の「おもてなしの心」はとてもステキで、旅行等もしやすいので、これからも持ち続けてほしい。
- ・異文化理解を促すため、日本文化を紹介するイベント等を続けてほしい。
- ・食文化の理由で学校に持参するお弁当が他のこどもと違うことがあり、同級生に理由を聞かれたり、自分のこどもに同じものが良いと言われても対応できないので、日本人はこどもの頃から異文化に対する理解を進めてほしい。

【暮らし】

- ・きれいなまちを見ると気持ちが良いので、きれいな環境を守り続けてほしい。
- ・日本で自分の国の食材や調味料等、各国の味を味わえることが良かったので、これからも飲食店等で商品の品ぞろえを充実させてほしい。
- ・自動車がないと黒瀬等から西条への移動が不便。広島大学に通うバスの便も少ないため、もっと便数を増やし、バス代を安くしてほしい。
- ・留学生等、数年間ほど日本に住むために家具や生活用品を揃えるにはお金がかかるので、帰国した外国人市民等の家具等を預かって、新しく来た人に譲ってあげられる「リユースサービス」をつくらせてほしい。
- ・ハラルに関わる食品か、食べ物に何が入っているのか等、日本語や漢字ではなく、ピクトグラムやイラスト等で誰でもわかりやすいように表記してほしい。

【言語・日本語教室】

- ・日本語の勉強もでき、日本人の友達もできるので、交流の場としても「にほんごわいわい」を続けてほしい。
- ・日本人と外国人が話す場でもあり、日本語の勉強にもなるので、日本語教室や住民参加のイベントを続けてほしい。
- ・日本語をもっと学びたいが、学び方が分からず、時間がなく勉強できない場合もある。オンライン日本語授業の開設等、もっと日本語を学び、使える機会をつくってほしい。
- ・学校や行政からの大切なお知らせの文章をそれぞれの国の言葉に翻訳してほしい。英語になっていることはあるが、英語が読めない外国人市民もいる。
- ・お店のメニュー等の外国語訳を増やして、外国人にも読めるようにしてほしい。特にクーポンや学割のある店等は英語訳を入れてほしい。
- ・イベント等のパンフレット内容が日本語で書いてあるため、理解できず、参加しにくいことがあるので、外国語訳もつける等、外国人市民が参加しやすくなるようにしてほしい。

【支援・サポート】

- ・自分が子どもを育てるときに、日本人と外国人が集まって交流することができたので、これからも「すくすくサポート」で子育てを支援してほしい。



【国際化推進協議会会員の意見から】

多文化共生の実現を阻む要因と必要な取組み

【地域交流】

- ・地域によって外国人市民数に偏りがあり、交流機会や多文化共生の意識の浸透等に地域差があるため、地域の外国人市民の状況を説明する等サポートしながら地域内の交流機会等を増やすとよい。
- ・外国人市民に情報が届きやすくなるよう、普段のあいさつや声掛けといった、外国人市民と接点をもつことや、外国人市民も参加したいと思えるようなイベント企画等が必要。
- ・公共交通機関の利便性がよくない地域もあり、イベントの多い西条地域を訪れにくい状況がみられるため、交通インフラの改善とともに各地域でのイベントの実施が必要。
- ・イベント等の情報が多言語化されていないため、外国人市民に情報が届いていないことがある。
- ・日本人市民にも市が行っている多文化共生に関する取組みについて知ってもらいたいので、日本人親子向けに「にほんごわいわい」の現場見学・体験のようなことをしてはどうか。
- ・外国人コミュニティの中のキーマンを見つけ、彼らとつながることで、情報の発信やイベント等への参加をスムーズに進められるようにする。
- ・地域の防災訓練に外国人市民にも参加してもらい、もしもの時の対応の仕方や普段からのコミュニケーションの重要性を知ってもらう必要がある。

【言語】

- ・外国人市民が多国籍化していることで、英語がわからない人や母国語以外話せない人が増えており、事業所や日本人市民に向けて、「やさしい日本語」の利用促進、周知拡大が必要。
- ・病院や公的機関等での受付や対応について、窓口スタッフの言語スキルによって差が生まれているため、AIや指差しガイド、通訳派遣を活用した、言語によるサービスの低下が起こらない対応が必要。

【情報】

- ・外国人市民向けの支援窓口が一本化されていないように感じるため、“何かあったときにここで調べれば求めている情報や相談先が分かる”という外国人市民専用のウェブサイトがあると良い。
- ・市役所のホームページをピクトグラムやデザイン・イラストを利用する等して、検索しやすい工夫をする。
- ・市の中心部には相談窓口が充実しているが、離れた地域では外国人市民対応に困る(対応できない)こともあるため、相談員の派遣等が必要。
- ・生活や学校、仕事等に関する情報が多様で情報量も膨大なため、多言語化や「やさしい日本語」で情報発信しないと外国人市民に届かない。
- ・アンケート調査以外でも日本人市民や外国人市民の生活の困りごとや意見を集め、自治協や各組織で情報共有し、改めて適切なメディアを使った「やさしい日本語」で情報発信を充実させる必要がある。

【暮らし】

- ・騒音やごみ問題といった生活トラブルが多いため、ごみの分別教室を開いてルールを共有するほか、新規転入者へごみの捨て方に関する多言語の資料を配布する等、多様な手段をつかった情報伝達が必要。
- ・公共交通機関の種類や便数が少なく不便と思う人がいることから、シェアサイクル等の多様な移動手段の提供に向けた取組みを促す補助が必要。

【異文化理解】

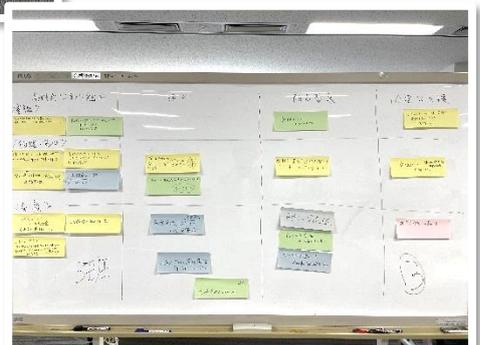
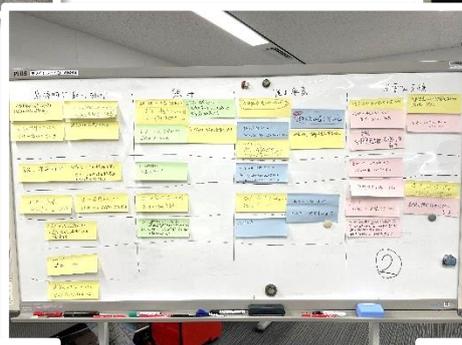
- ・ 宗教等の多様性に関する事柄を含め、日本人市民が異文化を理解する必要がある。
- ・ 市内の中高生が全員1回は1週間程度の海外生活を経験することで、より多文化共生の意識に向かうのではないかと。課題となる渡航費用は市民全員が少額ずつでも寄付できれば実現できるのではないかと。
- ・ 日本人市民から外国人市民に対しての偏見がみられる。多文化共生の理解に向けた啓発が必要。

【組織連携】

- ・ 市内に二国間の親善協会等がたくさんある状況を活かして、組織同士の連携をより強め、情報や課題を共有していくとよい。
- ・ 行政等の公的機関が橋渡しをしながら、組織間交流の場を増やし、多文化共生に向けた幅広い活動につなげることが大切。
- ・ 日本人に交流の場に参加してもらえる環境づくりが必要。国際交流の理解者や協力者を増やし、地域と外国人市民をつなげるガイドラインを作成する等、市全体で交流機会の増加を図ることが必要。

【学校生活・進学】

- ・ 英語、中国語以外の言語の通訳対応が難しい場合があり、学校での懇談や相談等への対応が十分にできない時がある。外国語通訳の人材登録を進めることや、同じ言語を使う市民のコミュニティの創出等、外国人児童保護者のサポートが必要。
- ・ 中学校や高校等で「やさしい日本語」の紹介をしたらよいのではないかと。



第3章 東広島市の国際化の取組みと今後の課題

1 第3次プランにおける取組みと評価

第3次プラン(計画期間:令和2(2020)年～令和6(2024)年)では、本市の国際化、多文化共生施策として、「誰もが暮らしやすい多文化共生のまち」、「国際交流と国際理解で未来に続く価値観を創り出し育むまち」、「多様性を活力にして世界とつながるまち」、「様々な主体が参画した推進体制の整備」という4つの施策に基づき、様々な分野にわたる取組みを推進してきました。

また、各年度の取組みの評価として、年に1度、東広島市国際化推進プラン審議会を開催し、第3次プランに掲載されている年度別事業計画(全81事業)の進捗状況や課題を報告し、審議会委員からご意見をいただきました。

このような経緯のもと、第3次プランの実施状況とその評価、課題については以下のように認識しています。

【第3次プラン審議会開催状況および各年度進捗状況】

項目	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度
開催方法	※新型コロナウイルス感染症対策として書面による審議		対面による審議	
報告事業年度	令和2(2020)年度 実施分	令和3(2021)年度 実施分	令和4(2022)年度 実施分	令和5(2023)年度 実施分
目標達成状況の割合	58.0%	64.2%	74.1%	77.8%
実施目標値以上(○)のもの	47件	52件	60件	63件
実施したが目標値等を下回った(△)のもの	16件	21件	16件	17件
実施できなかった(×)のもの	10件	6件	3件	1件
実施計画にない(-)のもの	8件	2件	2件	0件
合計	81件	81件	81件	81件

【基本理念】世界とつながり 未来を創り出す 多文化共生のまち

【基本目標】

【施策の方向性】

【取り組むべき施策】

1
誰もが暮らしやすい
多文化共生のまち

1 外国人市民の生活環境の充実

- (1) 相談体制の充実
- (2) 情報提供の充実
- (3) コミュニケーション支援の充実
- (4) 子どもの教育支援の充実
- (5) 防災対策の充実 **【重点】**

2 外国人市民も共に活躍できる環境づくり

- (1) 地域社会への参画 **【重点】**
- (2) 就労に関するサポート

3 多文化共生に向けた仕組みづくり

- (1) 市民の意見を反映する仕組みづくり

2
国際交流と国際理解で
未来に続く価値観を
創り出し育むまち

1 国際交流の促進

- (1) 交流機会の創出 **【重点】**
- (2) 交流を支える人材等の育成・支援
- (3) サポート情報の提供

2 国際理解の促進

- (1) 多文化共生の雰囲気づくり
- (2) 国際協力の推進

3
多様性を活力にして
世界とつながるまち

1 国際化に向けた都市環境の充実

- (1) 滞在環境の利便性の向上

2 多様な人材の活躍と地域資源の活用

- (1) 海外への魅力発信
- (2) 地域資源の活用
- (3) 多様な人材の活躍支援 **【重点】**

共通基盤

様々な主体が参画した
推進体制の整備

- (1) 活動拠点の充実
- (2) 推進組織の活性化 **【重点】**
- (3) 庁内体制の整備
- (4) 広域的な連携の促進

※各年度事業の評価方法(下表参照)

○第3次プランに掲載している全81事業(再掲分を含む場合は99事業)に対し、事業担当課と活動指標名を明記し、現状値(令和元(2019)年)をベースに令和2(2020)～令和6(2024)年度まで数値目標を記載しています。

○上記において各年度に数値目標の設定が難しいものは、活動指標名に「実施」とし、各年度の目標値欄には「→」を記載しています。

○目標値(数値あり)に対し、実績値欄には実施した内容の具体的な数値を、目標値(数値なし)に対し、実績値欄には実施したものに「○」、一部実施できたものに「△」、実施できなかったものに「×」とし、実施予定ではなかったものは「-」を記載しています。

○表の一番右側にある実施内容等の欄には、主な取組内容と未実施の場合の理由等を記載しています。

【評価シートの例】

基本目標	施策の方向性	取組むべき施策	取組 種別	新規 拡充 継続	具体的な取組	取組内容	事業 種別	具体的な事業	新規・ 拡充・ 継続	実施計画							
										R 2	R 3	R 4	R 5	R 6			
1 誰もが暮らしやすい多文化共生のまち	2 外国人市民も共に活躍できる環境づくり	(1) 地域社会への参画	17	【重点】 拡充	外国人市民のキーパーソン等の把握	○外国人市民の積極的な地域活動等への参加、参画を促進するため、イベント等を通じて、外国人と日本人や地域をつなぐキーパーソンとなる人物の発掘を進めます。 ○キーパーソンを中心として、同国出身者のネットワークを把握し、連携を図ります。	39	連携促進事業(国際交流団体等のつながりづくり)の実施	拡充	○	→	→	→	→	→		
							40	大学との連携による留学生コミュニティの把握	新規	-	○	→	→	→	→		
			18	【重点】 拡充	地域活動への参画促進	○地域の自治組織の認知度を高め、外国人市民の積極的な地域活動等への参加、参画を促進するため、組織の存在や役割の理解を促進し、組織への加入や参画につなげます。 ○受入側の地域の自治組織に対して、外国人の加入や参画に向けた啓発を行います。	41	外国人市民向けの地域組織等の啓発	新規	○	→	→	→	→	→		
							(38)	【再掲】地域住民に対する外国人市民受入れに向けた啓発	拡充	○	→	→	→	→	→		
			19	拡充	地域で活躍しやすい環境づくり	○外国人市民の地域社会での活躍や共助につなげるため、国際交流ボランティア制度の周知を図り、登録を促進します。 ○日本人市民への「やさしい日本語」の普及を図り、外国人市民とのコミュニケーション力の向上を図るとともに、自主的なイベント等の開催を支援し、外国人市民も企画段階から参画しやすい環境の整備に努めます。	(36)	【再掲】国際交流ボランティアの登録・育成	継続	→	→	→	→	→	→		
							(17)	【再掲】やさしい日本語普及事業の実施	継続	→	→	→	→	→			
	(39)	【再掲】連携促進事業(交流団体等のつながりづくり)の実施					拡充	○	→	→	→	→	→				
	42	国際交流活動助成金等によるイベント実施の側面的支援					継続	→	→	→	→	→	→				
	3 多文化共生に向けた仕組みづくり	(2) 就労に関するサポート	20	継続	就労機会の創出と就労情報の提供の充実	○雇用対策協議会において、「求人・求職支援事業」やマッチング等の支援を実施し、外国人市民の就労を支援します。 ○国、県等関係機関と連携し、外国人労働者を雇用する事業主に対する支援を図ります。	43	雇用対策協議会における「求人・求職支援事業」、「労働力確保に関する事業」の実施	継続	→	→	→	→	→			
							21	継続	留学生の就職支援	○留学生の就職を支援するため、広島県留學生活躍支援センターと連携し、インターンシップや就職セミナー等を実施します。	44	広島県留學生活躍支援センターによる就職支援	継続	→	→	→	→
							22	継続	就労しやすい環境づくり	○適正な労働条件を確保するため、労働関係や社会保険関係の法令内容や、労働者の義務、権利等について、関係機関と連携し、外国人労働者を雇用する事業主及び外国人労働者への周知啓発を行います。	45	関係機関と連携した、適正雇用の周知・啓発	継続	→	→	→	→
		(1) 市民の意見を反映する仕組みづくり	23	拡充	外国人市民に対する広聴活動の実施	○外国人市民や、受入側の地域住民等の課題やニーズを把握し、施策に反映させるため、一般市民向けや外国人市民向けアンケートを定期的に行います。 ○外国人市民を交えた意見交換会や、各分野における委員等への登用を推進します。	46	市民満足度調査の活用	継続	-	-	→	-	-			
47							外国人市民向けアンケートの実施	継続	-	-	-	→	-				
(39)							【再掲】連携促進事業(交流団体等のつながりづくり)の実施	拡充	○	→	→	→	→				
48	外国人市民の委員委嘱やヒアリング対象への選定の推進	拡充	○	→	→	→	→										

担当課	活動指標名	現状値 (R1)	目標値 (R2)	実績値 (R2)	目標値 (R3)	実績値 (R3)	目標値 (R4)	実績値 (R4)	目標値 (R5)	実績値 (R5)	目標値 (R6)	実施内容・目標値未達成理由等
市民生活課	連携促進事業団体・個人数	-	15	20	17	26	19	26	21	35	23	東広島国際フェスタ2023を開催し、国際交流機関や大学等が参加（来場者5000人）
市民生活課 政策推進監 (大学連携)	実施	-	-	-	→	○	→	○	→	○	→	広島大学の国際交流拠点施設「ミライクリエ」を活用し、外国人市民の国別コミュニティの形成や市民との交流を目的とした交流事業を4回開催
市民生活課 地域づくり推進課	実施	-	→	○	→	○	→	○	→	○	→	市広報の多言語版や生活ガイドブック内(市HP掲載)で地域組織情報の掲載
市民生活課 地域づくり推進課	実施	-	→	○	→	○	→	○	→	○	→	やさしい日本語を使った防災アドバイザー事業の実施2件(西条自治協議会、東広島市議会議員)
市民生活課	登録者数	550人	580人	643人	605人	697人	630人	538人	655人	590人	680人	うち、外国人市民104人(中国籍が多い) ボランティア向けのスキルアップ講習会を4回開催
市民生活課	やさしい日本語研修・講座開催数	-	4回	5回	6回	5回	6回	4回	6回	4回	6回	・やさしい日本語講座2回開催(広島国際大学、御園宇地域センター) ・やさしい日本語を使った防災アドバイザー講座2回開催(西条自治協、市議会議員)
市民生活課	連携促進事業団体・個人数	-	15	20	17	26	19	26	21	35	23	東広島国際フェスタ2023を開催し、国際交流機関や大学等が参加(来場者5000人)
市民生活課	国際交流助成金の助成件数	1	2	1	2	1	2	1	2	2	2	補助2件(志和町支え合い会議、広島ベトナム平和友好協会)
市民生活課 産業振興課	実施	-	→	x	→	x	→	○	→	○	→	対象者を限定せず外国人市民も参加可能な就職ガイダンスを実施
政策推進監 (大学連携) 産業振興課	実施	-	→	○	→	○	→	○	→	○	→	広島県留学生活躍支援センターと連携し、就職セミナーの情報提供等、留学生の就職支援を実施
産業振興課	実施	-	→	x	→	x	→	○	→	○	→	外国人材雇用セミナーを開催し7社8名が参加
市民生活課	実施	-	→	-	→	-	→	-	→	○	-	多文化共生施策及び本市国際化のための計画策定の参考資料としてR5.8に実施した調査結果を活用
市民生活課	実施	-	→	-	→	-	→	-	→	-	-	R6年度に実施予定
市民生活課	連携促進事業団体・個人数	-	15	20	17	26	19	26	21	35	23	東広島国際フェスタ2023を開催し、国際交流機関や大学等が参加(来場者5000人)
市民生活課	実施	-	→	○	→	○	→	○	→	○	→	国際化推進プラン審議委員に外国籍市民を含めて委嘱

基本目標1 誰もが暮らしやすい多文化共生のまち

施策の方向性1 外国人市民の生活環境の充実

主な施策	内容
①相談体制の充実	・外国人相談窓口であるコミュニケーションコーナー運営 ・外国人向け法律相談の実施
②情報提供の充実	・生活オリエンテーションの実施や生活ガイドブックの作成 ・多言語ホームページのリニューアル ・利用状況に即した外国人市民向けSNSによる情報発信(LINE、Facebook、WeChat)
③コミュニケーション支援の充実	・日本語教室の運営 ・やさしい日本語の普及
④子どもの教育支援の充実	・医療通訳ボランティア派遣の利用促進 ・多言語版子育てガイドブックの作成 ・小中学校での日本語指導の充実 ・教科学習支援教室U-18の運営
⑤防災対策の充実	・防災フェスタ、出前講座等の開催 ・ハザードマップの多言語化 ・防災講習の開催

<評価・課題>

- 5つの施策の方向性に基づき、38事業を展開してきました。方向性の中で施策が実施できなかったものはありませんでしたが、取組みが十分ではなかったものがあります。
- 国籍によってよく利用されているSNSでの情報発信を行っていますが、市の情報をより効果的に周知できるような工夫が必要です。
- 子育て世代等の家族滞在の外国人市民や、全地域に分散して居住している外国人市民が多い中、自家用車を所持していない外国人市民も多く、日本語教室の受講を希望しても通学できない人もいます。
- 外国人市民の多国籍化が進む中、地域において外国人市民にも分かりやすい「やさしい日本語」の普及が必要です。
- 外国人市民が医療機関で受診する際、言葉の壁が課題となっています。医療機関への症状別相談や受診受付等、医療機関へのアクセスが課題となっています。
- 外国人市民の増加に伴い、今後も外国につながるこどもの数が増加する見込みであることから、学校現場での受入体制の充実が必要です。
- 年に半数近くが入れ替わり、新規転入の外国人市民が多い本市において、近年、日本で頻発する災害等の防災知識の啓発が必要です。

施策の方向性2 外国人市民も共に活躍できる環境づくり

主な施策	内容
①地域社会への参画	<ul style="list-style-type: none"> ・大学との連携による留学生コミュニティの把握 ・多文化共生コーディネーターの配置や国際交流に関する住民自治協議会向け支援メニューの創設
②就労に関するサポート	<ul style="list-style-type: none"> ・市雇用対策協議会や広島県留学生活躍支援センターによる就職支援

<評価・課題>

- 2つの施策の方向性に基づき、7事業(重複事業を除く)を展開してきました。方向性の中で施策が実施できなかったものはありませんでしたが、取組みが十分ではなかったものがあります。
- ミライクリエで同国コミュニティ形成につながる国・地域別の交流イベントを開催し、留学生を中心に多くの方が参加しましたが、住民自治協議会や自治会等が実施するイベントに外国人市民が参加する割合は低く、これらの活動へ参加を促す取組みが必要です。
- 本市には100を超える国・地域から外国人市民が集まっており、その多様な言語や文化等も含めた能力や知識を活かして、より地域で共に活躍できる基盤やきっかけづくりが必要です。
- 外国人材が求める労働環境と、市内企業をはじめとする受入側が求める外国人材のスキルにミスマッチがあり、市内大学等に在籍する留学生の多くが卒業後に母国へ戻るか、国外、市外の企業等で働いており、市内企業の外国人材の受入環境の整備を促す取組みが必要です。

施策の方向性3 多文化共生に向けた仕組みづくり

主な施策	内容
①市民の意見を反映する仕組みづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・外国人市民向けアンケートの実施 ・外国人市民への委員委嘱やヒアリング対象への選定の推進

<評価・課題>

- 1つの施策の方向性に基づき、3事業(重複事業を除く)を展開してきました。方向性の中で施策が実施できなかったものはありませんでした。
- 市民満足度調査や住民自治協議会等を対象にした多文化共生に関するアンケート、外国人市民アンケート等を通じ、市民の意見を把握してきました。今後も継続して市民の意見を聴いていくことが必要です。

基本目標2 国際交流と国際理解で未来に続く価値観を創り出し育むまち

施策の方向性1 国際交流の促進

主な施策	内容
①交流機会の創出	<ul style="list-style-type: none"> ・市国際化推進協議会会員の連携促進事業として東広島国際フェスタの開催 ・ひろしま国際センターと連携した多文化共生推進事業の実施 ・友好都市等(徳陽市、マリリア市)との交流
②交流を支える人材等の育成・支援	<ul style="list-style-type: none"> ・大学と連携した支援者の確保(国際交流ボランティアの外国人市民登録)
③サポート情報の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・国際交流に係る団体、企業等へのサポート情報の提供(国際化推進協議会ホームページの立ち上げや事業者ポータルサイト(サポートビラ)の開設等)

<評価・課題>

- 3つの施策の方向性に基づき、8事業(重複事業を除く)を展開してきました。方向性の中で施策が実施できなかったものはありませんでしたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、対面を基本とする交流事業は年度によって軒並み中止や規模の縮小となり、取組みが十分ではなかったものがあります。
- 東広島国際フェスタの開催を通じ、多くの国際化推進協議会会員にも参加していただいておりますが、各種団体間の横の繋がりは限定的となっています。
- 交流イベントを開催しても、その後の関係が希薄化となりがちで、地域の国際交流ボランティアとの連携が必要です。

施策の方向性2 国際理解の促進

主な施策	内容
①多文化共生の雰囲気づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・多文化共生に関する講演や「やさしい日本語」に関するセミナーの開催 ・児童生徒の国際感覚の醸成
②国際協力の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・JICA研修事業への協力

<評価・課題>

- 2つの施策の方向性に基づき、5事業(重複事業を除く)を展開してきました。方向性の中で施策が実施できなかったものはありませんでしたが、JICA研修員との交流事業等、新型コロナウイルス感染症の影響による外部要因で来日が叶わず、年度によっては実現しなかったものがありました。
- 今後も増加が見込まれる外国人市民と多文化共生を推進していくため、地域によっては「やさしい日本語」や外国人市民の状況等の丁寧な説明が必要です。
- 100を超える国・地域から多様な外国人市民が集まっている本市は、地方都市としては他市と状況が異なっています。このような状況を活かし、市内の児童生徒が国際感覚を養うことができる等、環境づくりが必要です。

基本目標3 多様性を活力にして世界とつながるまち

施策の方向性1 国際化に向けた都市環境の充実

主な施策	内容
①滞在環境の利便性の向上	・サイン等多言語表記ガイドラインの策定 ・Wi-Fi通信環境整備等の整備

<評価・課題>

○1つの施策の方向性に基づき、3事業(重複事業を除く)を展開してきました。新型コロナウイルス感染症の影響により、店舗等でスマートフォンの電子決済は進展しましたが、今後も「サイン等多言語表記ガイドライン」による外国人市民や外国人観光客等にも分かりやすい環境づくりが必要です。

施策の方向性2 多様な人材の活躍と地域資源の活用

主な施策	内容
①海外への魅力発信	・海外向け観光プロモーションの展開 ・留学生等の外国人市民向けツアーの実施
②地域資源の活用	・外国人向け観光プログラムの提供 ・大学と連携した市民との交流講座等の開催支援
③多様な人材の活躍支援	・国際的研究拠点(ミライクリエ)の構築に向けた環境整備

<評価・課題>

○3つの施策の方向性に基づき、7事業(重複事業を除く)を展開してきました。方向性の中で施策が実施できなかったものはありませんでした。

○今後も大学のみに限らず、地域と連携したミライクリエの活用が必要です。

○市内大学とのTown&Gown構想により、今後も国際化や多文化共生の推進にあたって大学と連携し、地域課題の解決と持続可能なまちづくりを推進していくことが重要です。

共通基盤 様々な主体が参画した推進体制の整備

主な施策	内容
①活動拠点の充実	・国際化推進のための活動・交流拠点の充実(ミライクリエの整備)
②推進組織の活性化	・大学等の国際関係機関・団体との定期会議の開催 ・東広島市国際化推進協議会への財政支援
③庁内体制の整備	・自動翻訳ツール等の活用 ・多文化共生コーディネーターの配置 ・職員向けに「やさしい日本語」や多文化共生に関する研修の実施
④広域的な連携の促進	・周辺市町等との連携促進

<評価・課題>

- 4つの施策の方向性に基づき、10事業(重複事業を除く)を展開してきました。方向性の中で施策が実施できなかったものはありませんでしたが、取組みが十分ではなかったものがあります。
- 団体によっては必要に応じて大学等の国際化関係機関・団体と協議を重ねてきましたが、推進組織の活性化は十分ではない状況です。また、増加する外国人市民に対応できる、庁内の国際化推進体制強化が必要です。
- 多国籍化が進む本市において、母語である少数言語しか話せない外国人市民もいます。一般向けに国等が提供する翻訳サービスの利用促進、「やさしい日本語」の周知が必要です。
- 本市独自の庁内向け「やさしい日本語」マニュアルの作成までは至っていないものの、庁内職員向けや一般向けに「やさしい日本語」の研修を実施しました。今後も市の通知文書等、「やさしい日本語」を基本とした外国人市民にも分かりやすい表現に努めることが必要です。
- 外国人対応に関し、制度上、本市独自で対応できることには限界があるため、国や県のほか、本市に立地する大学や国際関係団体との連携促進が必要です。

2 調査等から見える課題

各種調査結果や第3次プランの評価等から、第4次プランに向けた本市での課題は、次のように捉えています。

(1-1) 外国人市民の生活環境の充実

- 外国人市民が生活する上で、文化の違いや言葉の壁による様々な困りごとに対応するため、相談機関の周知を促進し、外国人市民を適切な支援につなげることが必要です。
- 外国人市民は「日本の生活ルールを理解」「日本語の勉強」が地域で生活するために特に重要と考えており、日本文化や制度の継続的な情報発信のほか、広域からも参加可能な日本語学習機会の提供が必要です。
- 多言語翻訳技術の高度化と社会実装が進んでいる中、ICT を積極的に活用し、コミュニケーション支援を充実させる必要があります。
- 自分のこどもに英語中心の教育を受けさせたい保護者も一定数おり、市内ヘインターナショナルスクールの誘致の検討も必要です。
- 外国につながるこどもやその保護者について、日本語能力、文化、習慣の違いに配慮した対応と、学校や周囲とのコミュニケーション支援が必要です。
- 外国人市民が医療機関で受診する際、言葉の壁が課題となっています。医療機関への症状別相談や受診受付等、医療機関へのアクセスが課題となっています。
- 自分のこどもへ日本語で日本の教育を受けさせたいと考える外国人市民の保護者が一定数いる一方で、将来こどもが日本で高校や大学等に進学することに対し情報の欠如や金銭的な不安がある保護者もいるため、日本の教育制度についての情報等を周知する仕組みづくりが必要です。
- 永住者の人数が年々増加し、緩やかな定住化の傾向がみられることから、医療、保健、年金、税金等ライフステージに応じた制度の周知が必要です。
- 本市での居住年数が短く、発災時の避難場所を知らない外国人市民が多いため、災害に備え平常時から防災情報の周知が必要です。また、定期的な防災に関する訓練や啓発に加え、地域やコミュニティ等のネットワークづくりを進め、普段から外国人市民を孤立させないことが重要です。
- 日本人市民も外国人市民も快適で安心安全に暮らせる住環境の確保のため、賃貸住宅の貸主や仲介を行う不動産業者に対する多文化共生の意識啓発、外国人市民へ地域のルールを理解してもらう等の取り組みが必要です。

(1-2) 外国人市民も共に活躍できる環境づくり

- 地域の活動に参加したほうがよいと考える外国人市民が多く、特に地域のお祭りや文化・スポーツイベント、清掃活動への参加意欲は比較的高いです。一方、大多数が住民自治協議会、自治会について知らないため、自治会等の加入案内の積極的な声かけ、イベント情報発信の工夫、外国人市民を巻き込んだ交流やつながり、助け合いを促す環境を整えていくことが重要です。
- 外国人市民の母国の文化や日本文化等を紹介できる場の提供や仕組みをつくり、相互理解を促進する多文化共生の地域づくりが必要です。
- 市内企業を知らない、採用情報が分からないことで本市での就職を希望しない留学生がいる一方、仕事を探す方法がわからない、日本語ができないために仕事を見つけることが難しい外国人市民もいます。本市での就労や定着につなげるための情報発信や、就労相談、就労支援の充実が必要です。
- 起業意欲のある外国人市民も少数ながらおり、支援体制の充実が必要です。
- 今後も外国人市民の増加が見込まれる本市において、市内事業所に多文化共生の考え方やコミュニケーション方法等の意識啓発を行い、外国人材の受入体制と就労環境の向上を促す取組みが必要です。

(1-3) 多文化共生に向けた仕組みづくり

- 日本人市民と外国人市民が互いに理解し合う場づくりや、外国人市民へまちづくりに関する意見を聞く機会を定期的に設ける等、地域の一員として行政に参加できる仕組みづくりが必要です。

(2-1) 国際交流の促進

- 国際化や多文化共生に関心を持つ市民を増やし、交流イベント等への参加を促進する取組みが必要です。
- 交流を支える国際交流ボランティアを育成・支援し、継続した活動を促進する取組みが必要です。
- 外国人市民との交流や支援活動を行う市民団体の活動を支える取組みが必要です。

(2-2) 国際理解の促進

- 学童期のこどもから大人までを対象として、地域全体で多文化共生の意識啓発や地域の多文化共生の取組みの紹介をする等、異文化理解を促進していく必要があります。
- JICA 中国が実施する海外研究生受入事業への協力を通し、市全体で国際理解を促進していくことが必要です。

(3-1) 国際化に向けた都市環境の充実

- インバウンド需要による訪日外国人の増加により、情報の多言語化や市の情報を効果的に発信することが必要です。
- 東広島市次世代学園都市構想が掲げている「イノベーション創造のまち」を実現するため、外国人市民の生活環境の充実を図り、大学や民間企業とともに新たなイノベーションの創出や、国際色豊かな都市拠点の形成を進めることが必要です。

(3-2) 多様な人材の活躍と地域資源の活用

- 本市に立地する大学や国際関係機関等と連携し、地域の魅力を発信して国内外から多様な人材の流入を図ることが重要です。そのため、外国人独自の視点を活かした地域の魅力に係る情報発信等、外国人市民の知見を取り入れることも大切です。
- 留学生が多く在籍する大学と市が今後も連携を深め、一体となって地域社会課題を解決することで、外国人市民も住みやすく、国内外から起業家や研究者たちを引き付ける魅力的なまちづくりをすることが重要です。
- 100 を超える国や地域の外国人市民が共に暮らしており、その多様な言語や文化等も含めた能力や知識を活かして、より地域でともに活躍できる基盤やきっかけづくりが必要です。
- 関係機関と連携し、市内企業の海外展開を側面的に支援する仕組みづくりが必要です。

(4) 様々な主体が参画した推進体制の整備

- ミライクリエ等の活動拠点を活かし、様々な団体がつながり交流できる環境づくりが必要です。
- 増加する外国人市民に対応できるよう、庁内外の国際化推進体制強化が必要です。
- 母語しか話せない外国人市民がいる一方、簡単な日本語を含めると、日本語がある程度理解できる外国人市民が多くいることから、行政窓口での対応や情報を発信する際には、「やさしい日本語」を基本とした表現に工夫する等の取組みが必要です。
- 引き続き県や周辺市町、関係機関と連携、情報共有を行い、協力できる体制を維持していく必要があります。

第4章 プランの基本的な考え方

1 基本理念

本市には世界中から多様な言語や文化的背景を持った人々が集まっており、今後も、こうした多様性が増していくことが見込まれます。このような状況の中、日本人市民と外国人市民がお互いの文化や違いを受け入れ、共に地域に住む一市民として認め合い、共生していくことが必要です。それと同時に、本プランの施策を実施していくためには、関係機関等の連携も欠かせません。

また、世界各国の人々から本市が選ばれ、暮らした人々によってその魅力が世界中に広がっていくことは、本市と世界が「つながる」ことを意味します。世界とのつながりがもたらす多様性は、新たな価値観を創出するとともに、本市の持続可能な未来を創り出す経済や文化の発展につながります。

本市においては、大学との連携によるTown&Gown構想の推進や次世代学園都市構想の実現等、今後も増加する外国人市民との多文化共生に加え、選ばれる都市として名実ともに国際化を推進していく必要があります。

このように多様な人々が安心して暮らし、相互に理解し合い、同じ市民として個性や能力を活かして活躍しながら、ともにつくるまちを目指し、本プランの基本理念を「みんながつながり せかいとつながる ともにみらいをつくるまち」と定めます。

= プランの基本理念 =

みんながつながり せかいとつながる
ともにみらいをつくるまち

2 基本目標

基本理念を具体化するための「基本目標」については、本市の現状と課題を踏まえ、第3次プランと同様、次の3項目を定めるとともに、それぞれに「施策の方向性」を定めます。また、基本目標を達成するための「支え」となる「共通基盤」を併せて定めます。

基本目標1 誰もが暮らしやすい多文化共生のまち

本市には、多様な言語や文化等を持つ100を超える国や地域からの外国人市民が共に暮らしています。誰もが心豊かに、また、日本人、外国人の区別なく暮らし、その個性と能力を活かし、共に地域の構成員として活躍できるまちづくりを目指します。

■施策の方向性

1 外国人市民の生活環境の充実	(1) 相談体制の充実 (2) 情報発信の充実 (3) コミュニケーション支援の充実 (4) こどもの教育支援の充実 (5) 子育て及び福祉サービスの充実 【重点】 (6) 防災対策の充実 【重点】 (7) 住宅確保の支援
2 外国人市民も共に活躍できる環境づくり	(1) 多様性のある地域活動の促進 【重点】 (2) 起業・就労環境の整備 【重点】
3 多文化共生に向けた仕組みづくり	(1) 市民の意見を反映する仕組みづくり

基本目標2 国際交流と国際理解で未来に続く価値観を創り出し育むまち

国際交流によって、相互理解を促進するだけでなく、これまでとは異なる文化やアイデアといった新しい価値や、価値を生み出す人材の育成を目指します。

■施策の方向性

1 国際交流の促進	(1) 交流機会の創出 (2) 交流を支える人材等の育成・支援 (3) サポート情報の提供
2 国際理解の促進	(1) 多文化共生の意識づくり (2) 国際協力の推進

基本目標3 多様性を活力にしてイノベーションを創造するまち

外国人市民支援という視点だけでなく、言語や文化等が異なる人々が同じ地域で共に暮らす多様性を貴重な資源として捉え、大学との連携によるTown&Gown構想や次世代学園都市構想の推進により、都市の文化的、経済的な魅力を向上し、本市の活力やイノベーションの創造につなげていくことを目指します。

■施策の方向性

1 国際化に向けた都市環境の充実	(1) 滞在環境の利便性の向上 (2) 産学官連携によるイノベーション環境の充実 【重点】
2 多様な人材の活躍と地域資源の活用	(1) 海外への魅力発信 (2) 地域資源の活用 (3) 多様な人材の活躍支援 (4) 市内企業の海外展開支援

共通基盤 様々な主体が参画した推進体制の整備

地域住民、外国人市民、交流団体、支援団体及び行政等、多様な主体が集うことでネットワークを生み出す活動、交流の拠点の充実を図るとともに、推進組織の活性化や連携を深め、多文化共生のまちづくりや国際都市への成長に向けた取組みを推進します。

また、庁内においては、増加する外国人市民に対応した推進体制の構築と職員の意識啓発、やさしい日本語を基本とした市の情報発信の工夫といった環境の整備を推進するとともに、周辺市町や関係団体等との広域的な連携を促進します。

■施策の方向性

- (1) 活動拠点の充実
- (2) 推進組織の活性化 **【重点】**
- (3) 庁内体制の整備
- (4) 広域的な連携の促進

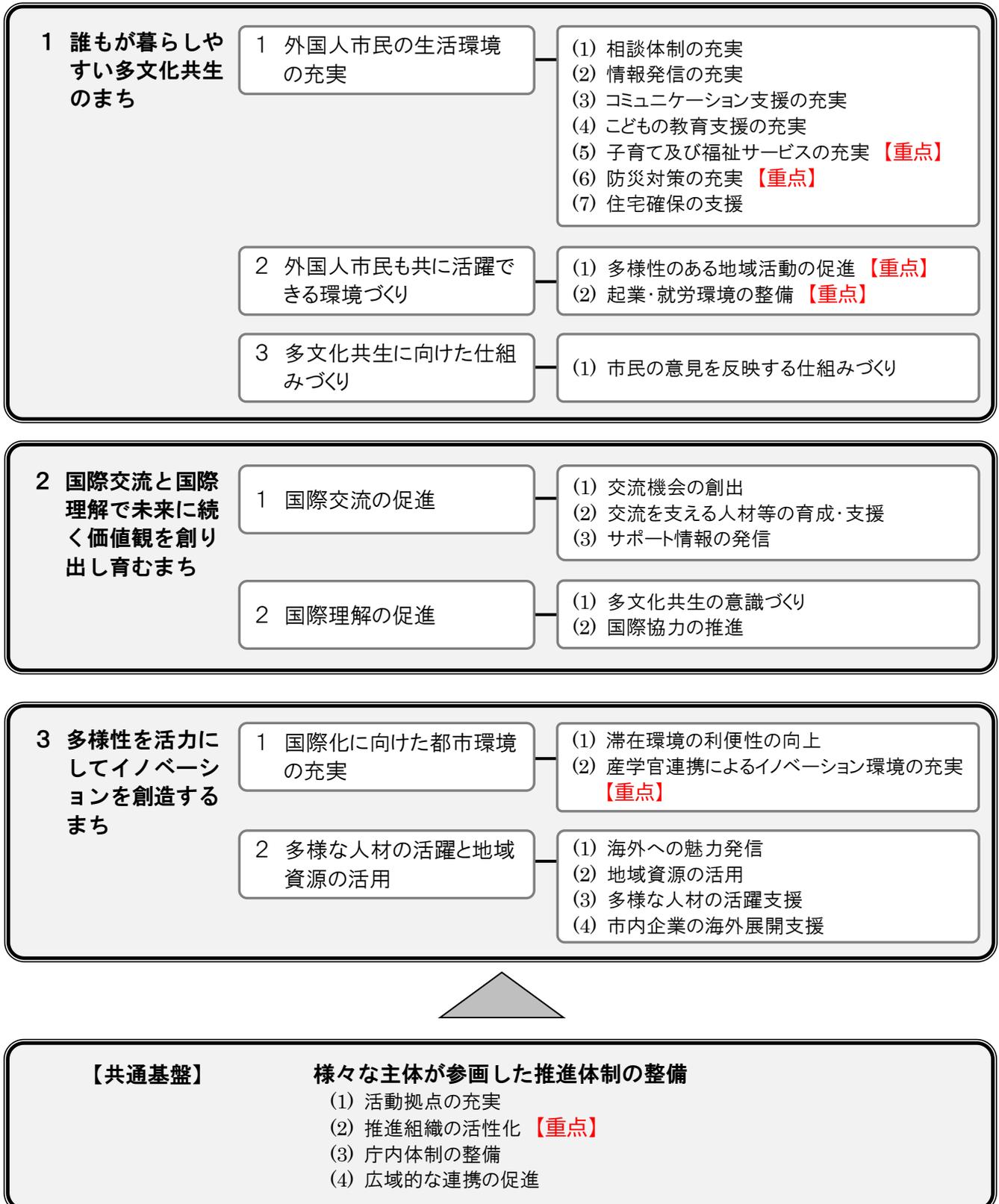
3 施策体系

本プランの施策体系については、今日までの社会・経済的動向や、国や県の動き、市民意識やニーズ等を踏まえ、次の体系図に示すような施策の展開を図ります。

【基本目標】

【施策の方向性】

【取り組むべき施策】



第5章 施策の展開

基本目標1 誰もが暮らしやすい多文化共生のまち

本市には、多様な言語や文化等を持つ100を超える国や地域からの外国人市民が共に暮らしています。誰もが心豊かに、また、日本人、外国人の区別なく暮らし、その個性と能力を活かし、共に地域の構成員として活躍できるまちづくりを目指します。

そのための指標を、市民の「多文化共生のまちづくり」意識、外国人市民の「東広島市での生活の満足度」と「生活に必要な情報入手の程度」に設定します。

《指標》

基本目標	内容	現状値 令和6(2024)年度	目標値 令和12(2030)年度
1 誰もが暮らしやすい多文化共生のまち	多文化共生のまちづくりが「必要」「ある程度必要」だと思う市民の割合	85.2%※1	88.2%
	東広島市での生活について「とても満足」「少し満足」している外国人市民の割合	89.1%※2	90.0%
	日本で生活するための情報を「たくさん」「だいたい」入手できている外国人市民の割合	82.3%※2	85.3%

※1 令和5(2023)年「東広島市市民満足度調査」

※2 令和6(2024)年「東広島市国際化に関する外国人市民アンケート」

施策の方向性1 外国人市民の生活環境の充実

【現状と課題】

本市には、多様な言語や文化を持つ多くの外国人市民が暮らしており、地域で安心して快適に暮らせるよう、コミュニケーションの支援や多言語による相談窓口の充実、暮らしに関する情報の多言語での発信等、生活環境の充実を図ります。

(1) 相談体制の充実

No.	施策名	取組内容	担当課
1	外国人相談窓口の充実	● 外国人市民が抱える疑問や問題について対応するため、多言語による相談窓口での受付や日本語教室開催等の情報発信を行うとともに、相談員の研修やICTの活用等による体制の充実を図ります。また、相談窓口の周知に努めます。	市民生活課
2	専門的な相談の実施	● 外国人市民の国籍、在留資格等の多様化に伴い複雑化する相談に対応するため、国、県、他市町の相談窓口や広島弁護士会等の関係機関と連携しながら情報を共有し、円滑な解決につなげます。	市民生活課 人権男女共同 参画課

(2) 情報発信の充実

No.	施策名	取組内容	担当課
3	円滑な生活の開始に向けた情報発信	<ul style="list-style-type: none"> ● 本市での円滑な生活の開始につなげるため、転入時における生活オリエンテーションの実施や外国人市民向けサービスの周知を行い、日本の文化や生活ルール等への理解促進を図ります。 	市民生活課
4	多言語での情報発信	<ul style="list-style-type: none"> ● 外国人市民が本市で安心して円滑に生活できるよう、インターネット等を活用し、生活に必要な情報を多言語化して発信します。 ● コミュニケーションコーナーにおいて、SNS等を活用した情報発信や海外雑誌等の配架、相談窓口等で多言語による情報発信の充実を図ります。 ● 図書館において、外国語図書の実質や、図書館利用案内の外国語版作成・配布等、外国人市民も利用しやすい環境づくりに取り組めます。 	市民生活課 生涯学習課
5	確実かつ効果的な情報発信	<ul style="list-style-type: none"> ● 外国人市民の生活に必要な情報がより広く確実に行き届くよう、ホームページや各種SNSの特性を踏まえて情報を発信します。 ● 外国人市民とつながりの深い企業や監理団体、大学、外国人コミュニティ等の把握に努め、これらと連携してより効果的な情報発信を行います。 	市民生活課 DX推進チーム 経営戦略チーム

(3) コミュニケーション支援の充実

No.	施策名	取組内容	担当課
6	日本語でのコミュニケーション支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 外国人市民のコミュニケーション能力の向上を支援するため、日本語レベルや開催地域、形態等を勘案しながら、より多くの外国人市民が受講できる日本語教室を開催します。 ● 外国人市民にも分かりやすい「やさしい日本語」を普及し、地域や職場、学校等における外国人市民とのコミュニケーションの円滑化を図ります。 	市民生活課
7	多言語でのコミュニケーション支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 乳児訪問や幼児健診、市立学校等に通訳者を派遣し、保護者や外国人児童生徒等との意思疎通を支援します。 ● 各種資料の多言語化や通訳者、自動翻訳ツール等のICT活用により多言語対応の強化を図ります。 	こども家庭課 指導課 市民生活課 経営戦略チーム
8	広域連携による高度な通訳への対応	<ul style="list-style-type: none"> ● 医療分野等の高度な通訳に対応するため、ひろしま国際センターによる医療通訳ボランティア派遣事業を活用し、外国人市民が安心して病院で受診できる体制づくりを進めます。 	市民生活課

(4) こどもの教育支援の充実

No.	施策名	取組内容	担当課
9	就学時の支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 外国につながるこどもの円滑な就学を支援するため、就学を控えた保護者に対して、多言語で作成した「学校ガイドブック」を配布し、日本の教育制度や学校生活についての理解を促進します。 ● 未就学児の実態把握や保護者に対する就学意思等の確認に努め、円滑な就学支援につなげます。 	学事課 指導課
10	円滑な学校教育に向けた支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 来日して間もない児童生徒が円滑な学校教育を受けられるよう、編入前に学校生活等の事前指導を行います。 ● 日本語での授業が難しい外国につながる児童生徒を指導するため、日本語指導等教育活動を充実し、学校への円滑な適応を図ります。 	指導課
11	学校等での円滑な意思疎通に向けた支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 外国につながる日本語の理解が十分でない児童生徒が在籍、又は在籍予定の学校に対し、必要に応じて通訳者・支援員を派遣し、学校生活への適応支援や教育環境の充実を図ります。 ● 中学校における三者懇談会等に通訳者を派遣し、日本の教育制度の理解と進学への意識向上を図ります。 	指導課 市民生活課
12	学校外での教育支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 外国につながるこども向けの日本語教室を開催し、日本語学習、教科学習等の支援を行います。 ● 学習支援を体系的に行うため、コーディネーターの配置や、大学と連携した支援者の育成を図ります。 	市民生活課 指導課 経営戦略チーム
13	多様な教育形態の検討	<ul style="list-style-type: none"> ● 国際的な教育に関する需要を把握するとともに、本市へのインターナショナルスクールの誘致を検討します。 	経営戦略チーム

(5) 子育て及び福祉サービスの充実 **【重点】**

No.	施策名	取組内容	担当課
14	出産・子育て支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 誰もが安心して妊娠・出産・子育てができ、支援を円滑に受けられるよう、国により制度が異なることを意識した上での情報の伝達や対応できる人材の確保、ハラル食への配慮、接し方に関する研修等を実施します。 ● 乳児訪問や幼児健診等で日本語による意思疎通が困難な場合には通訳者を派遣します。 	こども家庭課 保育課 市民生活課
15	福祉サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 今後、外国人高齢者の増加や介護人材の不足に対応するため、市内介護事業所に対し、外国人材の雇用を支援します。 	介護保険課
16	ライフステージに応じた支援情報の発信	<ul style="list-style-type: none"> ● どの年代の外国人市民も安心して暮らせるよう、医療、教育、保健、年金等、ライフステージに応じた支援制度に関する情報発信を行います。 	市民生活課 全庁

(6) 防災対策の充実【重点】

No.	施策名	取組内容	担当課
17	防災に関する啓発の推進	<ul style="list-style-type: none"> 日本で起こる地震や台風等の災害について周知し、発生時に適切に避難等ができるよう、多様な媒体や機会を活用し、防災に関する知識や意識を高めます。 	危機管理課 市民生活課 消防局
18	災害時の多言語による情報発信の充実	<ul style="list-style-type: none"> 災害発生時の危険性が高まっているときや災害発生時に、外国人市民が確実に災害情報を得られるよう、防災メールやホームページ等の多言語化を図ります。 	危機管理課 市民生活課
19	緊急時の多言語対応の周知	<ul style="list-style-type: none"> 緊急時に、日本語でのコミュニケーションが困難な外国人市民、観光客が不安なく119番通報できるようにするため、通報時の三者通訳サービスの周知・啓発を行います。 	警防課
20	災害の発生に備えた体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> 災害発生時に適切な支援を行うため、避難所運営や情報発信において必要な多言語、多文化への対応を行います。また、地域自治組織等と連携し、避難所における外国人市民の受け入れ体制づくりや地域住民への啓発活動に努めます。 通訳、翻訳ボランティアを確保して人材育成を図るとともに、広域的な応援体制の整備を進めます。 	市民生活課 危機管理課 地域づくり推進課

(7) 住宅確保の支援

No.	施策名	取組内容	担当課
21	多言語での市営住宅に関する情報発信	<ul style="list-style-type: none"> 住宅確保に関する情報が必要な外国人市民に伝わるよう、市営住宅の募集や入居・退去に関する情報等を多言語化して発信します。 	住宅課 市民生活課

施策の方向性 2 外国人市民も共に活躍できる環境づくり

【現状と課題】

本市で暮らす外国人市民が、その能力を発揮し、日本人市民と共に学び、共に働き、共に地域社会の一員として活躍するため、地域社会への参画や就労に関する支援を行います。

(1) 多様性のある地域活動の促進 **【重点】**

No.	施策名	取組内容	担当課
22	外国人市民のキーパーソン等の把握	<ul style="list-style-type: none"> 外国人市民の積極的な地域活動等への参加、参画を促進するため、イベント等を通じて、外国人と日本人や地域をつなぐキーパーソンとなる人物の発掘を進めます。 キーパーソンを中心として、同国出身者のネットワークを把握し、連携を図ります。 	市民生活課
23	地域活動への参画促進	<ul style="list-style-type: none"> 地域の自治組織の認知度を高め、外国人市民の積極的な地域活動等への参加、参画を促進するため、組織の存在や役割の理解を促進し、組織への加入や参画につなげます。 受入側の地域の自治組織に対して、外国人市民の加入や参画に向けた啓発を行います。 	市民生活課 地域づくり推進課
24	地域で活躍しやすい環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> 外国人市民の地域社会での活躍や共助につなげるため、国際交流ボランティア制度の周知を図り、登録を促進します。 日本人市民への「やさしい日本語」の普及を図り、外国人市民とのコミュニケーション力の向上を図るとともに、自主的なイベント等の開催を支援し、外国人市民も企画段階から参画しやすい環境の整備に努めます。 	市民生活課 地域づくり推進課

(2) 起業・就労環境の整備 **【重点】**

No.	施策名	取組内容	担当課
25	就労機会の創出と就労情報の発信の充実	<ul style="list-style-type: none"> 雇用対策協議会において、「求人・求職支援事業」やマッチング等の支援を実施し、外国人市民の就労を支援します。 国、県等関係機関と連携し、外国人労働者を雇用する事業主に対する啓発や支援を図ります。 	産業振興課
26	留学生の就職支援	<ul style="list-style-type: none"> 留学生の就職を支援するため、広島県留生活躍支援センターと連携し、インターンシップや就職セミナー等を開催します。 	経営戦略チーム 産業振興課
27	永住者等の就職に向けた支援	<ul style="list-style-type: none"> 永住者や定住者等の身分に基づく在留資格で日本に在留する外国人市民の就職を支援するため、広島労働局と連携し、「しごとのための日本語」研修を実施します。 	市民生活課

No.	施策名	取組内容	担当課
28	起業・就労しやすい環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> ● 適正な労働条件を確保するため、労働関係や社会保険関係の法令内容、労働者の義務、権利等について、関係機関と連携し、外国人労働者を雇用する事業主及び外国人労働者への周知啓発を行います。 ● 介護人材等が不足する中、市内介護事業所に対し、外国人材の雇用を支援します。 ● 外国人市民にもわかりやすい「やさしい日本語」の普及に努めます。 ● 様々な働き方を支援するため、起業に関する情報発信や、東広島イノベーションラボミライノ⁺等を通じたサポートを行います。 	産業振興課 介護保険課 市民生活課

施策の方向性 3 多文化共生に向けた仕組みづくり

【現状と課題】

多文化共生社会の実現のためには、外国人市民と日本人市民との間で、誤解やトラブルが生じないよう、互いの文化や習慣の違いを理解し歩み寄ることが必要です。そのため、様々な方法で、外国人市民、日本人市民双方の意識やニーズを把握し、施策に反映していくための仕組みづくりを推進します。

(1) 市民の意見を反映する仕組みづくり

No.	施策名	取組内容	担当課
29	外国人市民に対する広聴活動の実施	<ul style="list-style-type: none"> ● 外国人市民や受入側の地域住民等の課題、ニーズを把握して施策に反映させるため、市民アンケートやワークショップ等を定期的に行います。 ● 外国人市民を交えた意見交換会や各分野における委員等への登用を推進します。 	市民生活課

基本目標2 国際交流と国際理解で未来に続く価値観を創り出し育むまち

国際交流によって相互理解を促進するだけでなく、これまでとは異なる文化やアイデアといった新しい価値や、価値を生み出す人材の育成を目指します。

そのための指標を、市民の「外国人が多く暮らしていることに対する意識」、外国人市民の「地域活動への参加割合」に設定します。

《指標》

基本目標	内容	現状値 令和6(2024)年度	目標値 令和12(2030)年度
2 国際交流と国際理解で未来に続く価値観を創り出し育むまち	東広島市に多くの外国人が暮らしていることを「外国の言葉や文化・習慣を知るよい機会になる」と捉えている市民の割合	38.5%※1	41.5%
	地域行事に「参加している、またはこれから参加したい活動がある」外国人市民の割合	71.2%※2	74.2%

※1 令和5(2023)年「東広島市市民満足度調査」

※2 令和6(2024)年「東広島市国際化に関する外国人市民アンケート」

施策の方向性 1 国際交流の促進

【現状と課題】

市民満足度調査の結果では、外国人と接している市民の方が、外国人市民に対して肯定的な意識を持つ割合が高くなっています。相互理解を促進するためには、外国人市民と日本人市民との交流機会を増やす取組みが重要です。そのため、交流イベントの開催をはじめ、ボランティア等の育成や支援団体へのサポート情報の発信等により、国際交流を促進します。

(1) 交流機会の創出

No.	施策名	取組内容	担当課
30	多様な主体による交流機会の創出	<ul style="list-style-type: none"> 言語や文化の違いにかかわらず多くの市民が参加し、交流できる機会を創出するため、様々な団体等が主体となって実施する活動を支援し、参加しやすいイベントの開催を促進します。 多様な交流団体や個人等と連携し、国際都市らしいイベントの開催を促進します。 	市民生活課
31	交流の活性化に向けたネットワークの構築	<ul style="list-style-type: none"> 交流活動の活発化に向けて、日本人、外国人市民共に交流を希望する団体や個人が集まってマッチングする場や、団体間の情報交換を行う場を創出し、相互協力の体制づくりやネットワークの充実を図ります。 	市民生活課 経営戦略チーム
32	都市間交流の充実	<ul style="list-style-type: none"> 市民の国際交流の機運を高めるため、東広島市と友好都市等の協定を結ぶ徳陽市やマリリア市をはじめとした、海外の都市と多様な分野での交流を推進します。 	市民生活課 経営戦略チーム

(2) 交流を支える人材等の育成・支援

No.	施策名	取組内容	担当課
33	国際化を支える人材の確保・育成	<ul style="list-style-type: none"> 国際交流や支援活動を支える人材の確保、育成のため、外国人市民を含む国際交流ボランティアの登録を促進し、ボランティアや支援者向けの研修等を実施します。 	市民生活課

(3) サポート情報の発信

No.	施策名	取組内容	担当課
34	国際交流団体等へのサポート情報の発信	<ul style="list-style-type: none"> 市内の国際交流に関わる団体や企業等を支援するため、関係機関等が行っている支援事業をインターネット等を活用して情報を発信します。 	市民生活課 産業振興課

施策の方向性 2 国際理解の促進

【現状と課題】

相互理解のためには、外国人市民と日本人市民が、お互いに言語や文化等の違いを認め、歩み寄る意識を醸成することが大切です。それぞれの文化を理解し、地域社会全体で多様性を受け入れる意識啓発をはじめ、交流や国際協力を通じた国際的な感覚の醸成を促進します。また、相互理解の促進によって、新たな気付き、新たな価値観を創り出し、育むことができる人材の育成を図ります。

(1) 多文化共生の意識づくり

No.	施策名	取組内容	担当課
35	多文化共生に関する意識啓発の充実	<ul style="list-style-type: none"> 異なる文化、生活習慣、価値観等への理解を深めるため、出前講座の実施等を通して多文化共生への意識啓発や外国人市民に対する偏見、差別の解消を図ります。 	市民生活課 地域づくり推進課
36	国際理解の促進	<ul style="list-style-type: none"> 国際的な舞台や地域社会で活躍できる人材の育成を図るため、市内の国際化に関係する機関や留学生、JICA研修員等の豊かな知的資源を活かし、国際理解を促進する機会を創出します。 	市民生活課 指導課

(2) 国際協力の推進

No.	施策名	取組内容	担当課
37	国際協力研修事業への協力	<ul style="list-style-type: none"> 国際協力への意識の醸成及び国際性豊かな人材の育成を図るため、JICA中国等が主催する研修事業に積極的に協力します。 	市民生活課

基本目標3 多様性を活力にしてイノベーションを創造するまち

外国人市民支援という視点だけでなく、言語や文化等が異なる人々が同じ地域で共に暮らす多様性を貴重な資源として捉え、大学との連携によるTown & Gown構想や次世代学園都市構想の推進により、都市の文化的、経済的な魅力を向上し、本市の活力やイノベーションの創造につなげていくことを目指します。

そのための指標を、「4大学との連携事業数(審議会委員等を除いたもの)」に設定します。

《指標》

基本目標	内容	現状値 令和6(2024)年度	目標値 令和12(2030)年度
3 多様性を活力にしてイノベーションを創造するまち	4大学との連携事業数(審議会委員等を除いたもの)	103件/年	123 件/年

施策の方向性 1 国際化に向けた都市環境の充実

【現状と課題】

増加傾向にある外国人市民や外国人観光客が、円滑に移動や食事、観光ができることは地域経済の活性化にとっても重要なことです。そのため、公共サインや地図等の多言語化、飲食施設等の多言語化、Wi-Fi 環境整備等、都市環境を充実し、良好な滞在環境や移動利便性の向上を図ります。

(1) 滞在環境の利便性の向上

No.	施策名	取組内容	担当課
38	言語によらず快適に過ごせる滞在環境づくり	● 「東広島市サイン等多言語表記ガイドライン」に基づき、外国人市民等が快適で安心した生活を送ることができるよう、公共サインや街中の地図等について、場所の特性や視認性に配慮し、多言語での表示やピクトグラムを活用等、外国人市民や観光客等にも分かりやすい環境の整備に取り組みます。	市民生活課 ブランド推進課 各施設所管課
39	滞在利便性の向上	● 外国人市民や観光客等の滞在中の利便性を向上させるため、Wi-Fi 通信環境の整備等を推進します。	ブランド推進課

(2) 産学官連携によるイノベーション環境の充実 【重点】

No.	施策名	取組内容	担当課
40	国際色豊かな都市拠点の形成	● 東広島市次世代学園都市構想の下、研究者等が集う基盤を整備するとともに、大学や民間企業と連携し新たなイノベーションの創出や、国際色豊かな都市拠点を形成します。	経営戦略チーム

施策の方向性 2 多様な人材の活躍と地域資源の活用

【現状と課題】

多様な言語や文化等を持つ外国人市民ならではの発想やネットワークを活かし、海外へ本市の魅力を発信します。また、ミライクリエの利用促進や多様な人材の活躍支援等を通じて、本市特有の資源を活かし国際都市としての成長を目指します。

(1) 海外への魅力発信

No.	施策名	取組内容	担当課
41	海外向けの観光プロモーションの展開	● 海外やインバウンド観光客に向けて、本市の魅力や観光情報を伝えるため、広島空港が近い利便性や外国人市民の多い本市の特長を活かし、日本酒をはじめとした本市の観光コンテンツを軸にプロモーションの強化を図ります。	ブランド推進課
42	外国人市民の情報発信力を活かした魅力の発信	● 留学生等の外国人市民の情報発信力を活かすため、外国人市民向けツアーやVFR企画を実施するとともに、大学等と連携した卒業後の留学生とのつながりづくりを進めます。	ブランド推進課 経営戦略チーム

(2) 地域資源の活用

No.	施策名	取組内容	担当課
43	地域資源を活用した外国人観光客等の誘致	● 外国人観光客等の誘致を進めるため、ターゲットとする国の嗜好等のニーズを的確に把握し、「食」や「自然」「農村」等の地域資源を活用した外国人向け観光プログラムの提供に取り組みます。	ブランド推進課
44	国際協力・交流の活動拠点の活用	● 多文化共生と国際化の推進を図るため、JICA中国やひろしま国際センターが入る「ひろしま国際プラザ」等、国際協力、国際交流の活動拠点の活用を進めます。	市民生活課
45	多様性を活かした都市の魅力の向上	● 多様性を活かした都市の魅力向上を図るため、交流団体、個人等と連携し、言語や文化の違いにかかわらず交流できる国際都市らしいイベントを開催し、市民の積極的な参加を促します。	市民生活課
46	留学生等の知識を活かした活躍の推進	● 大学と連携し、海外からの研究者や留学生等の言語、文化、知識を活かした市民との交流講座の開催等を支援し、活躍できる環境づくりを推進します。	経営戦略チーム 市民生活課
47	大学と連携した多文化共生への取組み	● 大学の学術研究と協力し、市の社会課題の解決を目指すことで、多文化共生のまちづくりを推進します。	経営戦略チーム 市民生活課

(3) 多様な人材の活躍支援

No.	施策名	取組内容	担当課
48	留学生の活躍支援	<ul style="list-style-type: none">● 広島県留学生活躍支援センターと連携し、留学生の受入促進や就職セミナーの情報発信等、生活・就職支援を行います。	経営戦略チーム 産業振興課

(4) 市内企業の海外展開支援

No.	施策名	取組内容	担当課
49	市内企業の海外展開支援	<ul style="list-style-type: none">● JETROやJICA等が実施する海外展開セミナーや支援事業等の情報を市内企業へ周知し、海外展開を目指す企業を支援します。	産業振興課

共通基盤 様々な主体が参画した推進体制の整備

本市の国際都市への成長に向けて、多文化共生を推進する活動拠点の充実をはじめ、推進組織の活性化、庁内推進体制の充実等を図るとともに、多様な主体が参画し協働して取組みを推進できる体制を整備します。

(1) 活動拠点の充実

No.	施策名	取組内容	担当課
50	国際化推進活動・交流拠点の充実	<ul style="list-style-type: none"> 国際化、多文化共生を推進する活動や交流拠点の機能を強化するため、外国人市民や国際交流団体等からの意見の反映に努めるとともに、様々な団体がつながり交流できる環境づくりを行います。 	市民生活課 経営戦略チーム

(2) 推進組織の活性化 **【重点】**

No.	施策名	取組内容	担当課
51	国際交流組織や交流団体間のつながりづくり	<ul style="list-style-type: none"> 本市における中核的な国際交流組織である東広島市国際化推進協議会の体制強化や国際交流団体の活動を活性化させ、より多くの団体に関わり、連携して事業を実施するきっかけづくりに取り組みます。 	市民生活課

(3) 庁内体制の整備

No.	施策名	取組内容	担当課
52	多文化共生コーディネーターの活用	<ul style="list-style-type: none"> 「多文化共生コーディネーター」の専門的知識と経験を活かして、日本語教室のコーディネートや各地域の団体等が独自に行う多文化共生の活動を支援します。 	市民生活課
53	行政窓口等での多言語対応の充実	<ul style="list-style-type: none"> 行政窓口における円滑な意思疎通を図るため、行政国際化推進員による通訳や文書の翻訳を行うほか、自動翻訳ツールの活用等により、外国人市民が利用しやすい環境を整備します。 文書の翻訳は、ガイドラインに基づき用語や精度の統一を図ります。 	市民生活課 DX推進チーム 全庁
54	多文化共生に関する職員への啓発	<ul style="list-style-type: none"> 職員の多文化共生意識の啓発やコミュニケーション能力の向上を図るため、市内の外国人市民の状況把握や「やさしい日本語」の庁内普及、外国人市民対応等に関する職員研修を実施します。 	市民生活課 職員課

(4) 広域的な連携の促進

No.	施策名	取組内容	担当課
55	周辺市町等との連携促進	<ul style="list-style-type: none"> 多言語対応における広域的な連携を促進するため、外国人市民の生活相談や行政窓口での通訳、災害時の多言語対応の支援について、県や周辺市町、関係機関と連携して、相互に持つ人材や資源を有効に利用し合う体制を整備します。 	市民生活課

第6章 プランの推進

1 庁内推進体制の充実

国際化に関する取組みは、生活支援のみならず地域づくり、労働、観光、子育て、教育、福祉など多岐にわたっています。本プランの推進にあたっては、市内に居住する外国人市民の多様化する生活ニーズ等に的確に対応できるよう、庁内の関係部署が十分な連携を図り、分野横断的に様々な取組みを推進する体制の充実を図ります。また、行政国際化推進員の配置や職員の研修等を通して、庁内における多言語対応をはじめとした外国人市民への支援体制の充実を図ります。

2 様々な主体の参画と連携

市全体で国際化を推進していくためには、市民や国際化の関係団体、地域コミュニティ、大学等の学術研究機関、事業所、行政等がそれぞれの役割を担い、参画していくことが必要です。

市民及び関係団体・機関等への国際化に対する理解の促進をはじめ、地域における支援や交流を支える担い手の確保や育成を図りながら、様々な主体が連携して取組みを進めていきます。

3 計画の進行管理

施策の推進状況等については、PDCAサイクルによる進行管理に基づき、定期的に庁内で点検、評価を実施するとともに、「東広島市国際化推進プラン審議会」による国際化の取組みに対する実施状況の検証を行い、今後の取組みへの反映に努めます。

資料編

1 プラン策定の経過

年度	月	項目	内容
令和5年 (2023) 年度	7~8月	市民満足度調査	<ul style="list-style-type: none"> 市民2500人を対象に郵送調査 (「多文化共生のまちづくり」に関する質問を設定)
令和6 (2024) 年度	6月	諮問	<ul style="list-style-type: none"> 市長から審議会への諮問
	6月	第1回 国際化推進プラン 審議会	<ul style="list-style-type: none"> 第4次プラン策定方針等について 外国人市民アンケートの調査項目について
	7~8月	国際化に関する外国人市民 アンケート	<ul style="list-style-type: none"> 外国人市民1,000人を対象に郵送調査
	7~8月	外国人市民に関わりのある企業・団体等へのヒアリング調査	<ul style="list-style-type: none"> 関係団体等に個別訪問によるヒアリング調査
	8月	第1回 国際化の まちづくりワークショップ	<ul style="list-style-type: none"> 対象:外国人市民
	8月	第2回 国際化の まちづくりワークショップ	<ul style="list-style-type: none"> 対象:東広島市国際化推進協議会会員
	9月	第3回 国際化の まちづくりワークショップ	<ul style="list-style-type: none"> 対象:東広島市国際化推進協議会会員
	10月	第2回 国際化推進プラン 審議会	<ul style="list-style-type: none"> 外国人市民アンケート結果について 第4次プランの骨子(案)の審議
	2月	第3回 国際化推進プラン 審議会	<ul style="list-style-type: none"> 第4次プラン素案について
令和7 (2025) 年度	2~3月	パブリックコメント (意見公募)	<ul style="list-style-type: none"> 第4次プラン素案について
	5月	国際化推進プラン審議会	<ul style="list-style-type: none"> パブリックコメントへの対応について 第4次プラン成案について
	6月	答申	<ul style="list-style-type: none"> 審議会から市長へ答申

2 東広島市国際化推進プラン審議会

(1) 東広島市国際化推進プラン審議会規則

平成27年3月31日規則第48号
改正 平成28年3月31日規則第28号
平成30年3月30日規則第32号
平成31年3月14日規則第9号
令和3年3月31日規則第31号

(趣旨)

第1条 この規則は、附属機関の設置に関する条例(昭和50年東広島市条例第34号)第3条の規定に基づき、東広島市国際化推進プラン審議会(以下「審議会」という。)の所掌事務、組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、東広島市国際化推進プランの策定及び推進について審議するものとする。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 国際関係機関又は国際関係団体に属する者
- (3) 外国の国籍を有する市民
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は4年以内において市長が定める期間とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員は、前条第2項に掲げる要件を該当しないこととなったときは、解嘱され、又は解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(部会)

第7条 審議会は、その定めるところにより部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により選任する。

4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、生活環境部市民生活課において処理する。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月31日規則第28号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成30年3月30日規則第32号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(平成31年3月14日規則第9号)

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和3年3月31日規則第31号)

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(2)東広島市国際化推進プラン審議会委員名簿

委嘱日:令和5年7月

	区分	分野	組織・団体名等	審議会委員
1	1 学識経験を有する者	大学	広島大学 森戸国際高等教育学院	教授 本田 義央
2		大学	広島国際大学	健康科学部 准教授 杉本 巧
3	2 国際関係機関 又は国際関係団 体に属する者	国際関係機関 (国際協力)	独立行政法人 国際協力機構中国センター (JICA中国)	所長 村岡 啓道
4		国際関係機関 (国際交流)	公益財団法人 ひろしま国際センター	常務理事 西田 敏啓
5		国際関係機関 (外国人生活支援)	公益財団法人 東広島市教育文化振興事業団	事務局長 下宮 文子
6		国際交流団体 (アセアン諸国)	広島アセアン協会	副会長 小松 節子
7		国際交流団体 (中国)	東広島市日中親善協会	副会長兼事務局長 兼森 裕
8		国際交流団体 (ベトナム)	一般社団法人 広島ベトナム平和友好協会	会長 赤木 達男
9	3 外国の国籍を有する市民	外国籍市民	広島大学	研究員 カオ ティトゥイ リン
10	4 その他、市長 が必要と認める 者	国際関係機関 (外国人相談員)	公益財団法人 東広島市教育文化振興事業団	高良 マルシア
11		教育 (日本語指導学級設置校)	東広島市小学校長会	寺西小学校 校長 小川 寛
12		教育 (学外・地域教育支援)	こどものひろばヤッチャル	副代表 奥村 玲子
13		労働 (外国進出企業)	株式会社サタケ	常務取締役 友保 義正
14		労働 (外国人労働者受入れ監理団体)	広島ものづくり協同組合	代表理事 中西 信二
15		地域	御園宇小学校区 住民自治協議会	顧問 佐々木 成樹

3 パブリックコメント(意見公募)の概要

1 目的・背景

本市における国際化と多文化共生社会の実現に向けた施策を総合的、計画的に推進するための指針となる「第4次東広島市国際化推進プラン」の策定にあたり、広く市民から意見を伺い、プランに反映させていくため、次のとおりパブリックコメント(意見公募)を実施した。

2 意見募集

令和7年2月20日(木)から3月19日(水)まで

3 計画案の閲覧方法

市民生活課、各支所・出張所、各地域センター、各生涯学習センター、各図書館、コミュニケーションコーナー(サンスクエア東広島1階)、市ホームページで公開

4 意見公募の対象

次のいずれかに該当する方

- (1)市内に住所を有する方
- (2)市内の事務所又は事業所に勤務する方
- (3)市内の学校に在学する方
- (4)市内に事務所又は事業所を有する個人又は法人その他の団体
- (5)第4次東広島市国際化推進プランに関し利害関係を有する方

5 意見の提出方法

氏名、住所、年代、意見提出者の該当要件を記載
担当課(市民生活課)への持参・郵送、ファクシミリ送信、電子申請

6 意見提出件数

意見提出者数	5人
意見提出件数	9件
地域別提出者数	西条3人、高屋1人、志和1人
年代別提出者数	50代1人、60代2人、70代1人、80代以上1人

4 在留資格一覽

一の表(就労資格)

在留資格	本邦において行うことができる活動	該当例	在留期間
外交	日本国政府が接受する外国政府の外交使節団若しくは領事機関の構成員、条約若しくは国際慣行により外交使節と同様の特権及び免除を受ける者又はこれらの者と同一の世帯に属する家族の構成員としての活動	外国政府の大使、公使、総領事、代表団構成員等及びその家族	外交活動の期間
公用	日本国政府の承認した外国政府若しくは国際機関の公務に従事する者又はその者と同一の世帯に属する家族の構成員としての活動(この表の外交の項に掲げる活動を除く。)	外国政府の大使館・領事館の職員、国際機関等から公の用務で派遣される者等及びその家族	5年、3年、1年、3月、30日又は15日
教授	本邦の大学若しくはこれに準ずる機関又は高等専門学校において研究、研究の指導又は教育をする活動	大学教授等	5年、3年、1年又は3月
芸術	収入を伴う音楽、美術、文学その他の芸術上の活動(二の表の興行の項に掲げる活動を除く。)	作曲家、画家、著述家等	5年、3年、1年又は3月
宗教	外国の宗教団体により本邦に派遣された宗教家の行う布教その他の宗教上の活動	外国の宗教団体から派遣される宣教師等	5年、3年、1年又は3月
報道	外国の報道機関との契約に基づいて行う取材その他の報道上の活動	外国の報道機関の記者、カメラマン	5年、3年、1年又は3月

二の表(就労資格、上陸許可基準の適用あり)

在留資格	本邦において行うことができる活動	該当例	在留期間
高度専門職	1号 高度の専門的な能力を有する人材として法務省令で定める基準に適合する者が行う次のイからハまでのいずれかに該当する活動であって、我が国の学術研究又は経済の発展に寄与することが見込まれるもの イ 法務大臣が指定する本邦の公私の機関との契約に基づいて研究、研究の指導若しくは教育をする活動又は当該活動と併せて当該活動と関連する事業を自ら経営し若しくは当該機関以外の本邦の公私の機関との契約に基づいて研究、研究の指導若しくは教育をする活動 ロ 法務大臣が指定する本邦の公私の機関との契約に基づいて自然科学若しくは人文科学の分野に属する知識若しくは技術を要する業務に従事する活動又は当該活動と併せて当該活動と関連する事業を自ら経営する活動 ハ 法務大臣が指定する本邦の公私の機関において貿易その他の事業の経営を行い若しくは当該事業の管理に従事する活動又は当該活動と併せて当該活動と関連する事業を自ら経営する活動	ポイント制による高度人材	5年
	2号 1号に掲げる活動を行った者であって、その在留が我が国の利益に資するものとして法務省令で定める基準に適合するものが行う次に掲げる活動 イ 本邦の公私の機関との契約に基づいて研究、研究の指導又		無期限

	<p>は教育をする活動</p> <p>ロ 本邦の公私の機関との契約に基づいて自然科学又は人文科学の分野に属する知識又は技術を要する業務に従事する活動</p> <p>ハ 本邦の公私の機関において貿易その他の事業の経営を行い又は当該事業の管理に従事する活動</p> <p>ニ 2号イからハまでのいずれかの活動と併せて行う一の表の教授、芸術、宗教、報道の項に掲げる活動又はこの表の法律・会計業務、医療、教育、技術・人文知識・国際業務、介護、興行、技能、特定技能2号の項に掲げる活動(2号イからハまでのいずれかに該当する活動を除く。)</p>		
経営・管理	本邦において貿易その他の事業の経営を行い又は当該事業の管理に従事する活動(この表の法律・会計業務の項に掲げる資格を有しなければ法律上行うことができないこととされている事業の経営又は管理に従事する活動を除く。)	企業等の経営者・管理者	5年、3年、1年、6月、4月又は3月
法律・会計業務	外国法事務弁護士、外国公認会計士その他法律上資格を有する者が行うこととされている法律又は会計に係る業務に従事する活動	弁護士、公認会計士等	5年、3年、1年又は3月
医療	医師、歯科医師その他法律上資格を有する者が行うこととされている医療に係る業務に従事する活動	医師、歯科医師、看護師	5年、3年、1年又は3月
研究	本邦の公私の機関との契約に基づいて研究を行う業務に従事する活動(一の表の教授の項に掲げる活動を除く。)	政府関係機関や私企業等の研究者	5年、3年、1年又は3月
教育	本邦の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、専修学校又は各種学校若しくは設備及び編制に関してこれに準ずる教育機関において語学教育その他の教育をする活動	中学校・高等学校等の語学教師等	5年、3年、1年又は3月
技術・人文知識・国際業務	本邦の公私の機関との契約に基づいて行う理学、工学その他の自然科学の分野若しくは法律学、経済学、社会学その他の人文科学の分野に属する技術若しくは知識を要する業務又は外国の文化に基盤を有する思考若しくは感受性を必要とする業務に従事する活動(一の表の教授、芸術、報道の項に掲げる活動、この表の経営・管理、法律・会計業務、医療、研究、教育、企業内転勤、介護、興行の項に掲げる活動を除く。)	機械工学等の技術者、通訳、デザイナー、私企業の語学教師、マーケティング業務従事者等	5年、3年、1年又は3月
企業内転勤	本邦に本店、支店その他の事業所のある公私の機関の外国にある事業所の職員が本邦にある事業所に期間を定めて転勤して当該事業所において行うこの表の技術・人文知識・国際業務の項に掲げる活動	外国の事業所からの転勤者	5年、3年、1年又は3月
介護	本邦の公私の機関との契約に基づいて介護福祉士の資格を有する者が介護又は介護の指導を行う業務に従事する活動	介護福祉士	5年、3年、1年又は3月
興行	演劇、演芸、演奏、スポーツ等の興行に係る活動又はその他の芸能活動(この表の経営・管理の項に掲げる活動を除く。)	俳優、歌手、ダンサー、プロスポーツ選手等	3年、1年、6月、3月又は30日
技能	本邦の公私の機関との契約に基づいて行う産業上の特殊な分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する活動	外国料理の調理師、スポーツ指導者、航空機の操縦者、貴金属等の加工職人等	5年、3年、1年又は3月

在留資格	本邦において行うことができる活動	該当例	在留期間
特定技能	1号 法務大臣が指定する本邦の公私の機関との雇用に関する契約（入管法第2条の5第1項から第4項までの規定に適合するものに限る。次号において同じ。）に基づいて行う特定産業分野（人材を確保することが困難な状況にあるため外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野として法務省令で定めるものをいう。同号において同じ。）であって法務大臣が指定するものに属する法務省令で定める相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する活動	特定産業分野に属する相当程度の知識又は経験を要する技能を要する業務に従事する外国人	法務大臣が個々に指定する期間（1年を超えない範囲）
	2号 法務大臣が指定する本邦の公私の機関との雇用に関する契約に基づいて行う特定産業分野であって法務大臣が指定するものに属する法務省令で定める熟練した技能を要する業務に従事する活動	特定産業分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する外国人	3年、1年又は6月
技能実習	1号 イ 技能実習法上の認定を受けた技能実習計画（第一号企業単独型技能実習に係るものに限る。）に基づいて、講習を受け、及び技能等に係る業務に従事する活動 ロ 技能実習法上の認定を受けた技能実習計画（第一号団体監理型技能実習に係るものに限る。）に基づいて、講習を受け、及び技能等に係る業務に従事する活動	技能実習生	法務大臣が個々に指定する期間（1年を超えない範囲）
	2号 イ 技能実習法上の認定を受けた技能実習計画（第二号企業単独型技能実習に係るものに限る。）に基づいて技能等を要する業務に従事する活動 ロ 技能実習法上の認定を受けた技能実習計画（第二号団体監理型技能実習に係るものに限る。）に基づいて技能等を要する業務に従事する活動		法務大臣が個々に指定する期間（2年を超えない範囲）
	3号 イ 技能実習法上の認定を受けた技能実習計画（第三号企業単独型技能実習に係るものに限る。）に基づいて技能等を要する業務に従事する活動 ロ 技能実習法上の認定を受けた技能実習計画（第三号団体監理型技能実習に係るものに限る。）に基づいて技能等を要する業務に従事する活動		法務大臣が個々に指定する期間（2年を超えない範囲）

三の表(非就労資格)

在留資格	本邦において行うことができる活動	該当例	在留期間
文化活動	収入を伴わない学術上若しくは芸術上の活動又は我が国特有の文化若しくは技芸について専門的な研究を行い若しくは専門家の指導を受けてこれを修得する活動（四の表の留学、研修の項に掲げる活動を除く。）	日本文化の研究者等	3年、1年、6月又は3月
短期滞在	本邦に短期間滞在して行う観光、保養、スポーツ、親族の訪問、見学、講習又は会合への参加、業務連絡その他これらに類似する活動	観光客、会議参加者等	90日若しくは30日又は15日以内の日を単位とする期間

四の表(非就労資格, 上陸許可基準の適用あり)

在留資格	本邦において行うことができる活動	該当例	在留期間
留学	本邦の大学、高等専門学校、高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。)若しくは特別支援学校の高等部、中学校(義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。)若しくは特別支援学校の中学部、小学校(義務教育学校の前期課程を含む。)若しくは特別支援学校の小学部、専修学校若しくは各種学校又は設備及び編制に関してこれらに準ずる機関において教育を受ける活動	大学、短期大学、高等専門学校、高等学校、中学校及び小学校等の学生・生徒	法務大臣が個々に指定する期間(4年3月を超えない範囲)
研修	本邦の公私の機関により受け入れられて行う技能等の修得をする活動(二の表の技能実習1号、この表の留学の項に掲げる活動を除く。)	研修生	1年、6月又は3月
家族滞在	一の表の教授、芸術、宗教、報道、二の表の高度専門職、経営・管理、法律・会計業務、医療、研究、教育、技術・人文知識・国際業務、企業内転勤、介護、興行、技能、特定技能2号、三の表の文化活動又はこの表の留学の在留資格をもって在留する者の扶養を受ける配偶者又は子として行う日常的な活動	在留外国人が扶養する配偶者・子	法務大臣が個々に指定する期間(5年を超えない範囲)

五の表

在留資格	本邦において行うことができる活動	該当例	在留期間
特定活動	法務大臣が個々の外国人について特に指定する活動	外交官等の家事使用人、ワーキング・ホリデー、経済連携協定に基づく外国人看護師・介護福祉士候補者等	5年、3年、1年、6月、3月又は法務大臣が個々に指定する期間(5年を超えない範囲)

入管法別表第二の上欄の在留資格(居住資格)

在留資格	本邦において有する身分または地位	該当例	在留期間
永住者	法務大臣が永住を認める者	法務大臣から永住の許可を受けた者(入管特例法の「特別永住者」を除く。)	無期限
日本人の配偶者等	日本人の配偶者若しくは特別養子又は日本人の子として出生した者	日本人の配偶者・子・特別養子	5年、3年、1年又は6月
永住者の配偶者等	永住者等の配偶者又は永住者等の子として本邦で出生しその後引き続き本邦に在留している者	永住者・特別永住者の配偶者及び本邦で出生し引き続き在留している子	5年、3年、1年又は6月
定住者	法務大臣が特別な理由を考慮し一定の在留期間を指定して居住を認める者	第三国定住難民、日系3世、中国残留邦人等	5年、3年、1年、6月又は法務大臣が個々に指定する期間(5年を超えない範囲)

資料:法務省出入国在留管理庁(令和6(2024)年12月時点)

6 用語解説

	用語	解説
あ行	ICT	Information and Communication Technology(情報通信技術)の略で、インターネットや携帯情報端末等のコンピュータ関連の技術を総称したもの。
	アプリ	Application(アプリケーション)の略。OS(コンピュータのオペレーション(操作・運用・運転)を司るシステムソフトウェア)上にインストールして利用するソフトウェア全般を指す。ワープロソフト、表計算ソフト、グラフィックソフト、ゲームなど、目的に応じて使う専用プログラムやソフトのこと。
	安心 ▶ 誇り ▶ 挑戦 ひろしまビジョン	広島県の目指す姿とその実現に向けた取組みの方向性を明らかにし、新たな広島県づくりを推進するために、令和2(2020)年10月に策定したビジョン。「将来にわたって、『広島に生まれ、育ち、住み、働いて良かった』と心から思える広島県の実現」を基本理念とし、県民一人ひとりが「安心」の土台と「誇り」により、夢や希望に「挑戦」している姿を目指したもの。
	育成就労制度	平成5(1993)年に創設された技能実習制度に代わり、育成就労産業分野において、特定技能1号水準の技能を有する人材を育成するとともに、当該分野における人材を確保することを目的とする制度。令和6(2024)年度に出入国管理法等の改正が行われ、令和9(2027)年までに施行される。
	イノベーション	経済発展の最も主導的な要因。「新結合」「新機軸」。新たな価値を創造し社会に大きな変化をもたらす幅広い意味での革新。
	インターナショナルスクール	日本に在留している外国籍の児童・生徒を対象にした英語で授業が行われる教育機関。近年では日本のグローバル化や多様化に伴い、日本人児童生徒が入学するケースも増えてきている。
	インターンシップ	企業が学生に就業体験の場と機会を提供し、そこに学生が参加することができる制度。
	インバウンド	主に日本の観光業界において「外国人の日本旅行(訪日旅行)」あるいは「訪日外国人観光客」などの意味で用いられる言葉。
	永住者(在留資格)	法務大臣が日本で永住を認める者に対して付与する在留資格。原則として、在留活動や在留期間に制限がない。
	AI	Artificial Intelligence(人工知能)の略。コンピュータが人間の知的能力を模倣して、学習や推論、判断、最適化提案、課題定義や解決などを行う技術。
	SNS	Social Networking Serviceの略。人と人とのつながりを促進・サポートするコミュニティ型のWEBサイトのこと(X(元twitter)、Facebook、LINEなど)。
	SDGs(持続可能な開発目標)	Sustainable Development Goals(持続可能な開発目標)の略。平成27(2015)年9月の国連サミットで採択された2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標であり、17のゴールと169のターゲットから成り立っている。
	SDGs未来都市	内閣府地方創生推進室が選定する、SDGsの達成に向けて優れた取組みを提案する都市や地域のこと。
か行	外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策	国が策定した、外国人材を適正に受け入れ、共生社会の実現を図ることにより、日本人と外国人が安全に安心して暮らせる社会の実現に寄与するという目的を達成するため、外国人材の受入れ・共生に関して、目指すべき方向性を示すもの。
	外国人市民	「外国人」については「国籍法」では「日本国籍を有しない者」と定義づけられているが、本市には日本国籍を有していても異なる文化を持つ人(外国で生まれ育った人、中国帰国者、国際結婚により生まれた人、帰化した人など)や、外国籍を有していても日本語を話し日本文化を理解している人など、様々な人が「市民」として暮らしている。 そのため、本プランでは、日本国籍の有無にかかわらず、外国の文化を背景に持つ人を「外国人市民」という言葉で表現する。

	用語	解説
か行	外国人登録	日本に在留する外国人は、居住地の市町村長から外国人登録証明書の交付を受けることが義務付けられていたが、平成24(2012)年に制度が廃止され、現在は在留カードにより住民基本台帳で管理されている。
	外国につながる子ども	国籍にかかわらず、海外に自分自身のルーツがあり、多様な言語や文化、価値観、慣習などの中で育ってきた子どもを指す。
	学校ガイドブック	日本の学校の制度や就学の手続き等をまとめた冊子。主に、外国籍の子どもや長期間海外に滞在していた日本国籍の子どもの保護者に対して、転入学手続きの際に配布している。
	賀茂学園都市建設(基本計画)	広島大学の統合移転の決定に対応して昭和49(1974)年に策定された「賀茂学園都市建設基本構想」に続き、昭和50(1975)年に策定された賀茂学園都市建設の基本計画。基本構想で都市軸として設定された西条駅～大学ルートにおける市街地形成を図るため、ブルーボール沿道に学園都市を象徴する文化・行政・商業・業務施設など都心的施設の立地誘導を図るものとされた。
	監理団体	技能実習生を受け入れ、実習実施機関である各企業において技能実習が適正に実施されているかの確認、指導などを行う。監理団体は、事業協同組合、公益法人や企業団体など非営利の団体。
	キーパーソン	会社の組織やコミュニティの集団の中で、判断や取決めをするときに大きな影響を及ぼす「鍵となる人物」のこと。
	技能実習制度	我が国が先進国としての役割を果たしつつ国際社会との調和ある発展を図っていくため、技能、技術又は知識の開発途上国等への移転を図り、開発途上国等の経済発展を担う「人づくり」に協力することを目的として平成5(1993)年に創設された。出入国管理及び難民認定法に規定されている「技能実習」の在留資格により日本に在留する外国人が技能等を修得する制度。現行の「技能実習制度」は発展的に解消し、令和9(2027)年までに「育成就労制度」が施行されることになった。
	教育未来創造会議第二次提言	高等教育と社会の関係の多様化・複雑化を見据えて、社会人が学び直すりカレント教育やデジタル時代における人材育成策の検討を目的とした「教育未来創造会議」において、令和5(2023)年4月、グローバル社会を見据えた人材育成のための教育の国際化、日本人学生(大学生・高校生等)の50万人海外留学派遣などについてとりまとめられたもの。
	グローバル化	政治、経済、文化など様々な側面において、国家や地域などの境界を越えて、世界規模で資本や情報等のやり取りが行われること。
	国際交流ボランティア制度	国際交流事業にボランティアとして市民に積極的に参加してもらうための登録制度。登録分野には「ホストファミリー、ボランティア通訳・ガイド、文化紹介・指導、事業協力(イベント等の手伝い)、日本語教育」がある。
	国際的研究拠点東広島 の形成に関する協定	令和元(2019)年に広島大学と市との間で、相互の連携を強化し、東広島地域における国際的研究拠点の形成とそれに伴う地域社会の一層の活性化に資するための協定。
	国際平和拠点ひろしま 構想	広島県が人類初の原子爆弾による破壊から復興した地として、核兵器廃絶のプロセスや復興・平和構築などの課題について、国際平和実現のための取り組みや広島が果たすべき役割を構想としてまとめたもの。
	コミュニティ	共同体意識を持って共同生活を営み、利害をともにする人々の集団。地域社会。
雇用対策協議会	雇用の安定を図り、市内産業を活性化するための施策を推進し、市内産業の振興に寄与することを目的として、平成3(1991)年に設立された団体。東広島市、広島西条公共職業安定所、東広島商工連絡協議会の三者で構成。	
か行	コロナ禍	新型コロナウイルス感染症が招いた災難や危機的状況等、影響のあった期間を指す。期間としての明確な定義はないが、本プランにおいては、流行が拡大した2020年上旬から5類感染症と定義された令和5(2023)年5月頃までを想定している。

	用語	解説
さ行	在留資格	外国人が日本に在留するための資格。出入国管理及び難民認定法において、在留することのできる期間や在留中に行うことができる活動が規定されている。
	サンスクエア東広島	留学生に安全・快適な住居を提供するとともに、地域の国際交流拠点として、広島県、東広島市、広島県住宅供給公社が協力して平成4(1992)年に建設した。1階には外国人相談窓口運営のほか、情報発信や交流の場としてコミュニケーションコーナーを設置している。
	G7広島サミット	G7サミット(主要国首脳会議)とは、フランス、米国、英国、ドイツ、日本、イタリア、カナダ(議長国順)の7か国及び欧州連合(EU)の首脳で構成される国際会議のこと。2023年に日本はG7議長国として広島サミットを開催した。
	JETRO	日本貿易国際機構(ジェトロ)は、貿易・投資促進と開発途上国研究を通じ、日本の経済・社会の更なる発展に貢献することを目指す支援機関。世界50か国・70都市を超える海外事務所および国内各都道府県に拠点を設置しており、官民にまたがる広いネットワークを通じた商談会などの機会やセミナーによる情報の発信、経験豊かな専門家による個別企業への海外展開支援を行う。
	事業者ポータルサイト(サポートビラ)	事業者・東広島市・商工会議所等をインターネットで繋ぎ、「事業者・起業したい方」をデジタルで支援するもの。
	しごとのための日本語	厚生労働省が実施する、身分に基づく在留資格(「永住者」「日本人の配偶者等」「永住者の配偶者等」及び「定住者」)等をはじめとした求職中の方を対象に、日本の職場におけるコミュニケーション能力の向上、日本の職場習慣や雇用慣行、労働関係法令、社会保険制度等に関する知識の習得を通じて、日本における安定的な就職の促進を図ることを目的とした事業。
	自治体国際協力推進大綱の策定に関する指針	平成7(1995)年に旧自治省が、地域・コミュニティレベルの国際協力施策の計画的かつ総合的な推進に資すること及びその趣旨を地域住民に周知させることによる啓発効果を大綱策定の意義として、各都道府県及び指定都市における地域国際交流大綱の策定指針を示したものの。
	JICA・JICA中国国際センター	ジャイカ。Japan International Cooperation Agencyの略。昭和49(1974)年に国際協力事業団として設立され、平成15(2003)年には、特殊法人改革の中、独立行政法人国際協力機構として発足した。JICAは、開発途上国の社会・経済の自立、発展の支援などを通じて、平和で豊かな世界の実現を使命としている。 JICA中国国際センターは、平成9(1997)年に業務を開始し、中国地方の国際協力活動の拠点になっている。現JICA中国センターのこと。
住民基本台帳法の一部改正	日本の国籍を有しない者について適用を除外していた住民基本台帳法が改正され、平成24(2012)年7月から外国人住民も適用対象に加えられることになった。この結果、日本人と同様に、外国人住民についても住民票が作成され、日本人住民と外国人住民の住民票が世帯ごとに編成され、住民基本台帳が作成されることになった。	
出入国管理及び難民認定法	日本人や外国人が日本に入国、帰国または出国する際の手続きや、外国人について在留資格制度などを規定する法律。 平成21(2009)年の一部改正では、在留カードの交付など新たな在留管理制度の導入をはじめ、特別永住者証明書の交付、研修・技能実習制度の見直し、在留資格「留学」と「就学」の一本化などが盛り込まれた。 また、平成30(2018)年の一部改正(「改正出入国管理及び難民認定法」)では、新たに就労可能な在留資格「特定技能」が創設された。 令和9(2027)年までには、現行の「技能実習」制度を発展的に解消し、「育成就労制度」が施行されることになっている。	
さ行	新型コロナウイルス	新型コロナウイルス感染症(COVID-19)は、重症急性呼吸器症候群コロナウイルス2(SARS-CoV2)による感染症。令和元(2019)年末に発見されて以降、世界中で大流行し、令和2(2020)年1月30日にWHOにより緊急事態宣言が発表され、令和5(2023)年5月4日に解除された。

	用語	解説
	スーパーグローバル大学創成支援	世界トップレベルの大学との交流・連携を実現、加速するための新たな取組みや、人事・教務システムの改革、学生のグローバル対応力育成のための体制強化など、国際化を徹底して進める大学を重点支援する文部科学省事業。このうちタイプA(トップ型)は、世界大学ランキングトップ100を目指す力のある大学を支援するもの。
	すくすくサポート	東広島市こども家庭センターの相談窓口。保健師や助産師の資格を持つ母子保健コーディネーターと、保育士の資格を持つ子育て支援コーディネーターが、妊娠期から子育て期にわたり、安心して子育てができるようにサポートを行う。
	生活オリエンテーション	日本の生活習慣や東広島市の行政情報を知らない外国人市民を対象として、本市での生活を円滑に開始できるようにするために、対面を基本として説明するサービス。
た行	Town&Gown構想	Town(市)とGown(大学)が一体となってまちづくりに取り組む構想。市の行政知識やデータと、大学の知見や研究力を活用することで、暮らしをより豊かにする新しい技術の実装とそれを支える人材育成を行い、「持続可能なまちづくり」と「地域課題の解決」を目指すもの。
	多文化共生	国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと。
	地域国際交流推進大綱の策定に関する指針	平成元(1989)年に旧自治省が、地域の総合的かつ計画的な国際交流施策の推進に資すること及びその趣旨を地域住民に浸透させることによる啓発効果を大綱策定の意義として、各都道府県及び指定都市における地域国際交流大綱の策定指針を示したものの。
	地域における多文化共生推進プラン	平成18(2006)年に総務省が、国籍や民族などの異なる人々が、共に生きていく多文化共生の地域づくりを「国際交流」「国際協力」に続く第3の柱として推進するために示したものの。令和2(2020)年9月に、社会経済情勢の変化を踏まえ改訂した。
	テレワーク	Tele(離れて)とWork(仕事)を組み合わせた造語で、オフィス勤務以外の勤務形態の総称。
	特定技能(在留資格)	法務省が日本で労働を認める者に対して付与する在留資格の一つ。国内人材を確保することが困難な状況にある産業分野において、一定の専門性・技能を有する外国人を受け入れることを目的とする制度。平成30(2018)年に可決・成立した改正出入国管理法により在留資格「特定技能」が創設され、平成31(2019)年4月から受入れが開始された。
	徳陽市	広島県と友好提携をしている四川省の省都である成都(せいと)市から北東約60kmに位置している。人口約390万人、面積5,911km ² 。重工業、特に重機械と動力設備の製造工業が盛んな新興工業都市。軽工業、農業も盛んで、四川省内の主要な農産物の多くは徳陽市で生産されている。東広島市と徳陽市は、平成5(1993)年10月に友好都市提携を締結して以来、良好な友好関係を築いている。
な行	にほんごわいわい	東広島市で行われている、外国人市民と日本人ボランティアがグループになって、話をしながら日本語が勉強できる学習形態。
	日本政府観光局	日本政府観光局(JNTO)は、訪日インバウンドの拡大を通じ、国民経済の発展、地域の活性化、国際的な相互理解の促進、日本のブランド力向上を実現し、日本の未来をより豊かに、元気に、明るくすることを目指す機関。
は行	ハザードマップ	自然災害による被害の軽減や防災対策に使用する目的で、危険区域や避難場所などを表示した地図。
	ハラール	イスラム教(ムスリム)の戒律によって食べることが許されている食材や料理のこと。「豚肉」「アルコール」は全面的に禁じられている。宗派や国・地域・個人によって解釈が異なるが、食材としての可否に限らず、イスラムの教えにのっとった方法での加工や処理が必要。
は行	PDCAサイクル	施策などの計画を策定(Plan)、実施(Do)し、結果を評価(Check)して改善(Action)に結びつけ、その結果をまた次の計画策定に活用する循環。
	東広島イノベーションラボミライノ+	先端技術及び学術的関心、創業・起業又は社会課題の解決を目的とする個人や企業等が交流することでイノベーションを創出することを目的とした施設。

	用語	解説
	東広島国際フェスタ	言葉や文化の違いにかかわらず、東広島市民が様々な交流を通して、異文化理解を深めるお祭り。
	東広島市国際化推進協議会	東広島市の国際化を進めるため、昭和62(1987)年に設立された団体。外国人市民の生活支援や、市民の国際理解・交流の推進など、様々な事業を行っている。教育機関・民間団体・企業・行政機関・個人で構成。
	東広島市次世代学園都市構想	東広島市と大学が一体となり、持続可能な地方都市として、「適散・適集社会」の新たな都市モデルを構築し、最先端の技術を取り入れながら、イノベーションを創出するとともに、世界から起業家や研究者が集まるまちづくりを実現させることを目的とし、進むべき基本的な方向性及び今後実施すべき諸施策のアイデアをまとめたもの。
	ピクトグラム	文章ではなくイラストや絵など、直感的、感覚的に理解しやすいように単純化した視覚記号のこと。主に標識などで使用されている。
	広島県留学生生活支援センター	国際交流・国際協力を推進する公益財団法人ひろしま国際センターの中に、留学生支援専門チームとして平成23(2011)年に設立された。留学生の受入れから勉学・生活支援、就職支援までを目的に、産官学の連携体制で留学生支援を行っている。
	広島国際協力センター	平成9(1997)年に、JICA中国国際センター(現JICA中国センター)の設立に合わせて、広島県が開発途上国の人づくりに貢献するとともに県民の国際化やNGO活動の支援を行うために設置した、総合的な国際人材育成拠点。
	ひろしま国際センター	平成元(1989)年に広島県内の民間企業と行政が共同で設立した公益財団法人で、広島県の国際化の進展に対処し、諸外国国民との積極的な交流の推進、国際理解の増進を主な目的としている。本市には研修部が置かれ、広島国際協力センターの指定管理者及びJICA中国国際センター(現JICA中国センター)の受託機関として、国際人材の育成などを行っている。
	広島中央サイエンスパーク	産業支援サービス業の集積を促進するための「頭脳立地法」に基づく集積促進地域の承認を受けたことを契機として整備された、中核的業務団地。産学協同研究のための広島テクノプラザやひろしま産学共同研究拠点、独立行政法人酒類総合研究所をはじめ、民間の研究施設が建設され、試験・研究機能の集積が進められた。
	広島中央テクノポリス	創造的技術立国を目指す国のテクノポリス構想を受けて、高度技術工業集積地域開発促進法によって制度化及び指定された、全国26の地域の1つ。呉市、竹原市、東広島市で構成される。教育・研究機関の集積と地域産業の活性化に結び付く先端技術産業の集積を進め、西日本における先端技術の研究拠点を形成することが基本目標とされた。
	VFR	Visit Friends and Relativesの略称で、友人や親族を訪問する旅行のこと。一般観光客と違い、季節による訪日人数の変動幅が小さく、年間を通して需要があることや、比較的滞在期間が長いことが特徴。
	フェニックス国際センターミライクリエ	令和3(2021)年に広島大学と東広島市が共同建設した広島大学内の施設。グローバルな頭脳循環、交流ネットワークの形成により、イノベーションを創出する国際的活動拠点。
	プロモーション	製品やサービスに対する意識や関心を高め、消費者の購買意欲などを喚起する活動。
	母語	幼少期の生活環境の中で自然に身に付けた第一言語。
ま行	マリリア市	ブラジルのサンパウロ州に属し、サンパウロ市から西方約500kmに位置している。人口約24万人、面積1,194km ² 。コーヒーをはじめ様々な農作物が栽培されており、工業・商業ともに盛んで、大学などの教育機関も充実している。また、多くの広島県出身の日系人の方が活躍している。東広島市とマリリア市は、昭和55(1980)年11月に親善都市提携を締結して以来、良好な友好関係を築いている。
や行	やさしい日本語	簡易な表現や文章構成、ふりがなの利用などにより、日本語に不慣れな外国人にも分かりやすくした日本語。平成7(1995)年の阪神・淡路大震災をきっかけに、災害情報を外国人被災者に伝えるために弘前大学の研究室により提案された。
	指差しガイド	外国人と最低限のコミュニケーションを図るための会話補助ツール。シートに書かれた会話や記号を指差すことで、外国人とのコミュニケーションを手助けしてくれるもの。

	用語	解説
ら行	留学生受入れ10万人計画	留学生受入れ10万人計画は、「21世紀への留学生政策に関する提言」(昭和58(1983)年「21世紀への留学生政策懇談会」と「21世紀への留学生政策の展開について」(昭和59(1984)年「留学生問題調査・研究に関する協力者会議」)の2つの有識者会議からの提言を指している。これらの具体化を基本として進め、平成15(2003)年に目標の10万人を突破した。
わ行	Wi-Fi	パソコンやテレビ、スマートフォン、ゲーム機など、ネットワーク接続に対応した機器を無線(ワイヤレス)でLAN(ローカル・エリア・ネットワーク)に接続する技術のこと。Wi-Fiを利用することにより、無線で通信する端末が相互に接続可能になる。
	One-to-Oneにほんご	東広島市で行われている、外国人が日本人ボランティアとペアになり、1対1で話をするのできる学習形態。

第4次東広島市国際化推進プラン

発行年月:令和7(2025)年6月

発行:東広島市

編集:東広島市 生活環境部 市民生活課

〒739-8601 東広島市西条栄町8番29号

TEL:082-420-0922 FAX: 082-426-3124

URL: <https://www.city.higashihiroshima.lg.jp>



